

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

佐賀県包括外部監査人

江口克哉



## 目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査の着眼点及び主な監査手続.....	2
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 外部監査従事者の資格及び氏名.....	2
7. 利害関係.....	2
8. 用語の説明.....	2
第2 監査対象の概要.....	3
1. 佐賀県教育委員会の組織.....	3
2. 決算の状況（一般会計 歳出決算（目的別））.....	3
3. 生徒数の推移.....	5
4. 県立学校及び特別支援学校の状況.....	6
5. 佐賀県教育大綱（平成27年度～平成30年度）.....	10
第3 外部監査の結果及び意見（総括）.....	13
I 全般的な監査意見.....	13
1. ICT利活用教育について.....	13
2. 情報セキュリティ対策.....	17
3. 学校評価の実施状況について.....	20
4. 学校に応じた環境・設備の整備について.....	28
II 個別の監査結果及び監査意見の一覧（要約）.....	29
1. 教育委員会各課及び教育センター.....	29
2. 県立学校（財産の管理事務、施設の利用状況は教育センターを含む）.....	31
第4 佐賀県教育委員会各課及び佐賀県教育センターの監査結果及び意見.....	35
I 教育総務課.....	35
1. 教育総務課の概要.....	35
2. 収支の状況.....	36
3. 事業一覧.....	36
4. 監査対象事業.....	37
II 教育振興課.....	52

1.	教育振興課の概要.....	52
2.	収支の状況（特別支援教育室含む）.....	53
3.	事業一覧.....	53
4.	監査対象事業.....	55
III	教職員課.....	63
1.	教職員課の概要.....	63
2.	収支の状況.....	65
IV	学校教育課.....	71
1.	学校教育課の概要.....	71
2.	収支の状況.....	73
3.	事業一覧.....	74
4.	監査対象事業.....	75
V	保健体育課.....	89
1.	保健体育課の概要.....	89
2.	収支の状況.....	89
3.	事業一覧.....	90
4.	監査対象事業（重点事業）.....	91
5.	監査対象事業（その他の委託事業・補助事業等）.....	101
VI	佐賀県教育センター.....	107
1.	佐賀県教育センターの概要.....	107
2.	収支の状況.....	109
3.	事業一覧.....	109
4.	監査対象事業.....	110
5.	財産の管理事務.....	118
6.	施設の利用状況.....	119
第5	佐賀県立学校の監査結果及び意見.....	121
I	佐賀県立武雄高等学校.....	124
1.	学校の概要.....	124
2.	勤怠管理・給与計算.....	127
3.	請負・委託契約事務.....	128
4.	支出事務.....	128
5.	財産の管理事務.....	128

6.	薬品等の管理事務.....	128
7.	図書管理.....	130
8.	収納事務.....	131
9.	現金出納.....	133
10.	私費会計.....	134
11.	その他.....	142
II	佐賀県立佐賀東高等学校.....	143
1.	学校の概要.....	143
2.	勤怠管理・給与計算.....	146
3.	請負・委託契約事務.....	146
4.	支出事務.....	146
5.	財産の管理事務.....	147
6.	薬品等の管理事務.....	147
7.	図書管理.....	147
8.	収納事務.....	148
9.	現金出納.....	149
10.	私費会計.....	150
III	佐賀県立小城高等学校.....	155
1.	学校の概要.....	155
2.	勤怠管理・給与計算.....	158
3.	請負・委託契約事務.....	158
4.	支出事務.....	158
5.	財産の管理事務.....	159
6.	薬品等の管理事務.....	160
7.	図書管理.....	160
8.	収納事務.....	161
9.	現金出納.....	161
10.	私費会計.....	162
IV	佐賀県立伊万里農林高等学校.....	171
1.	学校の概要.....	171
2.	勤怠管理・給与計算.....	174
3.	請負・委託契約事務.....	174

4.	支出事務.....	175
5.	財産の管理事務.....	175
6.	薬品等の管理事務.....	175
7.	図書の管理.....	176
8.	収納事務.....	176
9.	現金出納.....	177
10.	私費会計.....	178
V	佐賀県立鳥栖工業高等学校.....	182
1.	学校の概要.....	182
2.	勤怠管理・給与計算.....	187
3.	請負・委託契約事務.....	187
4.	支出事務.....	188
5.	財産の管理事務.....	188
6.	薬品等の管理事務.....	189
7.	図書の管理.....	189
8.	収納事務.....	190
9.	現金出納.....	192
10.	私費会計.....	193
11.	佐賀県立鳥栖工業高等学校/定時制について.....	202
VI	佐賀県立唐津商業高等学校.....	211
1.	学校の概要.....	211
2.	勤怠管理・給与計算.....	215
3.	請負・委託契約事務.....	215
4.	支出事務.....	216
5.	財産の管理事務.....	216
6.	薬品等の管理事務.....	216
7.	図書の管理.....	217
8.	収納事務.....	217
9.	現金出納.....	218
10.	私費会計.....	219
VII	佐賀県立うれしの特別支援学校.....	231
1.	学校の概要.....	231

2.	勤怠管理・給与計算.....	235
3.	請負・委託契約事務.....	235
4.	支出事務.....	236
5.	財産の管理事務.....	236
6.	薬品等の管理事務.....	237
7.	図書管理.....	238
8.	収納事務.....	238
9.	現金出納.....	239
10.	私費会計.....	240
VIII	佐賀県立金立特別支援学校.....	243
1.	学校の概要.....	243
2.	勤怠管理・給与計算.....	247
3.	請負・委託契約事務.....	247
4.	支出事務.....	247
5.	財産の管理事務.....	248
6.	薬品等の管理事務.....	250
7.	図書管理.....	251
8.	収納事務.....	251
9.	現金出納.....	253
10.	私費会計.....	254

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

#### （1）外部監査の対象

佐賀県教育委員会の財務に関する事務の執行について

#### （2）監査対象機関

教育委員会関連	教育総務課、教育振興課、教職員課、学校教育課、 保健体育課、佐賀県教育センター
県立学校	佐賀東高等学校、武雄高等学校、小城高等学校、 伊万里農林高等学校、鳥栖工業高等学校、 唐津商業高等学校、うれしの特別支援学校、 金立特別支援学校

#### （3）監査対象期間

原則として平成 30 年度(必要に応じて前後の年度についても対象とした。)

### 3. 事件を選定した理由

佐賀県は、グローバル化や情報化の進展など、世界全体が大きく変化する中において、人口減少と少子高齢化の急速な進行による地域の活力の低下が懸念されるなど、日本がさまざまな課題に直面しているが、これらの課題に対応していくにあたり、教育には、『「生きる力」を確実に育むとともに、国際的視野を持って社会経済の進展に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる、心身ともにたくましく、郷土を愛し、郷土に誇りを持った県民を育成することが求められる』として、佐賀県における教育、生涯学習、文化・スポーツの振興に関する施策を総合的に推進していくため、「佐賀県教育大綱」（平成 27 年度～平成 30 年度）を策定した。

わが国では少子化に歯止めがかからず、佐賀県においても、平成 24 年度からの 6 年間で、小中学校（義務教育学校含む）の生徒数は 5,442 人、高校の生徒数は 2,076 人減少する一方で、佐賀県の教育費に対する歳出は、県の歳出決算（目的別）で、最も多く、県全体の歳出に対する構成比では、概ね 21%～22%前後で推移している。

教育事業は、将来の社会の担い手を育成するためのものとして極めて重要な意義を有することは言うまでもないが、一方において、ICT 利活用教育の展開、不登校児童生徒への対応、教員の働き方改革など、困難な課題を多く抱えている。

厳しい財政事情のなか、多くの諸問題を解決の方向に導いているか、教育の振興に関する施策が効果的かつ効率的に執行されているかを、教育大綱の最終年度(平成 30 年度)に当たり、合規性のみならず有効性及び経済性・効率性の観点から監査することは県民にとって有意義であると考えテーマとして選定した。



#### 4. 監査の着眼点及び主な監査手続

##### (1) 監査の着眼点

- ① 教育委員会が実施する事業が効果的に実施され、有効か。
- ② 財務事務は関係法令、規則等に準拠しているか。
- ③ 請負、委託契約に関する事務は関係法令、規則等に準拠しているか。
- ④ 情報の管理は適切に行われているか。
- ⑤ 薬品・毒劇物等の管理は諸規程に準拠して適正に実施されているか。
- ⑥ 備品は関係法令、規則等に準拠し適正に使用されているか。
- ⑦ 図書等の管理は適切に行われているか。
- ⑧ 私費会計の管理及び県費と私費の区分は適切か。

##### (2) 実施した主な監査手続

上記の着眼点から、担当者に対する質問、関係書類の閲覧、関係管理簿間の照合、質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。具体的な手続きは、以下の監査の結果に記載している。

#### 5. 外部監査の実施期間

令和元年 7 月 2 日から令和 2 年 1 月 31 日まで

#### 6. 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	江口克哉
包括外部監査人補助者	公認会計士	藤原 林
	公認会計士	岸川浩幸
	公認会計士	田村祥三
	公認会計士	森永亮太
	公認会計士	松本さざり
	公認会計士	御厨一紀

#### 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 8. 用語の説明

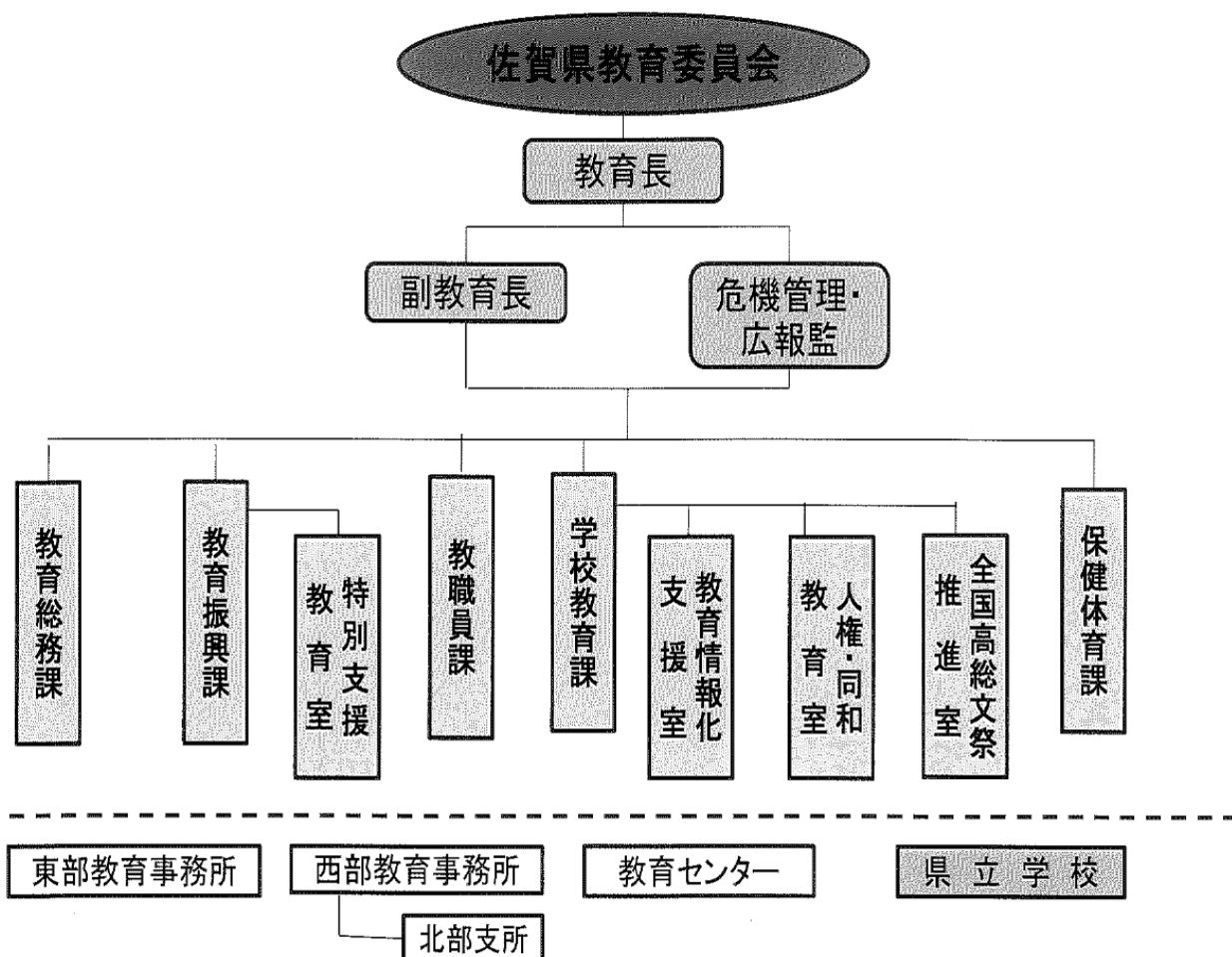
監査結果 …… 一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違反はしていないものの社会通念上適当ではないと考えられる事項を記載している。

監査意見 …… 地方自治法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 佐賀県教育委員会の組織

平成 30年度の佐賀県教育委員会の組織は以下のとおりである。



### 2. 決算の状況（一般会計 歳出決算（目的別））

	(単位：百万円)				
	H26	H27	H28	H29	H30
県全体	432,968	453,806	436,717	445,439	438,662
教育費	94,488	95,031	94,269	95,971	96,399
構成比	21.8%	20.9%	21.6%	21.5%	22.0%

県の歳出決算(目的別)で、教育費は最も多く(2番目に多い公債費は62,191百万円)、県全体に対する構成比では、概ね21%~22%前後で推移(公債費14%~15%)している。

教育委員会の決算の推移は下表のようになっている。

(歳入)	(単位：百万円)				
	H26	H27	H28	H29	H30
使用料手数料	885	1,629	2,361	2,338	2,276
国庫支出金	15,342	15,342	15,289	15,541	15,360
財産収入	113	104	99	76	84
寄附金	7	0	0	0	0
繰入金	327	126	36	1,428	1,400
繰越金	602	437	163	36	27
諸収入	355	359	354	335	307
県債	1,188	1,028	924	874	401
合計	18,817	19,025	19,226	20,627	19,854

\*使用料手数料が増加しているのは、高校授業料無償化が見直され、平成26年度から授業料を徴収することとなったため。(授業料相当については就学支援金として交付)

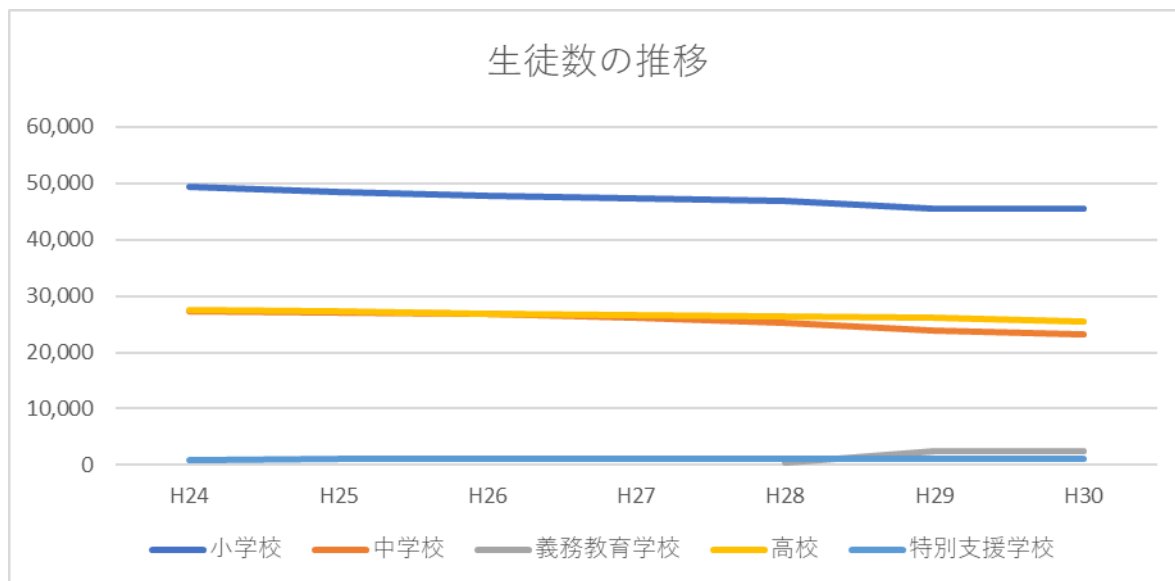
\*繰入金は、基金繰入金であり、平成29年度から増加しているのは、退職手当基金繰入金を充当しているため。

\*県債の用途は、県立学校の施設整備費及び教職員の退職手当である。

(歳出)	(単位：百万円)				
	H26	H27	H28	H29	H30
教育総務費	9,773	10,994	10,746	11,119	12,488
小学校費	27,595	27,451	27,268	27,201	27,185
中学校費	17,784	17,815	17,671	17,655	17,611
高等学校費	20,349	21,099	21,191	20,544	20,519
特別支援学校費	8,380	8,544	8,163	8,897	8,366
社会教育費	507	486	493	438	429
保健体育費	309	303	359	338	320
計	84,698	86,692	85,891	86,192	86,918
文教施設災害復旧費	0	0	0	0	4
計	0	0	0	0	4
合計	84,698	86,692	85,891	86,192	86,922

\*平成30年度の災害復旧費は、台風による伊万里農林高校の農場法面崩壊復旧工事などである。

### 3. 生徒数の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	(単位:人)
小学校	49,369	48,513	47,786	47,427	46,784	45,419	45,416	
中学校	27,248	27,042	26,785	26,255	25,289	23,850	23,256	
義務教育学校					459	2,380	2,503	
高校	27,556	27,264	26,891	26,609	26,375	26,116	25,480	
特別支援学校	995	1,028	1,067	1,115	1,126	1,155	1,172	
合計	105,168	103,847	102,529	101,406	100,033	98,920	97,827	

\*義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校（施設一体型）であり、平成28年度に新設されたもの。

\*平成24年度からの6年間で、小中学校（義務教育学校含む）の生徒数は5,442人、高校は2,076人減少している。特別支援学校の生徒数は、177人増加している。

4. 県立学校及び特別支援学校の状況

(1) 各学校の生徒数、教職員数 (○印：監査対象とした学校。)

[全日制]		(単位：人)					
学校名	大学科数	小学科数	生徒数	学級数	教員数	職員数	
○佐賀東	1	1	625	19	50	7	
佐賀西	1	1	837	22	59	7	
佐賀北	2	2	827	21	63	6	
致遠館	2	2	702	18	58	9	
唐津東	1	1	710	18	51	7	
唐津西	1	1	542	14	44	6	
鳥栖	1	1	711	18	54	6	
伊万里	1	1	587	15	47	6	
○武雄	1	1	705	18	58	7	
鹿島	1	1	389	10	31	6	
鹿島【新設】	3	3	276	7	21	1	
神埼	1	1	392	10	33	8	
三養基	1	1	597	15	44	6	
○小城	1	1	713	18	52	7	
巖木	1	1	253	9	33	6	
白石	1	1	303	8	29	6	
白石【新設】	2	3	200	5	17	1	
太良	1	1	173	8	30	7	
唐津南	2	3	359	9	32	14	
○伊万里農林	1	3	332	9	32	17	
高志館	1	3	357	9	33	17	
佐賀農業	1	3	352	9	38	17	
佐賀工業	1	4	836	21	67	17	
唐津工業	1	4	466	12	43	15	
○鳥栖工業	1	5	703	18	61	20	
有田工業	1	4	574	15	47	16	
塩田工業	1	4	221	6	26	13	
佐賀商業	1	2	715	18	54	11	
○唐津商業	1	2	471	12	37	8	
鳥栖商業	1	3	560	14	45	8	
伊万里商業	1	2	338	9	30	8	
杵島商業	1	2	213	6	23	6	
鹿島実業	2	3	223	6	23	7	
牛津	1	4	461	12	42	8	
神埼清明	1	1	468	12	47	11	
多久	1	1	399	12	39	10	
嬉野	1	1	214	6	30	7	
嬉野【新設】	2	4	179	5	18	4	
唐津青翔	1	1	226	8	30	6	
合 計			18,209	481	1,571	349	

[定時制]						(単位：人)	
学校名	大学科数	小学科数	生徒数	学級数	教員数	職員数	
佐賀工業	1	1	49	4	14	6	
○鳥栖工業	2	2	56	12	21	10	
有田工業	1	1	46	4	15	8	
佐賀商業	1	1	46	4	12	3	
○唐津商業	1	1	43	4	12	3	
伊万里商業	1	1	33	4	13	3	
合 計			273	44	87	33	

[通信制]				(単位：人)	
学校名	大学科数	小学科数	生徒数	教員数	職員数
佐賀北	2	2	1,068	28	5

[特別支援学校]		(単位：人)		
学校名		生徒数	教員数	職員数
盲		22	56	24
ろう		17	42	25
○	金立特別支援	122	127	48
	大和特別支援	288	135	53
	中原特別支援	208	147	12
	中原特別支援鳥栖田代分校	37	27	1
	伊万里特別支援	94	75	37
	唐津特別支援	133	96	39
	唐津特別支援好学会分校	6	11	1
○	うれしの特別支援	185	112	38
合 計		1,112	828	278

(2) 進路状況

中学校・義務教育学校卒業者の高校等進学率・就職率の推移

(単位：%)

年度	佐賀県				全国		
	進学率	通信制を 除く進学率	県外 進学率	就職率	進学率	通信制を 除く進学率	就職率
20	97.5	96.8	4.2	0.8	97.8	96.4	0.7
21	97.7	97.0	4.4	0.4	97.9	96.3	0.5
22	97.8	96.9	4.7	0.4	98.0	96.3	0.4
23	97.6	96.8	4.7	0.4	98.2	96.4	0.4
24	97.5	96.7	4.4	0.5	98.3	96.5	0.4
25	97.9	97.3	5.3	0.4	98.4	96.5	0.4
26	97.5	96.7	5.5	0.6	98.4	96.5	0.4
27	97.6	96.9	5.8	0.5	98.5	96.6	0.4
28	97.9	96.7	6.0	0.4	98.7	96.6	0.3
29	98.1	96.8	6.2	0.5	98.8	96.4	0.3
30	98.1	96.6	7.2	0.3	98.8	96.3	0.2

中学校の進路別卒業生数は高等学校への進学が最も多く、ここ10年は、約98%が高等学校へ進学しており、ほとんど全員が高校へ進学していると言える状況である。

高校卒業者の大学進学率・就職率の推移

(単位：%)

年度	佐賀県								全国		
	進学率(現役)				就職率				進学率 (現役)	通信制 を除く	就職率
	計	男	女	通信制 を除く	計	男	女	県内 就職率			
20	42.6	38.3	46.9	42.5	33.5	39.4	27.3	57.2	52.8	52.8	19.0
21	43.7	40.7	46.8	43.6	32.0	37.7	26.0	53.1	53.9	53.8	18.2
22	43.5	40.0	47.3	43.3	29.9	35.2	24.2	60.5	54.3	54.3	15.8
23	42.3	38.9	46.1	42.3	31.6	36.3	26.4	61.6	53.9	53.8	16.3
24	41.4	36.6	46.6	41.4	31.1	36.6	25.0	60.2	53.5	53.5	16.8
25	41.8	37.2	46.6	41.8	31.0	37.3	24.4	58.2	53.2	53.1	17.0
26	42.0	38.3	45.8	42.0	32.2	37.7	26.4	58.7	53.8	53.7	17.5
27	43.5	39.0	48.0	43.5	32.0	39.0	24.9	59.3	54.5	54.5	17.8
28	43.0	39.5	46.8	43.0	32.0	37.9	25.7	55.8	54.7	54.7	17.9
29	44.0	39.8	48.3	43.9	32.8	39.3	25.8	59.0	54.7	54.7	17.8
30	44.7	41.0	48.7	44.7	32.4	38.1	26.2	58.4	54.7	54.7	17.6

高等学校卒業者の大学等進学率は概ね42%~44%で、全国平均(53~54%)を下回り、就職率は32~33%前後で、全国平均(17%~18%)を上回っている。県内就職率は概ね60%弱で推移しており、約4割が県外に就職している。

(3) 学校別コスト計算の状況

平成30年度のデータを基礎として、県立学校のコストを計算した。下表は、学校の種類別の総括表である。作成にあたっては減価償却費や退職給付費用などは考慮していない。また、投資的経費や扶助費等も区分せず資金ベースで作成している。

	学校計	(単位：千円)		
		高校	特別支援	中学校
給与	13,313,412	8,644,971	4,277,755	390,686
職員手当等	6,888,104	4,634,923	2,042,398	210,782
共済組合負担金	3,643,262	2,555,660	968,106	119,496
社会保険料	394,811	188,247	196,753	9,811
賃金	23,869	13,759	10,110	0
費用弁償	6,798	6,207	30	561
報酬	467,627	383,413	71,745	12,469
人件費計	24,737,883	16,427,180	7,566,898	743,805
報酬	86,021	68,046	12,542	5,433
共済費	3,478	3,255	205	19
賃金	743	722	14	7
報償費	16,278	7,855	8,348	75
旅費	5,866	4,693	1,030	144
需用費	1,034,708	817,157	177,749	39,803
役務費	45,367	36,119	7,571	1,676
委託料	395,500	218,569	169,802	7,129
使用料及び賃借料	13,364	6,572	5,391	1,401
工事請負費	250,462	173,999	72,340	4,123
原材料費	14,076	14,076	0	0
備品購入費	129,754	110,719	16,540	2,494
負担金、補助及び交付金	1,908,647	1,902,938	5,481	228
扶助費	392,115	243,145	148,578	392
補償、補填及び賠償金	80,566	74,079	1,996	4,492
償還金、利子及び割引料	71	0	71	0
公課費	715	480	216	20
支出合計(A)	29,115,615	20,109,603	8,194,771	811,241
使用料及び手数料	2,265,476	2,247,860	15,171	2,445
財産収入	47,959	47,577	383	0
貸付金返還収入	17,324	17,324	0	0
雑入	54,445	43,283	10,447	716
収入合計	2,385,205	2,356,044	26,000	3,160
除：貸付金返還収入(B)	2,367,881	2,338,720	26,000	3,160
差引行政コスト(A-B)	26,747,735	17,770,883	8,168,770	808,081
生徒数(人)	22,094	19,550	1,112	1,432
生徒1人当たり行政コスト	1,211	909	7,346	564

特別支援学校のコストが高いことから、単純平均の結果は生徒1人当たり1,211千円のコストが生じていると計算された。給与から賃金までの合計額÷歳出合計(歳出に占める人件費の割合)はどの学校も90%を超えており、生徒1人当たりコストはほぼ人件費であるという状況である。



## 5. 佐賀県教育大綱（平成27年度～平成30年度）

### （1）策定の趣旨

・日本は人口減少と少子高齢化の急速な進行による地域の活力の低下、都市化・過疎化の進行や人々の価値観の多様化による地域社会のつながりの希薄化、伝統・文化継承の困難性などの様々な課題に直面している。

・その対応に当たって、教育には「知（確かな学力）」「徳（豊かな心）」「体（健やかな体）」の調和がとれた「生きる力」を確実に育むとともに、国際的視野をもって社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる、心身ともにたくましく、郷土を愛し、郷土に誇りを持った県民を育成することが求められている。

・佐賀県の教育、生涯学習、文化・スポーツの振興に関する施策を総合的に推進していくため、佐賀県教育大綱（平成27年度～平成30年度）を策定した。

### （2）位置づけ

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本県の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるもの。

### （3）基本施策

#### 基本施策1 確かな学力を育む教育の推進

##### 目指す将来像

すべての子どもたちが、自分のよさや可能性に気付き、学校や家庭、地域において、意欲的に学習活動を行い、確かな学力を身につけている。

#### 基本施策2 豊かな心を育む教育の推進

##### 目指す将来像

子どもたちが、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心などの豊かな心を身につけているとともに、地域を愛し誇りに感じている。

#### 基本施策3 健やかな体を育む教育の推進

##### 目指す将来像

子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、必要な健康や体力並びに自らの安全を守るための能力を身につけている。

#### 基本施策4 時代のニーズに対応した教育の推進

##### 目指す将来像

子どもたちが、国際化や情報化など社会経済の発展に対応した知識、技能を身につけている。

また、障害のある子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身につけている。

#### 基本施策5 教育を支える環境の整備

##### 目指す将来像

優秀な教職員が確保、育成されているとともに、安全安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育を支える環境が整備されている。

#### 基本施策6 産業人材の育成

##### 目指す将来像

高等学校において、勤労意欲が醸成された優秀な人材が育成され、子どもたちが身につけた技能・技術を生かし、地域や企業に貢献し、社会を支える産業人材となり活躍している。

#### 基本施策7 私立学校の振興

##### 目指す将来像

公教育の一翼を担っている私立学校が、自らの創意工夫によって特色ある学校づくりを推進しており、今まで以上に子どもたちが行きたくなるような「魅力ある学校」になっている。

#### 基本施策8 高等教育機関等の充実

##### 目指す将来像

県内の高等教育機関等に入学する者が増え、県の発展を支える高度で専門的な人材が育成されており、地域に活力をもたらしている。

#### 基本施策9 保育サービスの充実と子どもの居場所づくり

##### 目指す将来像

保育サービスが充実するとともに、子どもの居場所が確保されており、誰もが安心して子育てができる環境となっている。

#### 基本施策10 地域で支える青少年の健全育成

##### 目指す将来像

のびやかで健やかな、社会的に自立した心豊かな青少年を、地域が見守り育成する社会となっている。

また、地域の中で、自然体験などの体験活動や世代間交流が活発に行われ、子どもたちの人間性や社会性が育まれている。

#### 基本施策11 未来に活かすまなびの環境づくり

##### 目指す将来像

まなびたい人が誰でも、いつでも、どこでも、個人の要望や社会の要請に応じてまなぶことができ、その成果を活かすことができている。

#### 基本施策12 多彩な文化芸術の振興

##### 目指す将来像

障害のある人もない人も、また、あらゆる世代の誰もが、日々の暮らしの中で、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、自らも取り組んでいる。

#### 基本施策13 特色ある地域文化の保存・継承と魅力発信

##### 目指す将来像

佐賀県の文化的、歴史的資産が適切に保存、活用されており、それらの魅力が国内外で注目を集めている。

### 第3 外部監査の結果及び意見（総括）

#### I 全般的な監査意見

##### 1. ICT 利活用教育について

###### （1）ICT 利活用教育－佐賀県の現状－

佐賀県は ICT 利活用教育を推進しており、文部科学省の平成 30 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果に基づくと、教育用 PC1 台当たりの児童生徒数は全国平均 5.4 人に対し佐賀県は 1.9 人で全国 1 位（全国 2 位は 3.3 人で鹿児島県）、普通教室の大型提示装置（電子黒板等）整備率は全国平均 52.2%に対し佐賀県は 94.6%で全国 1 位（全国 2 位は 73.8%で岡山県）である。佐賀県が ICT 利活用教育を推進し、相当のコストを費やしたことの表れでもある。その成果として、「ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）」及び「ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度（県立高校）」は平成 26 年度以降上昇傾向にある。

###### （2）全国学力・学習状況調査の結果

全国学力・学習状況調査における平均正答率の状況（直近 3 年間）は、総合計画 2015 指標で掲げた目標を達成していない。平成 30 年度は、4 区分中 4 区分で全国平均を上回るという目標に対し、実績は、1 区分しか全国平均を上回ることができなかった。

全国学力・学習状況調査は、全国の小学 6 年生と中学 3 年生全員を対象に 2007 年から実施されており、正答率を全国平均や他の都道府県と比較できるため、この正答率を教育行政・事業の成果指標とする場合が少なくない。

佐賀県が ICT 利活用教育を強力に推進しているため、その成果をこの全国学力・学習状況調査に求める（先進的な ICT 利活用教育を進めているのだから、全国学力・学習状況調査の正答率が上昇するに違いないとの考え）声があるのも事実であるが、「2019 年全国学力テスト正答率ランキング」を見ると、大型提示装置設置率が最下位の秋田県が 1 位（佐賀県は 43 位）であり、大型提示装置の整備率とこの調査でいう学力は相関しない」という実態が見受けられる。

###### （3）ICT 利活用教育の特徴・効果

文部科学省は、「グローバル化や第 4 次産業革命に対応する人材育成」が必要であると考えており、新学習指導要領改訂のポイントとして、「知識の理解の質を高め資質・能力を育む主体的・対話的で深い学び」として、「何ができるようになるか」が

明確化されている。「言語能力の確実な育成」や「理数教育の充実」では、単に知識を覚えるだけではなく、「具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現すること」や、「授業内容を維持した上で、日常生活から問題を見出す活動や見通しをもった観察・実験」などの学習の充実と質の向上が挙げられている。

そして、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力（情報活用能力）が必要であり、学習環境のサポートや効率化を図る ICT 機器の整備と活用を図るという方針が明らかにされている。

さらに、ICT の特性・強みとして以下が挙げられている

- ① 多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ、表現することができ、カスタマイズが容易であること
- ② 時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信できるという時間的・空間的制約を超えること
- ③ 距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるという、双方向性を有すること

ICT 利活用教育の効果は、「未来を切り開いていける子どもの資質・能力の育成」という観点で評価しようとする、長い期間での調査が必要になると思われる。とはいえ、学習効果だけを見ると、文部科学省や総務省、様々な機関で実践モデル校を設置して調査研究を行った結果、例えば電子黒板は、児童生徒の「関心・意欲・態度」を高める効果が顕著に表れていることがわかっており、「デジタル化された教材資料を大きく提示でき、指示も明確になる」「視覚に訴える授業が可能となり、資料説明が伝わりやすく、わかりやすくなる」などがアンケート調査によって明らかにされている。

#### (4) 佐賀県の ICT 利活用教育の今後【監査意見】

(1) の現状に記載のとおり、教育用 PC1 台当たりの児童生徒数、普通教室の大型提示装置（電子黒板等）整備率において、佐賀県は全国 1 位であり、ICT 利活用教育先進県であることは間違いないが、主に以下の点には改善あるいは取組の余地があると考えられる。これらの改善・取組により、ICT 利活用教育の質においても日本一の地位を確固たるものにし、将来全国テストに CBT（Computer-based-Testing）が導入された時に上位にランキングされることを望むところである。

##### 1) 無線 LAN 設置率

佐賀県の公立学校の平成 30 年度の普通教室の無線 LAN 設置率は 59.2%（全国 9 位）である。また、ある県立高校では、無線 LAN の通信容量が不足するために、

クラスの生徒の半分程度しか動画教材にアクセスできない状況が生じている様であった。無線 LAN についても、設置率、通信容量の増加を進め、ICT 利活用教育の質（効率性、効果）を上げることが望まれる。

## 2) 教育委員会と教職員・保護者の意識格差

ICT 利活用教育が導入された当初（今から 6～7 年前）に比べると、教育委員会（推進側）と教職員・保護者（利用側）の ICT 利活用教育に対する意識格差は小さくなったと考えるが、今回の監査で、現場の先生方へのヒアリングや、保護者のアンケート結果をレビューした結果、未だに存在している印象を持った。

ICT 利活用教育の必要性を利用者側も理解し、効果的な活用を促進していくためには、この格差を無くす（少なくする）ことが大事である。今後も、研修や情報提供などを通して、利用者側の啓もう活動を進めていくことが必要であると考えます。

## 3) ICT 利活用教育に関する満足度調査

教育情報化支援室は毎年 ICT 利活用教育の利活用に対する教員及び生徒の満足度調査を行い、取組の成果を測定している。この満足度調査の手法は具体的には以下のような調査対象及び問いであった。

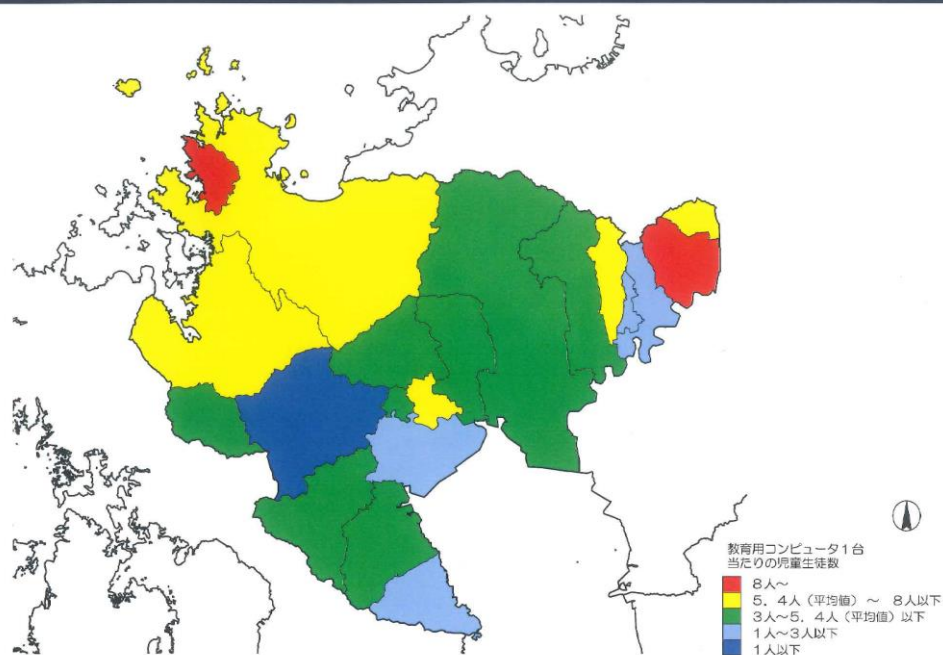
調査対象	問
平成 30 年度 ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度調査（高等学校）	「ICT を利活用した各教科の授業に満足していますか。」（各教科毎）
平成 30 年度 ICT を利活用した授業に対する教員の満足度調査（高等学校）	「学校で ICT を利活用できるようになったことに満足している。」（①②③を踏まえ、総合的に判断） 「①ICT を利活用できるようになったことで、準備がしやすくなった。」 「②ICT を利活用できるようになったことで、効果的に行えるようになった。」 「③ICT を利活用できるようになったことで、生徒に対応しやすくなった。」

佐賀県が推進している ICT 利活用教育は①SEI-Net の運用、②電子黒板の導入、③生徒に貸与する学習用 PC の導入、の 3 つに区分され、それぞれで使用場面や目的が異なり、それぞれにシステム構築費、セキュリティ対策費、学習用 PC の費用等の多額のコストが発生している。それぞれ使用場面や目的が異なる ICT 利活用教育の 3 つのツールを一括りにして満足度調査をすることで実態の満足度を把握できるのか疑問がある。今後はそれぞれの ICT 利活用教育のツールの区分ごとに生徒及び教員の満足度を測定し、より客観的に検証していく必要があると考える。

#### 4) ICT 機器整備の地域格差

上記のとおり、佐賀県の公立学校の ICT 機器整備率は全国でもトップクラスであるが、佐賀県内を地域別に見ると、地域ごとに整備率に格差があることがわかる。教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数は、トップの武雄市が 1 台当たり 1 名を下回っているのに対し、最下位の鳥栖市は 1 台当たり約 14 人と大きな隔たりがある。

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数〔佐賀県内自治体〕



情報技術进行操作して、情報を共有することが社会生活の中で当たり前になっている昨今、小学校段階から文字入力やデータ保存などの技能を習得していくことが求められている。また、県立高校では 1 台当たり 1 名以下の整備率を達成し、入学当初から ICT 利活用教育を実施する体制が整っているにもかかわらず、学生の出身地域によって ICT 利活用教育に対する取組姿勢や、円滑な導入に差異が生じかねない。

高校教育での ICT 利活用教育を円滑に進め、より充実させるために、県内小中学校の ICT 施設整備率の地域間格差を無くす必要があると考える。

市町立小中学校の ICT 機器は、市町が整備するのが基本であり、県として直接的に関与することはできないと考えるが、ICT 利活用教育の意義・効果を適切に市町の教育委員会に訴えていくことが重要と考える。

## 2. 情報セキュリティ対策

### (1) 対策の概要

県立学校では学校に校内 LAN が設置されており、教育情報システム SEI-Net (Saga Education Information-Network) で生徒の出欠や成績の記録、教員が作成した教材等の様々な重要情報が一元管理され、保存されている。この中には生徒の個人情報等のリスクの高い情報があるため、ハードロッキーの導入や「情報セキュリティ対策 12 箇条」(外部記憶媒体 (USB 等) 使用前にウイルスチェックを行うこと、デスクトップへのオリジナルデータ保存の禁止等) を全教職員に通知し、個人情報等の重要情報が外部に漏洩するリスクに対して対策を行っている。

毎年佐賀県教育委員会による定期的な情報セキュリティ監査を受け、指摘事項に対しては改善施策を取っている。

教員には「校務用パソコン」と「学習用パソコン」が貸与されているが、それぞれの端末でネットワークを別々に設定し、以下のように役割を分け、セキュリティ対策を行っている。

	校務用パソコン	学習用パソコン
ネットワーク	校務用ネットワーク	学習用ネットワーク
インターネット接続	禁止 (できない)	可能 (インターネットフィルタリング機能を設定)
SEI-Net	生徒の出欠や成績情報等の入力及び出力が可能	生徒の出欠や成績情報等の入力及び出力は不可能。 メール機能のみ。
外部記憶媒体	システム登録された公用の外部記憶媒体のみ	学校長の許可を得た外部記憶媒体又は公用の外部記憶媒体のみ

また、個人所有のパソコンや外部記憶媒体の使用は原則として禁止されており、必要な場合は「個人所有のパソコン・記録媒体の執務室での使用管理簿」による申請をし、所属長の承認を得ることになっている。

### (2) 実施した手続き

- ① 「佐賀県立学校 ICT 運用ルール集」等に基づく管理が行われているかヒアリングした。
- ② 指導主事が割当てられ、定期的訪問が実施されていることを確認した。



- ③ 生徒向けに情報モラル教育に関する年間指導計画を作成され、情報モラル教育を組織的、体系的に推進し、情報セキュリティを含めた情報モラル教育をより一層充実させているか確認した。
- ④ 平成 29 年度、平成 30 年度の状況セキュリティ内部監査の指摘及び改善内容を入手し、改善状況をヒアリングした。

### (3) 監査結果及び意見

#### 1) 学習用パソコン（タブレット）の紛失時対応【監査意見】

佐賀県立高等学校で生徒が使用する学習用のパソコン（以下「PC」と言う。）は、平成 26 年度～平成 29 年度の入学生は保護者が PC を購入（県補助金あり）する方式であったが、平成 30 年度以降の入学生は県で調達した PC を生徒に貸与する方式へ変更されている。

県内のある高等学校では、平成 28 年 12 月上旬に PC（保護者購入）を忘れた生徒に対して PC 予備機 1 台（県所有）を貸出している。その後、平成 29 年 4 月下旬（貸出した生徒は卒業後）に当該貸出 PC が無いことに職員が気づき、以降、最終ログイン情報等に基づき PC を検索したが、結果的に PC を発見することができず、平成 29 年 8 月中旬に当該高等学校から県学校教育課教育情報化支援室に対して、紛失として最終報告がなされている。

当該事例では、貸出時に PC 貸出管理簿への貸出の記録はなされていたとのことであったが、当日中に返却がなかったことへの対応がとられていない。しかも、平成 28 年 12 月の貸出後、平成 29 年 4 月に PC 不明が判明するまでの約 4 ヶ月もの間に、貸出管理簿の未返却状況の確認、PC 予備機の現物確認等の手続きが未実施であったということになるが、管理状況としては非常に杜撰であったと言わざるを得ない。

平成 30 年度以降の入学生は、全生徒に PC を貸与する方針に変更されたため、「佐賀県学習用パソコン等貸付事務マニュアル」が策定され、貸付事務、紛失時対応（ヘルプデスクコールセンターへの早急な連絡、遠隔操作による本体ロック、費用負担の取扱い）等が詳細に記載されている。今後は、マニュアルに従った適切な運用が求められる。

#### 2) 校務用 USB メモリの高機能化について【監査意見】

一般企業、特に大手企業では、PC から USB メモリへのデータの持出が禁止されているケースが多いが（PC 設定により USB メモリへのデータ移動ができない様になっている）、学校では、学校の校務用サーバーから重要情報の電子データを校務用 USB メモリへ移動することが可能となっている。

校務用 USB メモリは、各学校で登録された USB メモリのみ使用許可するという管理はなされているが、導入する USB メモリのメーカー、機能性等の規格は、各高等学校の判断に委ねられており、実際に高等学校毎に異なるメーカーの USB メモリが使用されていた。また、ある県立高等学校で使用されていた校務用 USB メモリのメーカー、機能性（2要素認証、自動暗号化、ウイルスチェック、ログ収集、遠隔利用停止、集中管理等の機能）、更には同一メーカーの USB メモリ商品ラインナップを確認したが、現在使用されている USB メモリよりも更に高いセキュリティ機能を有する USB メモリも販売されていた。

校務用 USB メモリ紛失時等のリスクを最小限に止めるために、校務用 USB メモリとして導入可能なメーカー、規格水準等を県教育委員会が総括的に検討して、各学校に示すなど、より高機能な USB メモリの導入を推奨することが望まれる。

### 3) 校務用 USB メモリ導入時の初期設定手続きについて【監査意見】

新規購入校務用 USB メモリは、購入先から各学校に直接納品され、初期設定手続きが各学校において実施されることになっている。

ある県立高等学校に対する県教育委員会による定期監査指摘事項によれば、校務用 USB メモリに本来講じられるべきセキュリティ対策（ファイル暗号化ソフトウェアインストール及びパスワード設定等の初期設定）が講じられていないケースがあった。

USB メモリ紛失時等における重要情報の漏洩対策として、ファイル暗号化ソフトウェアインストール、パスワード設定等の初期設定手続きは必須であり、まずは、当該手続きが当該学校において実施されていなかったことは、重要な問題であると考えられる。

また、ファイル暗号化ソフトウェア等の初期設定手続きは極めて重要と考えられるため、本件の様に学校での設定漏れのケースが生じ得るのであれば、県教育委員会の管轄下で一括して初期設定した USB メモリを各学校に配給する方がリスク低減の観点では望ましいものと考えられる。県教育委員会での一括設定の必要性について検討して頂きたい。

### 4) 各高等学校における校務用 USB メモリ導入個数について【監査意見】

校務用 PC は、重要データが保管されている校務用サーバーにアクセスすることができる。そのため、校務用 PC において USB メモリを使用する場合は、各学校で登録された USB メモリのみ使用許可するという管理がなされている。

校務用 USB メモリは、通常は、職員室用（1年生教員用、2年生教員用、3年生教員用）、進路指導室用、理科室用、等の区別に登録され、それぞれ USB

メモリ管理者を定め、たうえで使用許可する管理運営がなされているが、県立高等学校の中には、当該学校の在籍教員数相当の校務用 USB メモリが導入されている学校もあった。

校務用サーバーに保管されている重要データは、情報セキュリティの観点からは、原則的には USB メモリ等の外部記録媒体に持出すことは厳しく制限されるべきものであり、従って、校務用 PC において使用できる USB メモリ個数も、本来は限定されるべきものと思われる。

一方、在籍教員数相当の USB メモリ導入が許可された背景には、重要データ以外の教材用データ等を校務用 PC から学習用 PC に移管するケースへの対応の必要性があったものと思われる。キーボード、モニターが大きく、効率的に作業できる校務用 PC で作成したデータファイルを小型学習用 PC に移管するケースが多いということかと思われる。教員業務上の利便性を優先し、結果的には、各学校での導入個数制限は設定されていない管理運用となっていた。

何れにしても、情報セキュリティの観点からは、教員数相当の校務用 USB メモリが導入されていることは、望ましい状況とは言えないと思われる。今後のシステム再構築等により、もし情報セキュリティと業務効率化の両立が図れる様な方向性があるのであれば、その方策を検討して頂きたい。

### 3. 学校評価の実施状況について

#### (1) 学校評価制度の概要

##### 1) 学校評価の現行制度について

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の評価を行い、学校運営の改善と発展を目指すための取組であり、学校教育法第 42 条における「文部科学大臣の定めるところ」として学校教育法施行規則第 66 条以降において詳細が規定されている。

具体的には、同規則第 66 条において自己評価の実施・公表、第 67 条において保護者など学校関係者による評価の実施・公表、第 68 条においてそれらの評価結果の設置者への報告がそれぞれ定められている。すなわち、一方で、実施・公表が義務付けられている自己評価、他方で、学校関係者評価の実施・公表は努力義務として規定されている。

第 66 条から第 68 条は小学校が対象であり、これらの規定は、幼稚園(第 39 条)、中学校(第 79 条)、高等学校(第 104 条)、中等教育学校(第 113 条)、特別支援学校(第 135 条)等にそれぞれ準用されている。

#### 第 66 条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

#### 第 67 条

小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

#### 第 68 条

小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

## 2) 自己評価

自己評価については、学校教育法施行規則第 66 条に規定されており、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

## 3) 学校関係者評価

文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

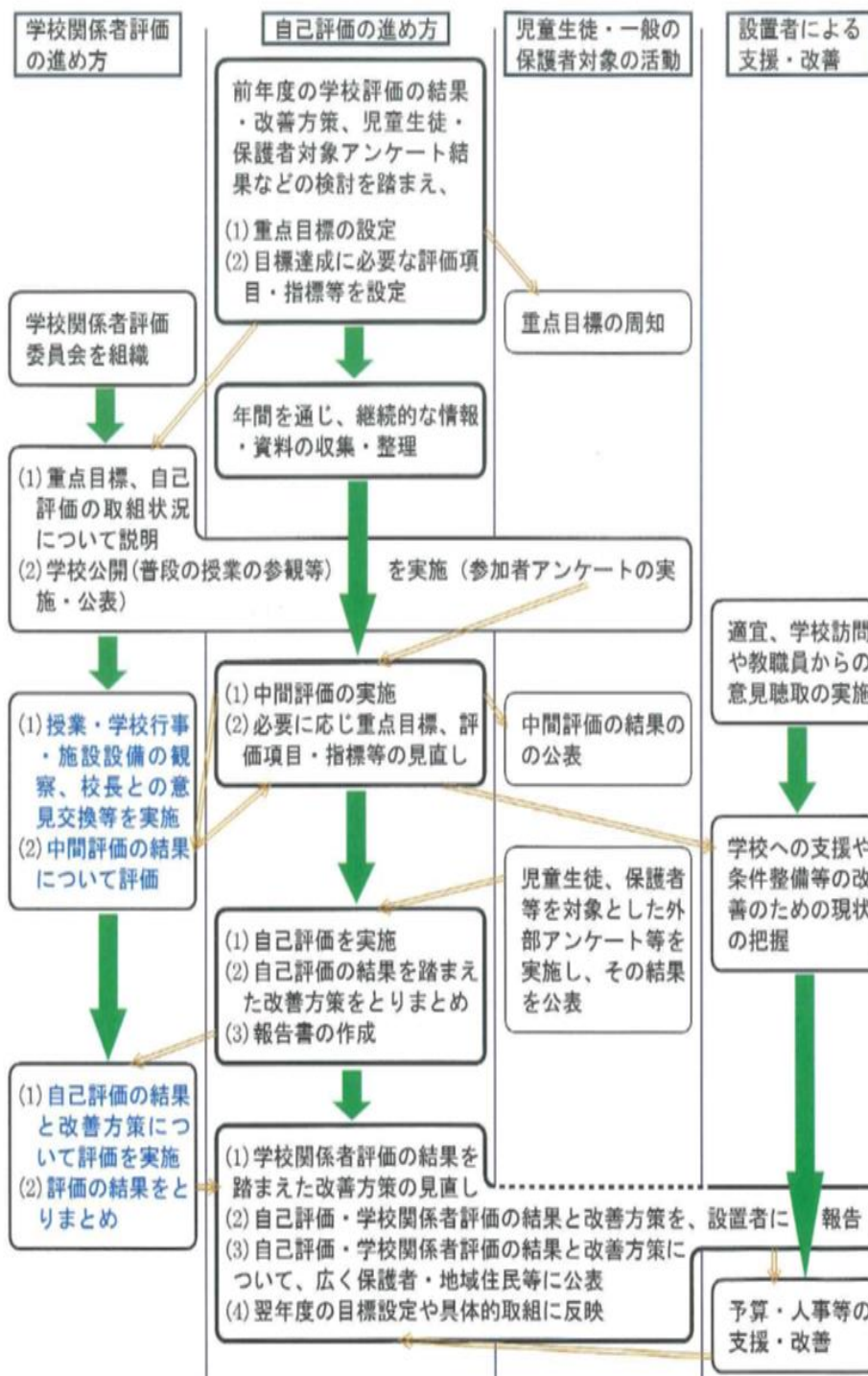
学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校(小学校に接続する中学校など)の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例は、以下のとおり

### 自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例

[注]「設置者による支援・改善」の欄を除き、特に明示がない場合には、学校がそれぞれの活動の主体になる。

青字で記述した活動は、学校関係者評価委員会が活動の主体になる。



## (2) 県立学校における学校評価

県は、学校教育法施行規則を受けて、「佐賀県立学校の管理に関する規則」第 10 条において学校評価について、第 11 条において情報の積極的な提供について定め、具体的な実施方法については、「県立学校学校評価実施要領」を定めている。

「県立学校学校評価実施要領」の重要なポイントは、以下のとおりである。

### 1) 目的

学校評価は、各学校が教育目標や学校経営ビジョンに照らして作成した評価項目、評価基準に基づき、自身の目標の達成状況や課題等を点検及び評価し、その結果を基に、校内の教職員が一体となって一層の改善・充実を図るために行う「改善のための評価」である。

また、学校評価の結果等を保護者や地域住民に公表・説明することにより、説明責任を果たすとともに、開かれた学校づくりを推進し、信頼され、期待される学校となることで、教育課題の解決に対して、保護者や地域住民のより一層の理解や支援・協力を得る体制づくりに資するためのコミュニケーション・ツールでもある。

さらに、評価計画・結果を設置者等に報告することにより、設置者が学校等の現状・課題を把握するとともに、教育現場の課題解決により効果的に寄与する施策や制度の改善・充実につなげるものである。

### 2) 実施方法

#### 1) 自己評価

##### ① 「評価表」の作成

・別に示す共通評価項目とともに、各校の教育目標や教育課題を踏まえた適切な項目を設けて実施すること。

・学校経営ビジョンに基づき、目標の重点化・焦点化を図り、具体的な目標の設定については、数値目標も用いながら、できるだけ具体的に示す。

② 組織・体制の確保

・「学校評価委員会」等の学校評価推進組織を設置するなど、学校評価が円滑に実施できるよう工夫すること。

③ 評価のプロセス

・成果を学校全体で共有することで、教職員一人ひとりの達成感や充実感を感じることができるよう重点目標を設定すること。

・「改善のための評価」となるには、評価結果をもとに改善策を立案することが必要であり、その際には実現可能性について検討することが重要であり、PDCAサイクルが円滑に機能し、評価結果が次年度に生かされるよう、引継ぎの工夫を行うこと。

④ 各種調査結果等の活用や学校関係者評価との関係

・教職員による評価だけでなく、児童生徒・保護者、地域住民を対象とするアンケートを実施したり、学力・学習状況調査の結果等を活用したりするなど、客観的な評価や指標も取り入れつつ、より適切な課題の抽出・設定や、信頼性のある評価に努めること。

・学校関係者評価は、基本的に、自己評価の結果に基づいて評価を行うものであることから、学校関係者評価も意識しながら評価を行うこと。

2) 学校関係者評価

自己評価と学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠なものとして、一体的に位置づけ、有機的に関連付けながら運用していくことが重要。

① 学校関係者評価委員会として、各学校で既に設置されている学校評議員会等を活用するなどして学校関係者評価を行うこと。ただし、実施に当たっては、保護者を評価者に加えることが基本となっているので、保護者代表等を評価者に加える工夫をする。

② 厳密な意味での客観的な評価が目的ではなく、よりよい学校づくりに役立てるために行うものであるという趣旨の理解を十分に図る。

③ 学校関係者評価委員会における意見や提言等については、学校関係者評価書としてとりまとめ、校長に提出すること。

④ 学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価の結果に基づきとりまとめた改善策等の見直しを行うこと。

### 3) 評価表の提出及び公表

自己評価の評価表は、特に支障があるものを除いては、各校の課題解決に学校外の理解と協力を得るため、各種総会などの機会はもとより、学校便りやホームページを活用するなどして積極的に公表すること。(学校関係者評価結果についても同様)。

## (3) 実施した手続き

- ① 学校評価に係る事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、次の監査手続を実施した。
- ② 平成 30 年度の学校評価実施報告書を査閲し必要な質問等を行った。
- ③ 県立学校への往査時において、副校長・教頭等に必要と認めた質問を行った。
- ④ 学校評価の公表状況について、ウェブサイトや広報誌の閲覧を行った。
- ⑤ 往査対象校に対して必要と認めた照会を行った。
- ⑥ 所管課である教育振興課へ必要と認めた質問を行った。

## (4) 監査結果及び意見

### 1) 具体的目標と達成度について【監査意見】

教育振興課が発行する「学校評価表の作成について」において、「学校評価計画」の、具体的目標は、「具体的・客観的で、検証しやすいものにし、必要に応じて数値目標等を用いるなどして、できるだけ分かりやすく示すこと。」とされている。一方、「学校評価結果」の達成度については、「具体的目標がどの程度達成できたのかを判断し、事前に設定した評価基準によって、評価すること。」とある。

具体的目標については、「学校評価計画」において、検証しやすい数値目標を設定している学校も多くみられるが、年度末において、その数値目標に及ばない場合（僅かに及ばない程度ではない）でも、達成度が「B：おおむね達成できている」としているケースがみられ、翌年度においても、同じ数値目標を掲げているケースもみられる。もちろん、達成度は、数値目標だけにより評価するものではなく、総合的に評価するというのは理解できるが、検証可能性を高めるために数値目標を掲げているにも関わらず、その数値目標に及ばない場合に



B評価とするのは、違和感を覚える。

学校評価にあたっては、「何が達成できて、何が達成できなかったのか。」を明らかにすることで、学校運営の改善に活用することはもとより、次年度以降の目標設定等に活かすことに主眼を置くことが重要である。「改善のための評価」とするために、達成度は、適切に判定し、その結果をもとに、改善策を立案し、次年度の数値目標設定時には、その実現可能性を十分に検討する必要があると考える。

## 2) 学校関係者評価について

### ① 学校関係者評価委員会のメンバーについて【監査結果】

今回往査した学校において、学校評価の担当責任者（副校長、教頭等）に対してヒアリングするとともに、学校評価関係書類（簿冊など）を閲覧した結果、いずれの学校においても、学校評価委員会として、学校評議員会を活用しているが、学校評議員会のメンバーに保護者は含まれておらず、評価者に保護者の代表等を加えることも行われていなかった。

「学校評価ガイドライン（平成 28 年改訂）」では、学校関係者評価委員会の構成について、「その学校に在籍する児童生徒の保護者を評価者に加えることを基本とする。」とされており、これを受けて、佐賀県教育委員会の「県立学校学校評価実施要領」において、「保護者を評価者に加えることが基本となっているので、学校評議員会等の活用とあわせて、保護者の代表等を評価者に加える工夫をすること。」とされている。

学校関係者評価委員会として、学校評議員会を活用する場合、そのメンバーに学校の保護者代表等を加える必要がある。

### ② 自己評価と学校関係者評価について【監査意見】

学校関係者評価は、学校関係者評価委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じ、自己評価の結果をもとに評価するものであり、自己評価と学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で、不可欠なものとして、一体的に位置付け、有機的に関連付けながら運用していくことが重要である。（県立学校学校評価実施要領）

今回往査した学校の中には、学校評議員会に学生・保護者・教職員等に対するアンケート集計結果とそれに基づく自己評価の結果（達成度）が示され、学校評議員会のメンバーが、評価項目ごとに達成度を数値評価し、その上で定性的な評価も行っているなど、自己評価と有機的に関連付けられていると認められる学校関係者評価を実施している学校があった。一方で、学生・保護者・教職員等に対するアンケート集計結果が示されるものの、評価項目との関連が不

明確な総括的、定性的な評価が行われるのみで、自己評価と学校関係者評価の関連性が薄い学校関係者評価もみられた（達成度の評価が自己評価から変わったケースでその根拠・関連性がわからないケースもあり。）また、学校評議員会の半数（4名中2名）のみで評価しているケースもみられた。

学校関係者評価は、上記のとおり、学校運営の改善を図る上で、不可欠なものであるため、なるべく学校評議員全員に評価してもらい、自己評価と有機的に関連付けできるような工夫が必要であると考えます。

### 3) 学校評価の公表について【監査結果】

学校評価は、学校教育法施行規則第 66 条において「自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められており、「学校評価ガイドライン（平成 28 年改訂）」においても、「各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校便りへの掲載や、PTA 総会等を活用した保護者等を対象とした説明会、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により広く保護者に周知する。」とある。これを受けて、「県立学校学校評価実施要領」においては、計画段階、総括段階で、適時に各学校のホームページに掲載することを求めている。

しかし、計画、結果のいずれかがホームページに掲載されていない県立学校が複数あった（9 月中旬に、県立学校全てのホームページを調査）。また、県内のある市の小学校についても、複数の小学校が、計画、結果のいずれかをホームページに掲載していなかった。

学校評価計画表を公表することは、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるために、非常に重要なことである。

所管課である教育振興課は、全ての県立学校が、学校評価計画表をホームページで公表するよう、指導する必要がある。また、小中学校についても、各市町の教育委員会に対して公表を徹底するよう指導することが望まれる。

### 4) 学校評価調査結果について【監査意見】

所管課である教育振興課では、各学校から提出された学校評価結果・学校評価の実施状況に基づき、各年度の学校評価の実施状況を調査・分析し、学校評価調査結果として、学校に開示している。

これは、\*自己評価実施状況（・自己評価の実施状況（頻度）、・自己評価を実施するにあたり利用した情報や資料、活用方法など）、\*自己評価の効果（学力の向上、教育活動その他の学校運営の組織的・継続的な改善など）、\*学校関係者評価実施状況（評価の実施状況、学校関係者評価の評価者の構成など）などについての調査・分析結果である。これは、学校評価の実施状況を総括する重

要な資料であり、今後学校評価を実施する上で、貴重な示唆を与える情報である。

ただし、この調査結果は、総括的な統計資料としての側面が強く、学校評価を実施する上で実務的な資料としての利用価値は大きくない。

今後、学校評価の内容を充実させ、改善のための実効ある制度とするためにも、優れた評価表の具体的な事例（重要目標、評価項目、具体的な目標（数値目標など）、達成度の目安など）を示すなど、実務的な資料として価値あるものとするのが望まれる。

#### 5) アンケート集計の効率化について【監査意見】

生徒、保護者、教職員等に対するアンケートの実施は、学校評価を行う上で、有効で重要な必須手続きであるが、アンケートの集計・分析作業は、手間がかかり煩雑である。

佐賀県の県立学校では、エクセルを用いて作業を効率化するなど、工夫しているものの、その対応は、学校ごとに異なり、大変な労力と時間をかけている学校が大半であると感じた。

他の県・市においては、アンケート手続きの効率化を自治体として行っているところもある。（岩手県、取手市などにおいては、・SQS(Shared Questionnaire System)＝「普通紙マークシート方式による調査票作成・読み取り集計ソフトウェア」を用いている。）

佐賀県においても、アンケート手続きの効率化を推進し、その効率化効果をより実効性の高い、充実した学校評価制度に向けることが望まれる。

#### 4. 学校に応じた環境・設備の整備について【監査意見】

今回伺った学校において、環境・設備の整備状況を視察した結果、特別支援学校における老朽化したトイレ等の未改修、実業高校における老朽化した産業教育設備の未整備等が見受けられた。

施設・設備の導入に関しては、教育総務課において、県立学校の施設整備計画を策定し、計画に基づき予算執行しているが、配分できる予算額には限りがあり、各学校が望んでいる施設・設備の新設又は改修の一部が予算の都合で十分に対応できていない状況である。

特別支援学校において、老朽化したトイレ等の整備は、障害のある生徒の生活環境の充実のためには優先すべきであり、実業高校の産業設備の整備も、教育大綱に定める「佐賀の産業を支える人材の確保」の実現のために、重要である。もちろん、各学校の事情は考慮されているとは思われるが、今後は、より学校の特性に応じた環境・設備の整備が必要であると考えられる。

## Ⅱ 個別の監査結果及び監査意見の一覧（要約）

### 1. 教育委員会各課及び教育センター

#### (1) 教育総務課

結果及び意見	内 容	事業名	頁
産業教育設備の老朽化について【意見】	佐賀県教育大綱に定める「佐賀の産業を支える人材の確保」の実現のためにも産業教育設備の整備のための予算を確保することが望まれる。	産業教育設備整備事業	44

#### (2) 教育振興課

結果及び意見	内 容	事業名	頁
児童生徒の活用力向上研究指定事業について【意見】	受託者として活用力向上研究指定事業として視察を行った場合は視察で得た内容を委託者に報告することは必要である。	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策事業	56
学力向上に対する施策について【意見】	ペーパーテストで行われる学力テストで測れるのは学力の一部に過ぎないため、このテストの正答率の良否に過度に反応する必要はない。	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策事業	57
中学生・高校生海外留学等に対する助成について【意見】	他の自治体の良い例を参考にし、可能な限り佐賀県に還元される運用をしていくべきである。	グローバル社会を生き抜く SAGA 人材づくり事業	59
教職員の海外研修について【意見】	海外研修は公務であり、語学及び指導方法を研鑽することが目的である。今後は仕様書に最低授業日数及び最低授業時間を設けるべきと考える。	グローバル社会を生き抜く SAGA 人材づくり事業	60

#### (3) 教職員課

結果及び意見	内 容	頁
非正規職員の処遇改善及び正規職員の適正配置について【意見】	限られた財政の中で、長期的な視野に立った非正規職員の処遇改善、正規職員の適正な人材配置を検討する必要がある。	69

#### (4) 学校教育課

結果及び意見	内 容	事業名	頁
スクールカウンセラー等配置事業及び不登校対策総合推進事業成果指標について【意見】	不登校児童への対策というデリケートな問題であるだけに、事業の成果を総合的に判断できる指標を検討することが望まれる。	スクールカウンセラー等配置事業 不登校対策総合推進事業	78

結果及び意見	内 容	事業名	頁
ふるさと佐賀への誇り、愛着についての持続的な取り組み【意見】	平成 30 年度は「肥前さが幕末維新博覧会」の開催もあったことから、アンケート結果は、肯定的な割合が増加。イベントがあった時の一過性の成果とならないよう、ふるさと佐賀を愛し誇りと自信を持つ児童生徒の育成につながる持続的な取り組みを今後も期待したい。	さがを誇りに思う教育推進事業	80
海外メーカー機器導入時の入札仕様書【意見】	入札仕様書において、故障時における交換部品調達の機動性をリース期間を通じて確保することを条件として明記することが望ましい。	ICT 利活用教育推進事業	86
ヘルプデスク現地員の配置等について【意見】	ヘルプデスク現地員の減員により、教育現場の負担が大きくなっていた（特に年度初め、年度末）。年度初め、年度末においても安定的かつ安全な ICT 教育環境が確保されることを期待したい。	ICT 利活用教育推進事業	87

#### (5) 教育センター

結果及び意見	内 容	事業名	頁
専門研修の受講率向上のための施策について【意見】	教職員の受講率向上のために、より有効な施策を検討することが必要である。	研修事業	112
事業内容の定期的な見直し【意見】	学校現場のニーズ等を踏まえた上で、校内研修内容の見直し等の改善を継続的に実施し、効果的な事業運営を図ることが求められる。	情報教育事業	115
教育センターWebサイトの定期的なリニューアル【意見】	情報へのアクセス数を伸ばし、教員に多くの情報を有効に活用して貰うために、現場の意見等を踏まえながら、定期的にリニューアルを行うことが必要と考えられる。	インターネット教育活用事業	117
オンライン研修の導入検討について【意見】	教育センターが実施する研修事業は、現在は教育センターでの集合研修として実施されているが、学校現場での働き方改革が推進されていく状況においては、今後はオンライン研修導入の検討も必要ではないかと思われる。	インターネット教育活用事業	117

## 2. 県立学校（財産の管理事務、施設の利用状況は教育センターを含む）

### （1）給与計算事務について

結果及び意見	内 容	学校等	頁
舎監宿直命令簿での教頭命令の明確化【意見】	舎監宿直命令簿で教頭の命令が確認できなかった。命令を出した証跡を残すことが望ましい。	うれしの特別支援学校	235
「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【意見】	学校では、紙ベースで作成・承認・管理されている。本庁と同様に電子化することにより、業務の効率化を図ることを検討すべきと考える。	全ての県立学校	127

### （2）支出事務について

結果及び意見	内 容	学校等	頁
出張の際の手続きについて【意見】	近距離の消耗品の買い出し等の外出についても、記載が求められるが、簡便的な管理で十分	伊万里農林高校 うれしの特別支援学校	175 236

### （3）財産管理について

結果及び意見	内 容	学校等	頁
図書館展示室について【意見】	黄城会（同窓会組織）から無償貸与されている芸術的・美術的価値の高い書画が展示されているが、活用度は低い。より有効に活用する方策を検討することが望まれる。	小城高校	159
職員宿舍の貸付について【意見】	唐津商業は、同校職員の借り手がないため、2棟の職員宿舍を他校の職員と保健福祉事務所の職員に貸し出しているが、今後も唐津商業が管理することが効果的・経済的かを検討すべき。	唐津商業高校	216
備品台帳における除却処理漏れ等【結果】	現物は廃棄処分されていた備品が、備品管理台帳上、除却処理されていなかった。適切に除却処理される必要がある。	教育センター	118
不要物品の処分等について【意見】	不要物品が、多数保管されていた。速やかに移管手続き、処分手続きをする必要がある。	教育センター	118
備品の現物照合について【意見】	備品札が適切に貼付されていないケースがみられた。備品台帳と備品現物を適切に対応させるため、備品札の適切な貼付が必要。また、個人から個人から寄贈された備品や私費会計で購入した備品についても、県有備品とは別に適切に管理することが望まれる。	佐賀東高校 小城高校	147 159

結果及び意見	内 容	学校等	頁
廃棄処理及び修理が必要な備品について【意見】	廃棄、修理が必要な備品の処理が実施されていなかった。授業等への支障も懸念されるため、財源を確保し、廃棄、修理を行うことが望まれる。	うれしの特別支援学校	236
備品の現物調査について【結果】	現物と管理簿の照合を行ったが、一致していないものが数多くあった。備品管理を適切かつ効率的に実施すべき。	鳥栖工業高校	188
備品台帳の登録方法について【意見】	一度に複数台数を購入した場合の備品台帳への登録方法は、備品を管理する上で、個別登録が望ましい。	金立特別支援学校	249
情報関連機器登録時の考え方の統一について【意見】	有形・無形の情報関連機器の、管理方法（備品か／消耗品か）、登録時の名称などの考え方を整理・統一する必要がある。	金立特別支援学校	249
本庁一括購入備品の適切な管理について【意見】	本庁一括購入の情報機器について、本庁と学校の間で、管理が曖昧になっている部分があった。学校に移管された時点で管理責任は学校にあるため、適切に管理する必要がある。	金立特別支援学校	250

#### (4) 薬品等の管理について

結果及び意見	内 容	学 校	頁
不要薬品等の処理について【結果】	事故防止及び管理コストの低減のため、古くなった不要な薬品等の速やかに廃棄を進める必要がある。	武雄高校 鳥栖工業高校 うれしの特別支援学校 金立特別支援学校	129 189 238 250
薬品の実地棚卸について【意見】	管理記録簿と現物に不整合があった。現物照合を慎重に行う必要がある。	うれしの特別支援学校	237

#### (5) 図書管理について

結果及び意見	内 容	学 校	頁
貸出・返却処理について【意見】	貸出処理未完了のため、貸出冊数を返却冊数が上回るという逆転現象が生じている。貸出処理完了のために対策を講じることが望まれる。	小城高校	160

#### (6) 私費会計について

結果及び意見	内 容	学 校	頁
教育振興会費会計における(一財)黄城教育会館の運営費負担【意見】	会計区分間の振替により保護者徴収金の使途が不明確になっているため、私費会計区分の見直しが必要。	小城高校	166

結果及び意見	内 容	学校等	頁
特課会計の年度末繰越金残高に係る取扱方針【意見】	年度末繰越金が相当額残っているが、その位置づけ、取り扱いについて検討して頂きたい。	小城高校	167
購買部収支の検証手続き【意見】	PTA 総会の決算報告数値と正しい決算数値に差異があった。管理者による検証手続きを実施して頂きたい。	小城高校	167
定員数減少への対応策の早期検討について【意見】	定員数減少による収支影響額を試算の上、支出額削減、保護者徴収金単価引上げの必要性の検討を早期に実施して頂きたい。	小城高校	168
教育振興対策積立資金の効率的活用【意見】	教育振興対策積立金として振替後、約 20 年、活用方針が定まっていない。残高 6,671 千円の効率的な活用方策の検討が必要。	小城高校	168
決算報告について【結果】	決算報告が適切に行われていなかった。適切に行う必要がある。	鳥栖工業高校 唐津商業高校	199 221
卒業アルバム制作業務契約書における条項【結果】	完成保証人又は所有ネガの著作権帰属に関する約定がなされていなかった。履行不能となるリスクに備え、当該約定をすることが必要	唐津商業高校	222
空調設備導入に向けた資金計画【意見】	会計単位間の貸付により外部借入金等による負債額を極力抑えるような取組を検討して頂きたい。	唐津商業高校	222
同窓会年会費の卒業時徴収方法について【意見】	今後は入会任意性等の問題が顕在化してくる恐れもあるため、今まで以上に慎重な通知手続き及び徴収手続きを実施して頂きたい。	唐津商業高校	225
決算整理手続【意見】	年度末の精算にあたって、収支差額をゼロにして年度内に消化するか、残高を負担者に返金するのかの意思決定をプロセス化、文書化すべき。	うれしの特別支援学校 金立特別支援学校	242 257

(7) その他

結果及び意見	内 容	学校等	頁
施設の使用状況について【意見】	集合研修の必要性・有効性、オンライン研修等効率的研修運営を勘案し、コンパクトな施設運営を検討すべきと考える。	教育センター	120
担当者以外のチェック体制【意見】	作成者の自己チェック以外のチェック担当者を限定し、チェック担当者を減らすことでできる余剰時間を他の重要な業務に振り分けるべきではないかと考える。	全県立学校	142



結果及び意見	内 容		頁
定時制高校についての情報発信【意見】	定時制高校の意義、鳥栖工業高校定時制での取組み等を積極的にアピールして、定時制高校の良さをより伝えるべき。	鳥栖工業高校	210
生活環境の整備について【意見】	特別支援学校では、優先されるべき生活環境の整備を進める必要がある。	金立特別支援学校	257
長期的な施設整備計画における実施希望時期と見積額の表記【意見】	学校が必要と考える施設整備を長期的な施設整備計画として把握し、その優先度合・実施希望時期・見積額を明確にすべき。	金立特別支援学校	260

#### 第4 佐賀県教育委員会各課及び佐賀県教育センターの監査結果及び意見

##### I 教育総務課

###### 1. 教育総務課の概要

###### (1) 所掌事務の概要

###### 1) 総務調整担当

- ① 人事・組織に関すること。
- ② 施策の総合調整に関すること。
- ③ 教育委員会の会議に関すること。
- ④ 育英に関すること。

###### 2) 危機管理・広報担当

- ① 教育庁及び教育機関の危機管理に関すること。
- ② 教育庁及び教育機関の広報に関すること。

###### 3) 財務担当

- ① 教育庁の予算・決算に関すること。
- ② 学校予算の配当に関すること。
- ③ 奨学に関すること。

###### 4) 学校施設担当

- ① 校舎その他の建築物の営繕、保全の計画指導に関すること。
- ② 教育財産の管理に関すること。

###### 5) 情報システム・セキュリティ担当

- ① 教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関すること。
- ② 教育情報システムの管理に関すること。

###### (2) 職員数

事務職員	技術職員	指導主事	臨時的 任用職員	非常勤職員	臨時職員
28	2	2	1	9	2

## 2. 収支の状況

(歳入)

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
使用料手数料	2,326,642	2,304,629	2,241,868
国庫支出金	15,086,619	15,372,673	15,186,656
財産収入	98,589	75,088	83,608
寄付金	—	210	200
繰入金	13,615	29,299	33,238
繰越金	163,175	35,901	26,749
諸収入	76,779	85,781	70,784
県債	881,800	873,900	401,100
合計	18,647,222	18,777,484	18,044,205

(歳出)

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
教育総務費	2,133,605	2,207,541	3,188,255
小学校費	27,239,927	27,171,393	27,148,425
中学校費	17,595,492	17,569,625	17,529,337
高等学校費	21,115,358	20,468,334	20,343,282
特別支援学校費	8,007,418	8,692,253	8,148,044
文教施設災害復旧費	—	—	3,728
合計	76,091,802	76,109,148	76,361,073

## 3. 事業一覧

(単位：千円)

事業名	決算額	教育大綱基本施策
長期保全整備事業	145,772	教育を支える環境の整備
県立学校耐震改修促進事業	220,381	教育を支える環境の整備
県立学校施設ユニバーサルデザイン整備事業	78,760	教育を支える環境の整備
ブロック塀等緊急対策事業	19,134	教育を支える環境の整備

産業教育施設整備事業	83,594	産業人材の育成
教育情報システム（SEI-Net）運用保守事業	206,110	時代のニーズに対応した教育の推進
新教育情報システム整備事業	955,688	教育を支える環境の整備
学校教育ネットワーク情報セキュリティ対策強化事業	14,963	教育を支える環境の整備
その他の事業	4,807,926	
給与費	69,828,745	
合計	76,361,073	

#### 4. 監査対象事業

##### (1) 長期保全整備事業

###### 1) 事業の概要

事業の目的	学校施設の計画的な整備を進め、施設の長寿命化を推進するとともに財政負担の平準化を図る。
事業の内容	校舎等劣化状況調査の結果から策定された佐賀県立学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改築及び保全工事を行う。
教育大綱 基本施策	教育を支える環境の整備
開始年度	平成 28 年度
終了年度	未定

###### ② 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	5,360	57,141	206,520
決算額	5,328	56,299	145,772

###### ③ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
報酬	171	非常勤職員報酬
社会保険料	25	非常勤職員社会保険料

需用費その他	407	需用費その他
委託料	39,054	設計監理業務委託、アスベスト調査、劣化状況調査等
工事請負費	106,113	給水管改修、屋外消火配管改修、空調更新、電話設備更新等
合計	145,772	

④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	44,972
その他（県債）	100,800
合計	145,772

⑤ 事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
該当指標なし	目標	—	—	—
	実績	—	—	—

2) 実施した手続

- ① 担当者に事業内容についてヒアリングし、関連資料を確認した。
- ② 入札手続が佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 県立学校耐震改修促進事業

1) 事業の概要

事業の目的	県立学校における施設等の安全・安心な学校づくりを行うことにより、児童生徒等の快適で充実したゆとりある学校生活を確保し、教育環境の整備充実を図る。
事業の内容	平成 15～17 年度まで実施してきた県立学校の耐震診断結果を踏

	まえて、平成 18 年度から緊急度の高い建物を中心に設計し、設計が完了した建物から工事に着手。
教育大綱 基本施策	教育を支える環境の整備
開始年度	平成 15 年度
終了年度	令和 3 年度

## ②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	1,122,635	709,377	376,703
決算額	946,524	332,948	220,381

## ③ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
職員旅費	20	現地確認等に係る旅費
役務費その他	1,263	計画通知等に係る手数料
委託料	23,164	造成設計、グラウンド詳細設計
工事請負費	195,632	造成工事
負担金	300	神崎市への下水道加入負担金
合計	220,381	

## ④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	8,581
その他（県債）	211,800
合計	220,381

## ⑤事業の成果（指標の達成状況）

県立学校 48 校のうち 47 校の耐震化が完了している。残る 1 校（神埼高校）については、現在移転改築中（耐震化率 99.5% 全棟数 379 棟のうち耐震化が完了していない棟数 2 棟）。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
該当指標なし	目標	—	—	—
	実績	—	—	—

2) 実施した手続

- ① 担当者に事業内容についてヒアリングし、関連資料を確認した。
- ② 入札手続が佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。なお、移転が予定されている神埼高校を除き、県内のすべての高等学校の耐震化改修は完了している。

(3) 県立学校施設ユニバーサルデザイン整備事業

1) 事業の概要

事業の目的	障がいを持つ生徒等の利便性に配慮した学校施設を整備する。
事業の内容	1 階部分の段差解消及びエレベーターの設置等。
教育大綱 基本施策	教育を支える環境の整備
開始年度	平成 22 年度
終了年度	—

③ 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	32,597	71,497	123,533
決算額	7,986	88,005	78,760

④ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
委託料	7,525	設計監理業務委託

工事負担金	71,177	エレベーター設置、多機能トイレ設置
役務費	57	建築確認申請手数料
合計	78,760	

⑤ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	77,760
その他（県債）	71,000
合計	78,760

⑥ 事業の成果（指標の達成状況）

- ・ 身障者用トイレ設置 47校/48校
- ・ 1階部分の段差解消 45校/48校  
→学校再編の関係で整備が遅れている学校については今後整備する予定。
- ・ エレベーター設置 19校/48校  
→個別の障害への対応が必要となる生徒が入学する場合に設置している。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28年度	H29年度	H30年度
該当指標なし	目標	—	—	—
	実績	—	—	—

2) 実施した手続

- ① 担当者に事業内容についてヒアリングし、関連資料を確認した。
- ② 入札手続が佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。



(4) ブロック塀等緊急対策事業

1) 事業の概要

事業の目的	ブロック塀の点検及び撤去・改修を行い学校及び周囲の通路、隣地等の安全を確保する。
事業の内容	建築基準法施行令の現行基準に適合していない（既存不適格）箇所や劣化が著しい箇所の撤去やフェンスの建替え等を行う。
教育大綱 基本施策	教育を支える環境の整備
開始年度	平成 30 年度
終了年度	令和元年度

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	—	—	197,716
決算額	—	—	19,134

③事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
職員旅費	3	学校現場視察等に係る旅費
委託料	10,127	ブロック塀内部調査、設計監理業務委託
工事請負費	9,004	ブロック塀撤去、フェンス等整備
合計	19,134	

④事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	15,134
その他（県債）	4,000
合計	19,134

⑤事業の成果（指標の達成状況）

平成 30 年度は 11 校中 2 校が完了（9 校は入札不調や工法変更により次年度へ繰越）した。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
該当指標なし	目標	—	—	—
	実績	—	—	—

2) 実施した手続

- ① 担当者に事業内容についてヒアリングし、関連資料を確認した。
- ② 入札手続が佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。なお、入札不調により繰越が発生しており、すべてのブロック塀の点検及び撤去・改修が完了するのは、令和 2 年度になる見込みである。

(5) 産業教育設備整備事業

1) 事業の概要

事業の目的	専門高校における産業教育の実験・実習について、老朽化や陳腐化した装置の更新を図り、「ものづくり」の人材育成の向上を図る。
事業の内容	高等学校の専門学科等の実験実習設備の改善・充実に資する経費。
教育大綱 基本施策	産業人材の育成
開始年度	平成 23 年度
終了年度	—

③ 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	91,634	75,683	83,662

決算額	90,699	73,295	83,594
-----	--------	--------	--------

④ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
備品購入費	80,466	料理殺菌装置、電気動力計実習装置、ボイラー、農業実習用公用車等
委託料	1,931	設備保守点検等
需用費	1,093	ミシン、アイロン、備品修繕等
その他	103	設備検査料等
合計	83,594	

⑤ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	83,594
その他	—
合計	83,594

⑥ 事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
該当指標なし	目標	—	—	—
	実績	—	—	—

2) 実施した手続

- ① 担当者に事業内容についてヒアリングし、関連資料を確認した。
- ② 入札手続が佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

① 産業教育設備の老朽化について【監査意見】

佐賀県教育大綱では、13 の基本施策を定めており、その基本施策の一つに

「産業人材の育成」を掲げ、「高等学校において、勤労意欲が醸成された優秀な人材が育成され、子供たちが身につけた技能・技術を生かし、地域や企業に貢献し、社会を支える産業人材となり活躍している」ことを目指している。佐賀県においては、企業の育成や企業誘致が積極的に進められているが、就職や進学等を機に県外への転出超過が続いているため、佐賀の産業を支える人材の育成を課題と捉えて、以下の4つの取組方針を定めている。

- ・ 企業見学会、長期企業実習、インターシップなどの体験型学習により、職業観・勤労観の醸成を図る。
- ・ 専門・総合学科高校において学力の向上を図り、より専門的な知識や技術の習得を図るとともに、高度な資格の取得を目指す。
- ・ 産業構造の変化や技術革新に対応した実習ができる施設・設備を導入するとともに、教員の指導力向上を図る。
- ・ 高い技能を有する地域企業の人材（マイスター）の活用など、産業界との連携を図る。

このうち、施設・設備の導入に関しては、教育総務課において、県立高等学校の施設整備計画を策定し、計画に基づいて予算執行している。

具体的には、

- ① 毎年5月に「施設整備状況調」、「中・長期整備計画」、「施設整備（校舎・校地等）要望書」、「維持修繕・補修要望書」を各高等学校から教育総務課に提出する。
- ② 毎月7月に①の資料に基づいて、教育総務課が学校ごとに現況及び改修の必要性についてヒアリングを行う。
- ③ ②を踏まえて、教育総務課が優先順位を検討して施設整備計画を見直し、これに基づいて産業教育設備の新設又は改修の予算付けを行っている。

以上のような手続を経て、平成30年度においては、産業教育設備（専門教育の実習機器等）の更新・整備を22校で行い、老朽化した設備の改善を図っている。

一方で、教育総務課が配分できる予算額には限りがあり、今回監査対象とした高等学校で産業教育設備の整備状況を検証したところ、各高等学校が望んでいる設備の新設又は改修の一部が、県の予算の都合で十分に対応できていない状況であった。例えば、鳥栖工業高校では、電子機械科の「マシニングセンター（CAD/CAMシステム）」（コンピュータを利用した設計・製図を基にした加工のシステム）や電子計算組織（コンピュータ）等、主に経年劣化を原因とした故障で使用できなくなっている設備が存在していた。この点、学校紹介パンフレッ

トに掲載している看板設備が稼働できないといった意見や、一部授業に支障が出ているケースもあるとの意見もあった。

このような産業教育設備の老朽化は佐賀県のみの問題ではなく、文部科学省は平成 30 年 3 月に「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」を発令している。新高等学校学習指導要領には、とりわけ職業教育を主とする専門学科について、従来通り実験実習に相当する授業時間数を十分確保することとしたほか、職業に関する教科・科目の目標に実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して資質・能力の育成を目指すことを新たに明記されており、その趣旨の実現には職業教育のための施設・設備が重要である旨が記載されている。

佐賀県教育大綱に定める「佐賀の産業を支える人材の確保」の実現のためにも産業教育設備の整備のための予算を確保することが望まれる。

ただし、大きな予算を割いて設備を設置しても、設備は時間の経過とともに老朽化し、技術の進歩とともに陳腐化する。設備の導入時には最新の設備による実習教育が受けられるが、入学時期によっては設備に恵まれないまま卒業する生徒も生じてしまう。また、昨今の急速な技術革新により、求められる設備更新のサイクルも早まることが予測される。したがって、実習設備の導入段階から、更新や修繕を見越した中長期的なビジョンをもつ必要がある。しかしながら、産業界の技術革新に対応した機器等を頻繁に購入することは、予算負担が大きいだろう。このような状況の中で、リース契約の利用、県内の専門高校間で施設等を共有する、あるいは実習における高大連携、地域企業との連携などの工夫も積極的に検討してはどうか。

## (6) 教育情報システム運用保守事業

### 1) 事業の概要

事業の目的	教育情報システム「SEI-Net」の運用を行い、学校現場の利便性の向上、教職員の負担軽減を図る。
事業の内容	教育情報システム「SEI-Net」の運用保守費等。
教育大綱 基本施策	時代のニーズに対応した教育の推進
開始年度	平成 22 年度
終了年度	—

### ② 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
--	--------	--------	--------

予算額	131,642	181,966	204,355
決算額	131,628	181,650	206,110

③事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
需用費その他	1,782	教育情報システム用部品調達
役務費その他	30,067	インターネット回線経費
委託料	55,107	教育情報システム運用保守
使用料賃借料	119,154	教育情報システム機器等賃貸借、ライセンス費用
合計	206,110	

④ 事業費の内訳

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	206,110
その他	—
合計	206,110

⑤ 事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
該当指標なし	目標	—	—	—
	実績	—	—	—

2) 実施した手続

- ① 担当者に事業内容についてヒアリングし、関連資料を確認した。
- ② 入札手続が佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(7) 新教育情報システム整備事業

1) 事業の概要

事業の目的	SEI-Net の運用期間及び各県立学校校内 LAN サーバのサポート期間が終了することから、当該システムの更新を行う。 更新に当たっては、平成 28 年の不正アクセス事案を踏まえ、更新時だから取り得る情報セキュリティ対策に取り組み、生徒・保護者等の安全・向上を図る。 併せて、昨今の情報技術の進展や学校現場の利用の実情に即した構成・システムとすることにより、利便性の向上及び教職員の負担軽減を図る。
事業の内容	新教育情報システム詳細設計、開発及び運用保守業務委託費。
教育大綱 基本施策	教育を支える環境の整備
開始年度	平成 29 年度
終了年度	—

③ 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	—	11,340	955,689
決算額	—	11,340	955,688

④ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
委託料	955,688	新教育情報システム詳細設計 開発及び運用
合計	955,688	

⑤ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	955,688

その他	—
合計	955,688

⑥ 事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
該当指標なし	目標	—	—	—
	実績	—	—	—

2) 実施した手続

- ① 担当者に事業内容についてヒアリングし、関連資料を確認した。
- ② 入札手続が佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(8) 学校教育ネットワーク情報セキュリティ対策強化事業

1) 事業の概要

事業の目的	ICT 環境の整備について、県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備や教育情報システムの運用、機能強化を行う。
事業の内容	学校教育ネットワークに対する万全の情報セキュリティ対策を施し、被害を未然に防ぐため、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策実施計画に則った取組を実施する。
教育大綱 基本施策	教育を支える環境の整備
開始年度	平成 28 年度
終了年度	未定

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	4,825	20,063	15,638
決算額	4,691	19,586	14,963



③ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
委託料	12,432	学校教育ネットワーク及びシステムに係るセキュリティ強化業務委託等
報酬	2,106	非常勤職員給与等
旅費	283	非常勤職員の旅費等
その他	141	
合計	14,963	

④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	-
県（一般財源）	14,963
その他	-
合計	14,963

⑤ 事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
該当指標なし	目標	-	-	-
	実績	-	-	-

2) 実施した手続

- ① 佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策実施計画が適切に取り組みられていることを確認した。
- ② 都度、「佐賀県立学校情報セキュリティ要覧」、「佐賀県立学校 ICT 運用手引き」及び「佐賀県立学校 ICT 運用ルール」が更新され、教職員に配付されているかを確認した。
- ③ 外部業者に委託が行われている場合、一般競争入札により、公平にかつ客観的に選定されていることを確認した。
- ④ 随意契約による場合、規定に沿っていることを確認した。
- ⑤ 必要な情報システムに関する機能が随時追加されていることを確

認する。

- ⑥ 情報セキュリティに関する必須研修を全教職員が受講していることを確認した。
- ⑦ 情報セキュリティについて外部の専門家から外部監査を受けており、緊急を要する重要な不適合がないことを確認した。また、改善を要する事項がある場合は適切な対応が取られていることを確認した。
- ⑧ 情報機器ネットワーク接続・アカウント等発行の際には申請及び承認が適切に行われていることを確認した。

### 3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## II 教育振興課

### 1. 教育振興課の概要

#### (1) 所掌事務の概要

##### 1) 教育振興担当

- ① 教員の研修に関すること。
- ② 県立学校の進行に関する企画及び立案に関すること。
- ③ 県立学校の募集定員や学科などに関すること。

##### 2) 学力向上推進担当

- ① 学習状況調査等を活用した学力向上対策に関すること。
- ② 家庭・地域の教育力向上に関すること。

##### 3) グローバル人材育成担当

- ① グローバル化に対応した教育の推進に関すること。
- ② 帰国・外国人児童生徒等の教育に関すること。

##### 4) 特別支援教育室

- ① 特別支援教育に関すること

#### (2) 職員数

(単位：人)

	人数		
	教育振興課	特別支援教育室	合計
事務職員	8	2	10
指導主幹・指導主事	9	4	13
充指導主事	1	2	3
一般職員 計	18	8	26
非常勤嘱託員	2	1	3
総計	20	9	29

## 2. 収支の状況（特別支援教育室含む）

（歳入）

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
国庫支出金	86,816	87,776	87,484
諸収入	12,476	7,644	18,393
歳入合計	99,292	95,420	105,877

（歳出）

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
教育総務費	128,945	125,028	140,720
小学校費	20,504	21,303	28,366
中学校費	24,320	21,980	21,637
高等学校費	11,162	8,589	25,920
特別支援学校費	155,688	205,106	219,028
歳出合計	340,619	382,006	435,671

## 3. 事業一覧

監査対象は以下の事業の中から、教育振興課が特に裁量を持って行っている「グローバル社会で生きぬく SAGA 人材づくり事業」、「特別支援教育推進事業」、「全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策事業」を選定した。なお、決算額が多額であっても、教育振興課が相手先を選定しない事業については今回の監査対象とはしていない。

（単位：千円）

事業名	決算額	教育大綱基本施策
グローバル社会で生きぬく SAGA 人材づくり事業	75,996	時代のニーズに対応した教育の推進
特別支援教育推進事業	17,063	時代のニーズに対応した教育の推進

全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策事業	18,205	確かな学力を育む教育の推進
県立高校再編整備推進費	5,344	時代のニーズに対応した教育の推進
放課後等補充学習支援事業	8,091	確かな学力を育む教育の推進
初任者研修事業 ※1	5,179	教育を支える環境の整備
初任者研修事業に係る非常勤職員配置事業（小学校） ※1	28,104	教育を支える環境の整備
初任者研修事業に係る非常勤職員配置事業（中学校） ※1	21,559	教育を支える環境の整備
初任者研修事業に係る非常勤職員配置事業（高等学校） ※1	11,533	教育を支える環境の整備
家庭・地域の教育力向上推進事業	1,151	確かな学力を育む教育の推進
新高校スクールバス運行事業	14,173	時代のニーズに対応した教育の推進
県立特別支援学校におけるスクールバス運行事業 ※2	53,309	時代のニーズに対応した教育の推進
諸調査集計・分析システム改修・運営	3,348	確かな学力を育む教育の推進
特別支援就学奨励費 ※3	148,142	時代のニーズに対応した教育の推進
特別支援学校スクールバス・タクシー事業	13,400	時代のニーズに対応した教育の推進
その他	8,810	
合計	433,407	

※1：新任教諭に対する研修。教育振興課から教職員課及び教育センターへ予算を再配当し、教職員課及び教育センターが初任者研修事業にかかる様々な経費を非常勤講師等に対して支払っている。

※2：自力での通学が困難な児童生徒の通学支援。各県立特別支援学校が業者を選定している。

※3：国の規定に基づき、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者等に対して、その経済力に応じた経済的負担軽減のための奨励費を支給する事業。

#### 4. 監査対象事業

##### (1) 全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策事業

###### 1) 事業の概要

事業の目的	国が全数調査により実施する全国学力・学習状況調査の結果を活用できるよう、市町・学校の取組を支援することにより、本県児童・生徒の学力向上を図る。
事業の内容	1. PDCA サイクルの確立による学力向上対策の推進 2. 学力向上推進教員配置事業 3. 児童生徒の活用力向上研究指定事業 4. 全国学力調査活用学力向上対策事業 5. 佐賀県小・中学校学習状況調査の作成
教育大綱基本施策	確かな学力を育む教育の推進
開始年度	平成 22 年度
終了年度	令和 4 年度

###### ② 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	18,425	19,544	20,041
決算額	17,682	18,098	18,205

###### ③ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
委託料	15,101	講師報償費、費用弁償、市町村教育委員会に対する支払（教職員旅費、視察費等）
旅費	2,786	県庁職員に関する旅費等
その他	318	
合計	18,205	

###### ④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	-

県（一般財源）	18,205
その他	-
合計	18,205

⑤ 事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
全国調査の教科に関する調査における平均正答率の状況	目標	8 区分中 4 区分で全国平均以上	8 区分中 6 区分で全国平均以上	4 区分中 4 区分で全国平均以上
	実績	8 区分中 2 区分	8 区分中 1 区分	4 区分中 1 区分
全国調査の児童生徒の質問で、話し合う活動を通じて自分の考えを広め、深めることができる児童生徒の割合	目標	(小学校) 68.0% (中学校) 68.0%	(小学校) 69.0% (中学校) 69.0%	(小学校) 70.0% (中学校) 70.0%
	実績	(小学校) 68.3% (中学校) 66.9%	(小学校) 76.5% (中学校) 78.4%	(小学校) 74.5% (中学校) 73.7%

2) 実施した手続

- ① 生徒の学力を計画的に向上させるため、学力向上対策評価シートが各学校別に作成され、PDCA サイクルが適切に回されていることを確認する。
- ② 活用力向上研究指定校が公平に選定されていることを確認する。
- ③ 児童生徒の活用力向上研究指定校について、研究の成果が作成・報告されていることを確認する。
- ④ 学力向上推進教員として配置される教員が校長及び教育長からの推薦者であることを確認する。
- ⑤ 学力向上推進教員の活動が計画化され、その実績が報告され、効果があることを確認する。

3) 監査結果及び意見

- ① 児童生徒の活用力向上研究指定事業について【監査意見】

児童生徒の活用力向上研究指定校に選定されると県が市町と2年間の委託契約を締結し、児童生徒の活用力向上のための調査研究を目的として1年目は750千円、2年目は300千円の委託金が支払われる。指定校となった小中学校は「児童生徒の活用力向上研究指定事業実施計画」（「現状」の成績（県調査の各教科の平均正答率）を踏まえ、「目標」定めた計画）を作成し、それに沿って研究を行い、最後に委託者である佐賀県に対して研究成果及び収支決算書の報告を行う。経費の使途は主に旅費（視察費等）、図書購入費（辞書、冊子等）、消耗品費（マーカー、コピー用紙等）であった。

研究成果の報告書をレビューしたところ、学力が「現状」を下回っている小中学校及び教科が多く見受けられた。また、収支決算書の経費支出は、ほとんどの学校で委託金額と同額又は若干上回っていた。

地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」という観点からすると事業内容の見直しが必要ではないだろうか。報告書において結果の考察を記載する欄には委託費の多くを費やしている視察で得た事項を教育現場でいかに活用したかの報告もなかった。受託者として活用力向上研究指定事業として視察を行った場合は短期的には成果が出なかったとしても視察で得た内容を委託者に報告することは必要である。

## ② 学力向上に対する施策について【監査意見】

上記に記載のとおり、総合計画2015指標に掲げた全国調査の教科に関する調査における平均正答率の状況は直近3年間いずれも達成していない。

この全国学力・学習状況調査は、自治体や学校の序列化を生むとして導入当初から問題含みであり、そもそも、ペーパーテストで行われる学力テストで測れるのは学力の一部に過ぎないため、このテストの正答率の良否に過度に反応する必要はない。

もちろん、成果指標として設定することを否定するものではなく、その結果を受けて、学力向上への取り組みを促進することはよいことであると考えますが、このテストを過度に意識し、このテストのための特別な対策を講じるなどは必要ないと考える。

## (2) グローバル社会を生きぬく SAGA 人材づくり事業

### 1) 事業の概要

事業の目的	グローバル化の進展に対応するため、中学生及び高校生に国際的な視野とコミュニケーション能力を身につけさせることにより、国際社会で活躍する人材の育成を行う。
事業の内容	1. 留学及び海外研修旅行の費用の一部助成



	2. 中学校英語暗唱大会・中学校及び高校英語スピーチコンテスト・高校英語ディベート大会参加者海外研修の実施及び参加者への費用助成 3. 体験的英語活動の充実 4. 教職員の海外研修 5. 留学等機運醸成 6. 大韓民国との交流 7. スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業への支援
教育大綱基本施策	時代のニーズに対応した教育の推進
開始年度	平成 23 年度
終了年度	令和 4 年度（少なくとも）

## ②事業費の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	74,904	70,500	78,174
決算額	71,665	67,245	75,996

## ③ 事業費の内訳

（単位：千円）

費目	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	33,215	中学生及び高校生海外留学等の助成金等
委託料	29,706	教職員及び生徒の国内外の語学研修費用、大韓民国との交流等
旅費	4,930	海外研修の際の旅費、スーパーグローバルハイスクールのベトナム研修の教職員分の旅費等
報酬	2,173	非常勤職員給与
合計	75,996	

## ④ 事業費の財源

（単位：千円）

区分	金額
国庫	8,765
県（一般財源）	55,888
その他（生徒からの参加費）	11,343
合計	75,996

⑤ 事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
高校生の海外留学、中高生の海外研修旅行者数（2週間以上）	目標	160 人	180 人	200 人
	実績	220 人	360 人	347 人
中・高校生の体験的英語活動への参加者数	目標	950 人	975 人	1,000 人
	実績	1,474 人	1,335 人	1,660 人

2) 実施した手続

- ① 佐賀県中学生・高校生海外留学等助成事業募集要項を入手し、助成するにあたり適切な募集要項（校長の推薦、反社会的勢力との繋がりが無いこと等）であることを確認する。
- ② 中高生留学等の選考の過程をレビューし、客観的かつ公平な選考がされていることを確認する。
- ③ 海外留学等から帰国後、留学等の成果の測定及びナレッジの共有がなされていることを確認する。
- ④ 業務委託契約を行う場合は企画コンペが行われ、適切に審査が行われていることを確認する。
- ⑤ 教員の海外研修についての選考過程をレビューし、客観的かつ公平な選考がされていることを確認する。
- ⑥ 海外研修に参加した教職員の帰国後、成果報告やナレッジの共有がなされていることを確認する。

3) 監査結果及び意見

① 中学生・高校生海外留学等に対する助成について【監査意見】

中学生・高校生海外留学等助成事業では、期間が 3 ヶ月以上の留学には上限 50 万円、2 週間以上 3 ヶ月未満の海外研修生には 10 万円が助成される。当該事業はグローバル化が進展する中、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた佐賀県の中学生及び高校生の育成に役立っている事業である。

助成金を受けた生徒は帰国後に体験発表会への出席や留学等体験レポートの作成が義務づけられている。

しかし、同様の制度を有する他の自治体では、助成金等を受ける生徒に親善大使として留学先でその都道府県の PR に努めることを要件とする例や、帰国後の活躍状況（TOEIC スコア、交流プログラムへの参加、国際ボランティアに参加等）や高校卒業後の進学先をその生徒が在学していた高等学校からの調査報告で収集している例もあり、このような自治体と比較すると佐賀県の取り組みや効果測定の方法は、改善の余地があると言える。

限られた財源の中から、特定の生徒に公費を充てることになるので、他の自治体の良い例を参考にし、可能な限り佐賀県に還元される運用をしていくべきである。

## ② 教職員の海外研修について【監査意見】

平成 30 年度の教職員の海外研修（2 週間）の行先はアメリカ合衆国ハワイ州オアフ島ホノルル地区であった。具体的な行先及び現地でのスケジュールはコンペで決定されていた。ハワイ州オアフ島を提示した業者の見積額は他社より若干高額だったが語学学校の内容（語学の授業＋英語教授法の指導）を考慮した結果とのことである。

現地でのスケジュールは基本的には月曜日から水曜日は午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで、木曜日は午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで、金曜日はハワイ州祝日の為休校とのことだった。つまり、一週間の内 3.5 日しか授業がない。

現在の業者向けの業務委託仕様書には、最低授業日数及び最低授業時間が記載されていない。ゆえに他の業者の案では授業が午前中だけで自由行動時間が長いものもあった。しかし、教職員が対象となる海外研修は公務であり、語学及び指導方法を研鑽することが目的である。よって、今後は仕様書に最低授業日数及び最低授業時間を設けるべきと考える。

## （3）特別支援教育推進事業費

### 1) 事業の概要

事業の目的	障害のある児童生徒等の自立と社会参加を一層促進していくために、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進を図る。
事業の内容	1. 就労支援コーディネーターの配置 2. ジョブティーチャーの派遣 3. 特別支援コーディネーター等スキルアップ研修の実施 4. 障害のある子どもの学校生活支援事業
教育大綱基本施策	時代のニーズに対応した教育の推進

開始年度	コーディネーター配置：平成 20 年度 ジョブティーチャー：平成 25 年
終了年度	未定

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	19,995	20,402	19,954
決算額	16,599	16,561	17,063

③ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
報償費	8,759	ジョブティーチャー報償費、就労支援コーディネーター報償費等
旅費	3,684	県職員の特別支援学校及び特別支援学級訪問の出張旅費、特別支援教育の研究協議会等の参加のための出張旅費等
報酬	2,097	非常勤講師給与
その他	2,523	
合計	17,063	

④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	2,558
県（一般財源）	14,505
その他	-
合計	17,063

⑤事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計	目標	1,600 人	2,400 人	3,200 人
	実績	1,485 人	2,218 人	2,868 人
特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合	目標	34%	34%	34%
	実績	30%	35%	38%
特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職者の割合	目標	88%	88%	88%
	実績	96%	100%	98%

2) 実施した手続

- ① ジョブティーチャーを依頼した業者一覧、指導及び助言内容をレビューし、特別支援学校の生徒の就労支援に適したものであることを確認する。
- ② 就労支援コーディネーターの活動内容が定期的に報告され、かつ、就職の足掛かりになっていることを確認する。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### Ⅲ 教職員課

#### 1. 教職員課の概要

##### (1) 所掌事務の概要

- 1) 教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 2) 教職員の厚生、福利及び公務災害補償に関すること。
- 3) 教職員の服務に関する研修及び勤務成績の評定に関すること。
- 4) 教職員の免許状に関すること。
- 5) 教職員の組織する職員団体に関すること。
- 6) 教育関係職員の健康管理・健康診断審査会及び安全衛生管理に関すること。
- 7) 公立学校共済組合及び佐賀県教育職員互助会に関すること。
- 8) 市町立学校の学級編成に関すること。

##### (2) 職員数

(単位：人) (令和元年8月20日現在)

区分	行政職員	人事主幹	管理主事	主任保健師	一般職員計	臨時的任用職員	非常勤職員
課長・参事・副課長	4				4		
県立人事担当	1	1	2		4		
小中人事担当		1	4		5		
免許担当	3				3		
法規担当	3				3		
給与担当	12				12		
健康管理担当	2			2	4		2
福利担当	2				2	1	
合計	27	2	6	2	37	1	2

#### 係別の担当業務及び人員数

##### 県立学校人事担当（一般職員4人）

教職員の研修、職員団体(高教組)、教育長表彰、県立学校教職員の定数、教職員の勤務全般、教職員の人事統計、県立学校校長会、教職員の人事異動事務、教職員の採用試験及び統計、教職員の人事管理、教職員の再任用、教職員の勤務評定、県立学校職員の任用事務、教職員の辞令等、事務職員等の研修、県立

## 学校教職員の改姓・履歴証明

### 小中学校人事担当（一般職員 5 人）

教育長表彰等、教職員人事評価制度、陳情、請願、議会関係、指導不適切教員、職員団体及び市町教委対策、教職員の定数、会計検査、教職員採用選考試験、身体障害者雇用、組合専従、教育事務所長会等、管理職・主幹教諭等選考、校長会・教頭会等、給与情報管理システム、義務教育学校、教職員の事故報告、健康審査会、中途退職、臨時的任用・異動統計、条件附採用期間制度、教職員の改姓・履歴証明、臨任・非常勤の勤務状況調査、学校訪問、非常勤講師、海外日本人学校、海外派遣教員

### 免許担当（一般職員 3 人）

教員免許更新制に係る大学等との連携調整、教員免許状(授与)、教員免許に係る各種調査、教職員の栄典、免許管理システム

### 法規担当（一般職員 3 人）

教職員の懲戒・分限・服務・勤務条件、特定事業主行動計画、ハラスメント等勤務環境の向上、病気休職訴訟、文科省・総務省等国からの調査

### 給与担当（一般職員 12 人）

公印の管守、議会・教育委員会・職員団体、公務災害補償基金佐賀支部書記、昇格昇給、公立学校の給与の支給等、育児休業・休職期間等給与台帳管理（正規職員が対象）、市町小中学校給与ネットワーク、現員現給調査、予算の編成・執行・決算、未収債権、監査、その他庶務事務、恩給、教員各種手当検討、管理職手当解釈・指導、条例規則改正、教員給与の見直し（国）、初任給決定、児童手当、事務職員研修、時間外予算配当・管理、給与支給事務・期末勤勉率例外、職員・給与システム、国際協力事業団補填金受入、人事評価、会計年度任用職員、一職一級制、共済標準報酬、諸手当・特勤手当条例解釈・指導（諸手当調査含む）、共同実施、事務監査・指導（小中）、旅費配当・管理、債権差押、所得税・住民税、社会保険・雇用保険事務、退職手当裁定等、公務員給与実態調査、失業者の退職手当審査・支出、旅費条例等解釈・指導、給与見込額調査（小中・臨任）、物品出納事務、給与事務、報酬・賃金システム

### 健康管理担当（一般職員 4 人、非常勤職員 2 人）

健康教育、安全衛生管理体制の整備、ストレスチェック、衛生委員会及び産業医、健康診断審査委員会、病気休職者に関する統計業務、教育関係職員の健康管理、病気休職者支援事業、業務の委託、健康管理担当の事業予算、健康管理システム、県立学校・教育庁産業医、疲労蓄積度調査、健康の保持増進に関する業務

福利担当（一般職員 2 人、臨時的任用職員 1 人）

運営審議会、財形貯蓄・確定拠出年金、全教福協議会、特定健診等事業、保健事業の一般事業

## 2. 収支の状況

(歳入)	(単位：千円)		
	H28	H29	H30
使用料手数料	7,980	8,388	9,669
繰入金		1,370,000	1,342,000
諸収入	8,894	7,521	7,921
歳入合計	16,874	1,385,909	1,359,591

(歳出)	(単位：千円)		
	H28	H29	H30
教育総務費	7,210,284	7,618,801	8,038,376
歳出合計	7,210,284	7,618,801	8,038,376

### (1) 歳入

#### 1) 概要

##### ① 使用料手数料

教育職員免許状授与証明・更新講習修了確認などに係る手数料

##### ② 繰入金

県が設定する退職手当基金からの繰入額であり、歳出項目である退職手当



(下記参照) の財源の一部を構成している。

③ 諸収入

主に、青年海外協力隊派遣に伴う人件費補てん金（平成30年度4,344,000円）、過年度返納金（平成30年度1,977,940円）からなる。

2) 実施した手続

① 徴収の残高について、発生の経緯及び今後の徴収予定等を確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 歳出

1) 概要

① 教育総務費

平成30年度における教育総務費の主な内容は以下の通りである。教育総務費の98%が小中学校・高等学校等の職員の退職手当である。

(単位：千円)

内容	H30 年度
小中学校・高等学校等の職員の退職手当	7,893,451
教育関係職員健康診断費	43,048
職員の恩給・退職年金	35,228
小中学校給与関係ネットワーク運営費	29,405
その他	37,244
合計	8,038,376

佐賀県教育委員会には、小学校、中学校、県立高等学校及び特別支援学校といった学校現場に9,181人（令和元年5月1日現在）の職員が在籍し、毎年の退職者は1,700人前後である。退職手当の支出は毎年70億円～80億円で推移しており、この傾向は今後も続くと見込まれている。教育委員会における職員の退職手当の実績と今後の見込みは以下の通りである。

(単位：千円)

年度	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (見込)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
小学校 教員	3,537,096	4,014,665	3,208,336	3,478,120	3,837,832	3,523,084	3,388,192
中学校 教員	1,830,005	2,052,995	1,762,266	1,784,546	2,007,346	2,252,426	2,252,426
高等学校 教員	988,444	848,349	1,251,704	1,275,851	1,130,969	1,275,851	1,203,410
特別支 援学校 教員	672,163	638,585	501,053	804,993	718,153	696,443	739,863
その他 の職員 (学校 事務)	445,705	338,858	276,119	376,774	356,619	416,994	255,994
事務局 職員	23,488	-	-	-	-	-	-
合計	7,496,901	7,893,452	6,999,478	7,720,254	8,050,919	8,164,798	7,839,885

退職手当は、佐賀県の一般の職員同様「佐賀県職員の退職手当に関する条例」に基づき支給される。佐賀県の退職手当制度の概略は、下表の通りである。

条例	内容	支給基準																		
3条	自己の都合による退職等	<p>◆基本額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>月額給料に対する1年あたり基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上10年以下</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>11年以上15年以下</td> <td>100分の110</td> </tr> <tr> <td>16年以上20年以下</td> <td>100分の160</td> </tr> <tr> <td>21年以上25年以下</td> <td>100分の200</td> </tr> <tr> <td>26年以上30年以下</td> <td>100分の160</td> </tr> <tr> <td>31年以上</td> <td>100分の120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※月額給料とは退職時点の月額給料（以下同じ）            ※傷病や死亡によらない自己都合退職の場合は、上記で算出された基本額に以下の割合を乗じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続期間</th> <th>退職手当基礎額に対する支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上10年以下</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table>	期間	月額給料に対する1年あたり基本額	1年以上10年以下	100分の100	11年以上15年以下	100分の110	16年以上20年以下	100分の160	21年以上25年以下	100分の200	26年以上30年以下	100分の160	31年以上	100分の120	勤続期間	退職手当基礎額に対する支給割合	1年以上10年以下	100分の60
期間	月額給料に対する1年あたり基本額																			
1年以上10年以下	100分の100																			
11年以上15年以下	100分の110																			
16年以上20年以下	100分の160																			
21年以上25年以下	100分の200																			
26年以上30年以下	100分の160																			
31年以上	100分の120																			
勤続期間	退職手当基礎額に対する支給割合																			
1年以上10年以下	100分の60																			

			11年以上15年以下	100分の80										
			16年以上19年以下	100分の90										
4条	11年以上25年未満勤続後の定年退職等	◆基本額	<table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>月額給与に対する支給額</td> </tr> <tr> <td>1年以上10年以下</td> <td>100分の125</td> </tr> <tr> <td>11年以上15年以下</td> <td>100分の137.5</td> </tr> <tr> <td>16年以上24年以下</td> <td>100分の200</td> </tr> </table>		期間	月額給与に対する支給額	1年以上10年以下	100分の125	11年以上15年以下	100分の137.5	16年以上24年以下	100分の200		
期間	月額給与に対する支給額													
1年以上10年以下	100分の125													
11年以上15年以下	100分の137.5													
16年以上24年以下	100分の200													
5条	整理退職、25年以上勤続後の定年退職等	◆基本額	<table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>月額給与に対する支給額</td> </tr> <tr> <td>1年以上10年以下</td> <td>100分の150</td> </tr> <tr> <td>11年以上25年以下</td> <td>100分の165</td> </tr> <tr> <td>26年以上34年以下</td> <td>100分の180</td> </tr> <tr> <td>35年以上</td> <td>100分の105</td> </tr> </table>		期間	月額給与に対する支給額	1年以上10年以下	100分の150	11年以上25年以下	100分の165	26年以上34年以下	100分の180	35年以上	100分の105
期間	月額給与に対する支給額													
1年以上10年以下	100分の150													
11年以上25年以下	100分の165													
26年以上34年以下	100分の180													
35年以上	100分の105													

※上記の他、特例や限度額の定め等がある。

平成30年度における退職手当歳出の内訳は以下の通りである。

項目	H30年度		
	金額(円)	人数(人)	一人当たり(円)
3条適用	188,400,225	1,387	135,832
4条適用	123,049,336	10	12,304,933
5条適用	7,570,598,149	341	22,201,167
その他	11,403,727	42	271,517
合計	7,893,451,437	1,780	-

上記平成30年度における退職者数1,780人のうち、1,407人は臨時的任用職員(非正規の常勤職員)である。

## 2) 実施した手続

平成30年度において支給された退職手当のうち、3つの学校についてサンプルを抽出し、職員の退職手当の支給及び計算が、佐賀県職員の退職手当に関する条例に基づき適切に実施されているかを確認した。

### 3) 監査結果及び意見

#### ① 非正規職員の処遇改善及び正規職員の適正配置について【監査意見】

前述の通り、佐賀県教育委員会における退職者の大部分は臨時的任用職員である。これは、臨時的任用職員が1年を超えない雇用形態であり、毎年度退職となるためである。

臨時的任用職員は、常勤の非正規職員である。例えば佐賀県の県立高校における本務教員に占める「講師」と呼ばれる臨時的任用職員の割合は、平成30年5月1日現在で10%程度、同じく特別支援学校においては25%程度、県立中学校は13%程度である。

(平成30年5月1日現在)

本務教員数 (単位：人)	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師	計
全日制高校	36	3	34	9	35	1,235	40	21	-	158	1,571
定時制高校	-	-	6	-	-	62	6	1	-	12	87
通信制高校	-	1	-	-	-	25	-	-	-	2	28
特別支援学校	8	6	12	4	6	551	13	10	8	210	828
県立中学校	1	3	1	-	2	63	4	2	-	12	88
合計	45	13	53	13	43	1,936	63	34	8	394	2,602

その他、実習助手や給食調理員などの分野や、市町立の小中学校にも多くの臨時的任用職員が在籍している。また、臨時的任用職員以外にもいくつかの種類  
の非正規雇用が存在する。現在の佐賀県教育委員会の職員の雇用形態や勤務条件は以下の通りである。

種別	勤務形態	報酬	勤勉手当	期末手当	退職手当	
正規職員	常勤	月額給与	○	○	○	
非正規職員	臨時的任用職員	常勤	月額給与	○	○	○
	非常勤講師	非常勤	コマ数報酬	×	×	×
	非常勤職員	非常勤	月額報酬	×	×	×
	臨時職員	非常勤	日額賃金	×	×	×

上表のとおり、佐賀県では、非正規職員のうち、臨時的任用職員に退職手当を支給している。

非正規職員の割合は全国的に増加しており、その処遇等に関する問題は以前より広く指摘されている。佐賀県教育委員会の非正規職員の占める割合や待遇

面は、九州の他の自治体と比較して大きな差はない状況であるが、令和 2 年 4 月から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されるのに合わせ、臨時的任用職員を含む非正規職員の処遇改善に向けて検討を重ねている。今後は学校現場において、専門的な知識を有する様々な人材が登用されることも予想され、また、教職員の働き方改革も図られており、非正規の職員がさらに増加する可能性がある。社会の多様な人材が学校教育の現場で活躍する効果や教職員の負担軽減への期待もさることながら、財政上の問題、また、柔軟な人材配置という観点からも、正規以外の雇用を活用すること自体を否定するものではない。また、現実には、様々な理由から働く側も臨時的な働き方を望んでいる場合もある。現在進められている制度設計が、実態を反映した、よりよいものとなるよう期待する。

ここで、上記はあくまで非正規雇用の職員の処遇改善の議論である。一方で、児童生徒の教育やいのちを守るといった仕事は、適切な指導を受け、経験を積むことによって培われるものであると考えるので、教育現場において幅広く中心的な役割を担う職員に関しては、長期的継続的な雇用を前提とすることが望ましく、臨時的な採用形態が常態化するべきではない。コストダウンばかりを重視することはできず、アウトソーシングや非正規雇用の活用には常に慎重である必要がある。優秀な教職員の確保は重要な課題であるが、雇用の安定性や、給料だけでなく退職手当や勤勉手当等をとってみても、正規職員と非正規職員の差は明らかであり、経済環境によっては、優秀な人材を遠ざけてしまう要因となる。限られた財政の中で、非正規職員の処遇改善が結果的に正規職員の割合を減らすことにつながれば本末転倒である。今後も、長期的な視野に立った正規職員の適正な人材配置が重要である。

## IV 学校教育課

### 1. 学校教育課の概要

#### (1) 所掌事務の概要

##### 1) 義務教育担当

- ① 小中学校教育課程に関すること。
- ② 県立中学校入学者選抜に関すること。
- ③ 学習環境の整備・充実にに関すること。

##### 2) 特別活動担当

- ① さがを誇りに思う教育に関すること。
- ② 道徳教育に関すること。
- ③ 教科書に関すること。

##### 3) 生徒指導担当

- ① 生徒指導諸問題全般(いじめ、体罰、不登校等)に関すること。
- ② 教育相談に関すること。

##### 4) 産業教育担当

- ① 産業教育に関すること。
- ② 産学連携に関すること。
- ③ 就職に関すること。

##### 5) 高校教育担当

- ① 高校教育課程に関すること。
- ② 高校入試に関すること。
- ③ 進学に関すること。

##### 6) 教育情報化支援担当(教育情報化支援室)

- ① 教育の情報に関する施策の企画及び調整に関すること。
- ② 教育の情報化の支援に関すること。
- ③ 教育の情報化に関する教職員の人材育成に関すること。

##### 7) 学校教育担当(人権・同和教育室)

- ① 「人権教育・啓発基本方針」の進捗管理
- ② 各種研修会開催

- ③ 人権教育研究推進事業
- ④ 児童生徒支援教員(一般対応)指導
- ⑤ 「佐賀県人権・同和教育研究協議会」補助
- ⑥ 「人権・同和教育資料」作成
- 8) 社会教育担当(人権・同和教育室)
  - ① 各種研修会開催による指導者養成
  - ② 人権・同和教育促進事業
  - ③ 人権・同和教育活動費補助
  - ④ 関係団体との連絡調整
  - ⑥ 室指導員の業務管理
  - ⑦ 地域改善対策奨学金返還事業
- 9) 高校担当(人権・同和教育室)
  - ① 各種研修会開催(高校教育)
  - ② 進路保障関係(面接における問題事案対応)
- 10) 啓発担当(人権・同和教育室)
  - ① 各種研修会での講和等
- 11) 企画広報担当(全国高総文祭推進室)
  - ① 予算、経理に関すること
  - ② 実行委員会に関すること
  - ③ 広報に関すること
  - ④ 各種規程に関すること
  - ⑤ 旅費、サービスに関すること
- 12) 事業推進担当(全国高総文祭推進室)
  - ① 国際交流に関すること
  - ② 生徒実行委員会に関すること
  - ② 各種イベントに関すること
  - ③ 各部会、各種会議に関すること

(2) 職員数

区分	一般職員				再雇用職員 (短時間)	非常勤 嘱託員	その他
	事務職員	指導主事	指導主事(充)	計			
学校教育課	5	21	8	34	1	2	17
教育情報化支援室	4	7		11		1	1
人権・同和教育室	1	2		3		1	
全国高総文祭推進室	7	3	5	15			
合計	17	33	13	63	1	4	18

※その他 18 名は、外国語指導助手 16 名、文部科学省研修 1 名、兼務職員(指導主事)1 名である。

2. 収支の状況

(歳入)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度
使用料及び手数料	23,608
国庫支出金	50,768
繰入金	16,436
諸収入	2,296
合計	93,108

(歳出)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度
総務費	3,000
衛生費	67
教育費(教育総務費)	1,074,996
教育費(小学校費)	11,118
教育費(中学校費)	62,204
教育費(高等学校費)	116,024
教育費(社会教育費)	30,792
教育費(保健体育費)	229
合計	1,298,430



### 3. 事業一覧

(単位：千円)

事業名	決算額	教育大綱基本施策
<b>■教育総務費</b>		
キャリア教育支援事業	6,644	確かな学力を育む教育の推進
大学院派遣	13,679	教育を支える環境の整備
さがを誇りに思う教育推進事業	9,271	豊かな心を育む教育の推進
「心のテレホン」(いじめホットライン)相談事業	9,917	豊かな心を育む教育の推進
スクールカウンセラー等配置事業	106,309	豊かな心を育む教育の推進
不登校対策総合推進事業	97,190	豊かな心を育む教育の推進
大学受験力及び学力向上推進事業	10,041	確かな学力を育む教育の推進
語学指導等外国青年招致事業	80,252	教育を支える環境の整備
学校教育情報化運営費	2,319	時代のニーズに対応した教育の推進
ICT 利活用教育関連整備事業費	82,922	時代のニーズに対応した教育の推進
県立学校パソコン整備事業費	65,721	時代のニーズに対応した教育の推進
ICT 利活用教育支援事業費	35,060	時代のニーズに対応した教育の推進
学習用 PC 整備関連事業費	338,743	時代のニーズに対応した教育の推進
その他	216,926	
<b>■小学校費</b>		
小学校ティームティーチング非常勤講師配置事業	8,882	確かな学力を育む教育の推進
<b>■中学校費</b>		
中学校少人数授業等非常勤講師配置事業	52,018	確かな学力を育む教育の推進
その他	7,665	

<b>■ 高等学校費</b>		
平成 31 年度全国高等学校総合文化祭佐賀大会開催準備事業費	97,678	多彩な文化芸術の振興
その他	16,281	
<b>■ 社会教育費</b>		
人権・同和教育活動費補助	26,104	豊かな心を育む教育の推進
その他	4,688	
合計	1,288,314	

#### 4. 監査対象事業

##### (1) スクールカウンセラー等配置事業

###### ①事業の概要

事業の目的	児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するカウンセラー(公認心理士、臨床心理士、大学教官、精神科医及び同等なカウンセリング経験者)を配置する市町に対し、事業費の補助を行い、教育相談や教職員への研修を行うことにより、小学校における教育相談機能の充実を図る。
事業の内容	<p>I. 配置時間 小学校への配置時間は学校の現状に応じて、各市町が決定する。</p> <p>II. 勤務形態 スクールカウンセラーの勤務形態は、年間を通して1日当たり4時間又は8時間とする。ただし、端数が出る場合については、最後に調整することができる。 なお、4時間又は8時間の中で複数校を組み合わせることはできる。</p> <p>III. スクールカウンセラーの職務 ・児童へのカウンセリング、教職員、保護者への助言・援助 ・児童へのカウンセリングに関する情報収集・提供</p> <p>IV. 経費 単価…公認心理士、臨床心理士(1時間当たり5,000円)、準ずるもの(1時間当たり4,000円)</p> <p>V. 配置時間数(H30年度) 県内小学校総配置時間数 9,345時間</p>
教育大綱基本	豊かな心を育む教育の推進

施策	
開始年度	平成 11 年度
終了年度	期限設定なし

## ②事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度
予算額	101,771	109,142
決算額	99,194	106,309

## ③事業費の内訳

(単位：千円)

項目	決算額	主な内訳	備考
スクール カウンセ ラー等配 置事業	106,309	スクールカウンセラー(中学校)	
		県立学校スクールカウンセラー(高等学校・特別支援学校)	
		特別支援教育支援員	

## ④スクールカウンセラーの配置及び利用状況

	平成 29 年度	平成 30 年度
公立小中学校 (国庫補助)		
人数	50 人	45 人
総時間数	11,105 時間	11,080 時間
公立小中学校 (県補助)		
人数	43 人	48 人
総時間数	9,345 時間	9,339 時間
県立高校・特別支援学校 (県単独)		
人数	15 人	13 人
総時間数	3,511 時間	3,463 時間

## 2) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

(2-1) 不登校対策総合推進事業

① 事業の概要 訪問支援による学校復帰サポート事業

事業の目的	学校復帰が困難な不登校児童生徒に対し、訪問支援等の豊富な経験を有する訪問支援員との連携の下、当該児童生徒を学校復帰へと導く。
事業の内容	<p>I. 不登校などの課題を抱える児童生徒への訪問支援の豊富な経験とノウハウを持つ民間団体へ委託する。</p> <p>II. 受託事業者が有するコーディネーターが、不登校児童生徒の状況把握並びに分析を行い、学校教育課や各教育事務所・支所、当該学校に対して、その報告や助言を行うとともに受託者の有する支援機能や利用方法を紹介し、その有効活用を促す。また、学校等が開催する研修会の講師を務める。</p> <p>III. コーディネーターは、支援要請があった場合、学校や児童生徒の家庭と連携を図りながら児童生徒の訪問支援計画を立案し、適正な訪問支援員を派遣する。</p> <p>IV. 訪問支援員は、支援計画に基づいて児童生徒の自宅等を訪問し、カウンセリングや学習支援等を行うとともに、訪問支援の状況をコーディネーターに報告する。訪問支援とは、当該生徒へのカウンセリングや学習支援等、保護者との面談、兄弟姉妹や祖父母等の家族との面談、その他訪問支援に必要と思われる活動をいう。</p>
教育大綱基本施策	豊かな心を育む教育の推進
開始年度	平成 28 年度
終了年度	期限設定なし

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	78,998	88,681	99,915
決算額	78,391	87,177	97,190

② 事業費の内訳 (

単位：千円)

項目	決算額	主な内訳	備考
不登校対策総合推進事業	97,190	不登校対策推進校支援事業	
		学校適応指導教室事業	
		スーパーアドバイザー配置事業	
		学校適応指導教室支援事業	

2) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

(2 - 2) 不登校対策総合推進事業

① 事業の概要 スクールソーシャルワーカー活用事業

事業の目的	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図る。
事業の内容	<p>I. 学校や児童生徒、問題の状況等に応じたスクールソーシャルワーカーの効果的な配置について検討を行う。</p> <p>II. スクールソーシャルワーカーを活用した、児童生徒が置かれている様々な環境への効果的な働きかけ方についての研修を行う。</p> <p>III. スクールソーシャルワーカーを中核とした関係機関等の効果的な連携の強化を図る。</p> <p>IV. スクールソーシャルワーカーの活用を拡充し、不登校になる前段階からの早期支援を行う。</p>
教育大綱基本施策	豊かな心を育む教育の推進
開始年度	平成 21 年度
終了年度	期限設定なし

② 事業費の推移

③ 事業費の内訳

上記、訪問支援による学校復帰サポート事業と同額である。

2) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

3) 監査結果及び意見

- ① スクールカウンセラー等配置事業及び不登校対策総合推進事業成果指標について【監査意見】

佐賀県公立小・中学校において、不登校児童生徒数の割合が、平成 31 年度までに全児童生徒に対して、小学校 0.20%、中学校 2.00%となることを目標としている。

下表は、不登校児童生徒数割合の佐賀県の実績。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	0.43%	0.49%	0.60%
中学校	3.15%	3.44%	3.74%

文部科学省調べ（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査）

この 3 年間、小・中学校ともに割合は増加傾向にある。この指標だけを見ると事業の成果としては上手くいっていないように見えてしまうが、この指標だけで、この事業の成否を判断するのは、早計であると考え。

不登校対策に取り組むものの不登校の要因が多様化・複雑化しているため要因の特定が難しくなっており、学校の取組だけでは解消を図ることが困難な事案が増加する傾向にあるとのことである。確かにインターネット・SNS の普及、親の経済格差、地域社会との関わりの希薄化等により要因が多様化・複雑化しているのは理解できる。

他方で、人生の生き方も多様化・複雑化してきており、世論も不登校児童生徒数の割合が単純に下がればよしとする単純なものではなくなってきているようにも感じる。学校に行くのがあまりにも辛いのであれば無理して行く必要はないという論調を近年よく耳にする。学生時代は不登校であったが、成人して社会に出て成功したという事例もよく目にする。不登校の要因が多様化・複雑化しているが、生き方も多様化・複雑化している。不登校児童生徒数の割合が増加しても、児童の自殺者の数が減少したのであれば、不登校対策の一つの成果とも考えられなくはない。不登校児童であってもサポートした結果社会に出て成功したのであれば、それも一つの成果とも考えられなくもない。

成果目標を設定するのは、事業の成否を判断するために重要ではあるが、不登校児童への対策というデリケートな問題であるだけに、事業の成否を単一の不登校児童生徒数の割合で判断するのではなく、いたずらに複雑にする必要はないが近年の事情も踏まえたいうえで、事業の成果を総合的に判断できる指標を検討することが望まれる。

### (3) さがを誇りに思う教育推進事業

#### ①事業の概要

事業の目的	佐賀に関わる歴史や文化、人物などを学ぶことによりふるさと佐賀に対し誇りと自信を持つ人材の育成を図る。
事業の内容	Ⅰ. 中学生向け郷土学習資料及び教師用の活用の手引きを作成・配布するとともに、高校生受け郷土学習資料を増刷・配布する。 Ⅱ. 「さがを誇りに思う教育フェスタ」を開催し、発表や体験を通して、児童生徒に幕末・維新期の佐賀県の素晴

	らしさを理解させる。 Ⅲ. 県立高等学校において、ふるさと佐賀の歴史や文化等に係る講演会を開催する。 Ⅳ. 教職員自身がふるさと佐賀のよさを認識して教育活動ができるよう、教職員を対象とした研修会を行う。
教育大綱基本施策	豊かな心を育む教育の推進
開始年度	平成 27 年度
終了年度	平成 30 年度

## ②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	12,668	14,478	9,497
決算額	12,591	10,790	9,271

## 2) 実施した手続

① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

## 3) 監査結果及び意見

① ふるさと佐賀への誇り、愛着についての持続的な取り組み【監査意見】

ふるさと佐賀への誇りや愛着に関するアンケートで、高校3年生回答の「ある」「どちらかと言えばある」を90%以上とすることを目標としており、下記表はこの5年間のアンケート結果である。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
82.7%	83.8%	82.6%	80.9%	85.2%

平成 30 年度は「肥前さが幕末維新博覧会」の開催もあったことから、肯定的な割合が増加したものと思われる。事業としては平成 30 年度をもって終了するが、こうしたイベントがあった時の一過性の成果とならないよう、ふるさと佐賀を愛し誇りと自信を持つ児童生徒の育成につながる持続的な取り組みを今後も期待したい。

(3) 大学受験力及び学力向上推進事業

1) 事業の概要

事業の目的	生徒の進学や就職の進路実現を目指し、教員の指導力向上や生徒の学力向上を図る。そのために、新学習指導要領及び高大接続改革に伴う新テストへの移行を見据え、教科指導法の改善に資する研究を行う。さらに、理数教育を充実することで、学力の一つである「科学的思考力」を育成する。
事業の内容	<p>I. 教科指導力等向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科指導法改善研究</li> <li>・普通科高校支援事業</li> </ul> <p>II. 教育実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年別、志望校別学習会</li> </ul> <p>III. 専門・総合学科高校基礎学力向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎学力向上対策研究</li> <li>・学科ごとの学習会</li> </ul> <p>IV. 科学的思考力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学の甲子園、科学の甲子園ジュニア</li> <li>・大学等との連携による教育接続プログラム</li> </ul>
教育大綱基本施策	確かな学力を育む教育の推進
開始年度	平成 25 年度
終了年度	期限設定なし

②事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度
予算額	12,687	10,793
決算額	10,895	10,041

② 事業費の内訳 (

単位：千円)

項目	決算額	主な内訳	備考
大学受験力及び学力向上推進事業	10,041	教科指導力等向上研修	
		教育実践	
		専門・総合学科高校基礎学力向上対策	
		科学的思考力の育成	



2) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(4) ICT 利活用教育推進事業

1) 事業の概要

事業の目的	教育現場における ICT 機器等の整備と新たな教育情報システムの構築及び教職員の人材育成に一体的に取り組むことにより、ICT 利活用教育を推進し、本県の児童生徒の学力向上につなげていく。
事業の内容	<p>I. ICT 利活用教育関連整備事業 ICT 機器の整備や、不具合などのトラブルに対処すること等を通じ、ICT 利活用教育環境の維持を図った。</p> <p>II. 県立学校パソコン整備事業 教育現場の情報化を推進するため、県立学校教職員の校務用パソコンの整備を行い、校務の効率化や効果的な授業実施を図った。</p> <p>III. ICT 利活用教育支援事業 教育の情報化 (ICT 利活用教育) の推進により、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実と教育の質の向上を図るための事業を実施するとともに広報を行った。</p> <p>IV. 学習用 PC 整備関連事業 県立高校生の学習用パソコンを整備するなど、県立学校での ICT 利活用教育環境を整備することで教育の情報化 (ICT 利活用教育) を推進し、教育の質の向上を図った。</p>
教育大綱基本施策	時代のニーズに対応した教育の推進
開始年度	平成 22 年度
終了年度	期限設定なし

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	780,562	628,526	459,652
決算額	773,162	624,726	456,725

③事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内訳	内容	備考	
ICT利活用教育関連整備事業費	82,922	25,286	県立中学校の機器整備	学習用PC・電子黒板リース(武雄青陵、致遠館)	
		44,077	県立学校指導者用の機器整備	指導者用学習PCリース更新	
		11,351	機器修繕	学習用PC・電子黒板等修繕費	
		2,000	機器実証費	電子黒板実証研究実施	
		208	その他	機器移設など	
県立学校パソコン整備事業費(校務用PC等)	65,721	65,449	校務用PC整備	機器リース46,694千円、ライセンス料18,755千円	
		272	ハードロッキー調達		
ICT利活用教育支援事業費	35,060	2,376	非常勤職員	非常勤嘱託報酬等	
		27,321	学習用PC導入に伴う教材等	授業支援ソフトクライアントライセンス使用料	
		1,243	教育フェスタ	教育フェスタ開催(H30.12)の委託料・会場使用料分	
		863	学習用PC導入に伴う広報	パンフレット作成	
		3,257	その他	職員旅費、研修等実施の経費(講師謝金・旅費)等	
学習用PC整備関連事業費	338,744	48,242	新入生用機器整備	学習用PC賃貸借契約(5年リース総額258,747千円)	※1
		1,152	〃	マイクロソフトライセンス(CAL)使用契約(1年)	
		2,723	学習用PC修繕費		
		58,350	学習用PC導入に伴う教材等	デジタル教材費	※2
		228,096	ヘルプデスク業務委託	学校毎にヘルプデスク現地員設置	※3
		181	その他		

(注)上表の事業費合計は 522,446 千円である。②の事業費 456,725 千円とは一部集計範囲が異なるため金額が相違している。

※1：新入生用機器整備 48,242 千円

I. 生徒が使用する学習用パソコンの調達方法の変更について

佐賀県立高等学校で生徒が使用する学習用パソコンは、平成 26 年度～平成 29 年度の入学生は保護者がパソコンを購入(県補助金あり)する方式であったが、平成 30 年度以降の入学生は県がリース契約により調達したパソコンを生徒に貸与する方式へ変更されている。平成 29 年度以前入学生の保護者がパソコン購入費用 5 万円(平成 29 年度は 4 万 8 千円)負担していた状況についての再検討結

果、また、保護者が購入したパソコンの卒業後のマイクロソフトライセンスに関する契約内容について、平成 30 年度以降は見直しを求められたこと、などを総合的に勘案して保護者購入方式から県貸与方式に変更されている。

## II. 事業概要

平成 30 年度から令和 2 年度における入学生が使用する学習用パソコンは学校で用意されていないため、当該 3 年間は毎年度において新入生数相当の学習用パソコンを調達することが必要となるが、平成 30 年度及び平成 31 年度は何れもリースにより調達されている。

具体的には、平成 30 年度は、学習用パソコン 6,170 台をリース期間 5 年として、5 年総額 258,747 千円(税込)のリース契約を締結している。また、平成 31 年度は、学習用パソコン 6,010 台をリース期間 5 年として、5 年総額 321,926 千円(税込)のリース契約を締結している。各年度において、一般競争入札による契約締結がなされているが、平成 30 年度は 5 社が応札し富士通リース(株)が落札し、また平成 31 年度は 4 社が応札したが、結果的にうち 2 社が入札辞退した中で、平成 30 年度と同様に富士通リース(株)が落札している。

なお、平成 31 年度は、パソコン部品として使用される CPU 関連機器が世界的に不足し、入札辞退や 1 台当たり契約額の増加が生じたとの事であった。

※ 2 : 学習用 PC 導入に伴うデジタル教材等 58,530 千円

### I. 事業概要

県立高校では教科の目標や学校の教育目標を達成するために、教師は主たる教材としての教科用図書に加えて、補助教材を用いている。ICT 利活用教育の支援策として、補助教材についても紙媒体ではなく学習用パソコンで使用できるデジタル版を活用している。急速に情報化が進む現代社会において、生徒への指導方法にもデジタルコンテンツ(デジタル教材)を活用し、教育の情報化に取り組むことが不可欠とされている。

平成 30 年度は、計 19 社とデジタル教材ライセンス単価契約を締結し、契約単価×発注ライセンス数に応じて支払いを行っている。当該契約単価及びライセンス期間は 1 年を前提としたものであるため、各年度末には、原則として生徒の学習用 PC において各デジタル教材のアンインストールを行う必要がある。なお、一部例外的に、翌年度以降の復習等で必要との理由により、デジタル教材事業者の承諾を得たうえで、卒業までアンインストールを留保することが可能となっている。

### II. デジタル教材の利活用状況

各年度においてデジタル教材の利活用状況調査がなされている。調査では利

活用区分として、A(実施授業回数での利活用が 80%以上)、B(同 80%未満 60%以上)、C(同 60%未満 40%以上)、D(同 40%未満)の区分が設けられており、平成 29 年度調査では、D 区分は 22.1%であった。D 区分相当額は、利活用不十分として翌年度の平成 30 年度予算を減額するという措置が講じられていた。

※ 3 : ヘルプデスク業務委託 228,096 千円

## I. 事業概要

佐賀県立学校等における機器等の操作方法の問い合わせ、トラブル対応、パソコンの設定等の対応、校内 LAN 等で検知されたアラートへの対応、セキュリティや情報リテラシー向上に関する提案・情報発信、教員の自作教材の作成支援及び必要な著作権処理など様々な役割を担う統括的な問い合わせ窓口の仕組みを調達するものである。

本業務の実施にあたっては ICT 機器納入業者、校内 LAN 運用・保守業者、及び県独自の教育情報システム(SEI-NET)運用・保守業者等の関係業者との連携が不可欠であり、可能な限り利用者へのワンストップでサービスを提供するものである。また、各県立学校で発生したトラブルや課題の早期解決を図るものとし、そのために必要な受付・対応等の体制を構築するものである。

本委託業務は、一般競争入札による単年度契約として契約締結がなされているが、平成 30 年度及び平成 31 年度の資料を確認したところ、何れの年度も入札業者は佐賀県に本社を有する(株)学映システムのみであった。下記のヘルプデスク現地員を平成 30 年度は年間を通して 40 名配置することが必要となるが、40 名もの人員を県内で確保できる事業者が限られている状況かと推測される。

## II. 人員配置

統括マネージャー、コールセンター、ヘルプデスク現地員、現地作業員を配置することとなっている。このうち、統括マネージャー、コールセンター、現地作業員は、業務受託者の社内に配置され(現地作業員は必要に応じて現地に派遣)、ヘルプデスク現地員は県立学校内に配置されている。

平成 30 年度の本業務の契約額 228,096 千円のうち、7 割弱はヘルプデスク現地員の人件費が占めている。業務委託仕様書において、ヘルプデスク現地員は、佐賀県 ICT 支援員等の業務経験者、IT パスポート資格、マイクロソフト社認定資格、ICT 支援員能力認定資格、ITCE 資格等と同等程度の知識及び技術を有する者を配置することが求められている。

なお、県立高等学校へのヘルプデスク現地員の配置に関しては、平成 30 年度は 1 校 1 名配置であったが、平成 31 年度は 2 校 1 名配置の体制に変更されている。詳細は、「3) 監査結果及び意見」を参照。

④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	456,725
その他	—
合計	456,725

⑤事業の成果（指標の達成状況）

総合計画 2015 指標の達成状況は、以下の通りである。

「ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）」について、平成 30 年度までに 90%とする。

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
楽しみである割合	目標	86.0%	88.0%	90.0%
	実績	86.4%	87.3%	87.4%

「ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度（県立高校）」について、平成 30 年度までに 90%とする。

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
満足度	目標	84.0%	87.0%	90.0%
	実績	81.8%	86.4%	88.6%

2) 実施した手続

① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

3) 監査結果及び意見

① 海外メーカー機器導入時の入札仕様書【監査意見】

ICT 教育で使用されている電子黒板は、一般競争入札により日本国内の販売事業者と契約して調達されているが、電子黒板自体は海外メーカーの製品である。具体的には、平成 25 年 9 月に導入された電子黒板 545 台は、国内事業者の(株)九州テンから韓国メーカーの電子黒板を 307 百万円で購入している。また、令和元年 10 月に導入された電子黒板 783 台は、富士通リース(株)から中国メーカーの電子黒板を総額 488 百万円でリース契約（リース期間は 7 年）により調達している。

電子黒板の保証（故障・瑕疵への対応）については、令和元年 10 月に導入された電子黒板の入札仕様書では、「受注者は、電子黒板は賃貸借開始日から起算

し、84ヶ月間、操作用パソコンにおいては60ヶ月において、発注者の正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、発注者の請求により受注者の負担で修理又は交換すること。」と記載されている。なお、平成25年9月に購入された電子黒板の保証期間は、5年とされていた。

海外メーカーの製品を国内の販売事業者から購入するに当たっては、故障時の交換部品調達の容易性・即時性等が担保されていることが重要となる。販売事業者が、仮に日本国内での販売実績・製品シェアが高くない海外メーカーの製品を導入する前提で応札する場合は、一般競争入札における入札価格は低くなる（入札上優位になる）傾向にあるかもしれないが、一方で、交換部品確保等の機動性では劣る可能性があるものと思われる。

入札時の事務手続きにおいて、交換部品の確保場所・期間等は確認されているとは思いますが、入札仕様書においても、故障時における交換部品調達の機動性をリース期間を通じて確保することを条件として明記することが望ましいものと思われる。

## ② ヘルプデスク現地員の配置等について【監査意見】

佐賀県は、佐賀県学習用パソコン等管理・運用等業務に係る委託契約を(株)学映システムと締結している。当該契約により、機器操作方法問合せ対応、トラブル対応、PC等設定、セキュリティ等向上に関する提案等の業務を調達している。業務上の人員配置体制としては、(株)学映システム内にコールセンターが設けられ、高等学校内にもヘルプデスク現地員が配置されている。

当該業務の契約額は、平成30年度は228,096千円であったが、平成31年度は162,000千円に減少している。減少は、県立高等学校のヘルプデスク現地員の配置について、平成30年度は1校1名配置であったのに対して、平成31年度は2校1名配置に減員を図ったこと等によるものである。

平成26年度に学習用PCを導入してから5年が経過して、現地運用も徐々に安定してきたために、現地員を減員してもコールセンター等の有効活用等により安定的な運用が可能であろうとの見込から減員が図られたものかと思われるが、今回の監査で高等学校を往査した際のヒアリングでは、減員により、特に年度初めの業務において、特に情報推進リーダーやICT機器に詳しい教職員等への対応依頼、問合せが集中するなどの状況が発生して、教職員の業務負担がかなり大きくなり、結果的に、業務の遅れや非効率な部分が生じている様に感じられた。年度初めは、新2年生及び新3年生の学習用PCへのデジタル教材等インストール、異動教員間でのPC引継ぎ、また年度末においても学習用PCの卒業時リカバリ作業等が発生するために、通常月と比べるとヘルプデスク現地員への依頼業務が急増する様である。また、平成31年度では、4月中の一定期

間は、高等学校に配置されたヘルプデスク現地員が合同チームを編成して、チームで県内全高等学校を巡回して教材インストール等を集中的に実施したために、当該期間中は各高等学校にはヘルプデスク現地員はほぼ不在になったとのことであった。

新年度になって早期のうちに安定的な ICT 教育環境、情報セキュリティ体制を確保することは重要である。そのためには、例えば、4 月中のみ現地員を増員する様な業務契約を締結することができれば理想的であるが、人員確保等の問題もあり、現実的には難しい様であった。

学習用 PC を導入してから 5 年経過したことを踏まえると、コスト削減の観点からしても、ヘルプデスク現地員を減員して、コールセンターを積極的に活用することなどを促す方策も理解できるものではあり、今後は、現地員不在時の対応に関する教職員研修の充実を図り、また、教職員各自の PC 関連スキルアップを継続的に図ること等により、ICT 教育推進の全国的なトップランナーとして、ハード、ソフト面の整備に加えて、ICT 機器操作等に係る教職員全体の知識面の向上も含めて、ICT 教育に係る文化の醸成を目指して頂きたいものと思われる。何れにしても、県教育委員会本部と各高等学校との間で、現状及び今後の方向性等について十分な協議を実施して頂き、年度初め、年度末においても安定的かつ安全な ICT 教育環境が確保されることを期待したい。

## V 保健体育課

### 1. 保健体育課の概要

#### (1) 所掌事務の概要

- 1) 学校保健体育の指導及び助言に関すること。
- 2) 学校保健、学校安全に関すること。
- 3) 学校給食及び寄宿舎食に関すること。
- 4) 体育団体、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。
- 5) その他保健体育に関すること。

#### (2) 職員数

(令和元年10月1日現在)

区分	一般職員					非常勤職員	その他
	事務職員	指導主幹	指導主事	指導主事(充)	計		
保健体育課	5	1	6	5	17	2	0
合計	5	1	6	5	17	2	0

### 2. 収支の状況

(歳入)

(単位：千円)

科目	H28年度	H29年度	H30年度
国庫支出金	23,795	12,871	14,187
諸収入	147,439	117,493	112,891
合計	171,234	130,365	127,078

(歳出)

(単位：千円)

科目	H28年度	H29年度	H30年度
教育費(教育総務費)	4,214	4,663	8,685
教育費(高等学校費)	31,587	31,632	35,638
教育費(保健体育費)	359,005	337,541	320,250
合計	394,805	373,835	364,572



### 3. 事業一覧

(単位：千円)

事業名	決算額			教育大綱 基本施策
	教育総務費	高等学校費	保健体育費	
<b>■学校体育・スポーツの推進</b>				
◎子どもの体力向上推進事業			1,394	基本施策3
◎部活動指導員活用研究事業	4,514			基本施策3
学校体育指導者講習会等開催事業			1,300	基本施策3
中学校体育大会費補助事業			1,000	基本施策3
高等学校体育大会費補助事業			8,080	基本施策3
運動部活動外部指導者派遣事業			1,141	基本施策3
学校体育スポーツ推進事業			6,272	基本施策3
学校スポーツ競技力向上推進事業			687	基本施策3
<b>■学校保健・学校安全の推進</b>				
◎性教育推進事業			956	基本施策3
学校安全教室推進事業			189	基本施策3
学校保健安全研修会開催等事業			45	基本施策3
健康診断等事業			66,112	基本施策3
日本スポーツ振興センター災害共済給付事業			117,667	基本施策3
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業			50	基本施策3
<b>■学校給食及び食育の推進</b>				
◎栄養教諭等研修事業			660	基本施策3
夜間定時制高等学校給食事業		31,243		基本施策3
合計	4,514	31,243	205,548	

教育大綱基本施策3：健やかな体を育む教育の推進

(※)表中の◎印は、保健体育課の重点（主要）事業を指す。

#### 【学校体育・スポーツの推進】

佐賀県では、特に小学生において新体力テストの実績値が全国平均を下回る状況が続いていたことから、調査対象全学年の体力合計点の平均値が全国平均値以上となることを目指し、児童生徒の体力向上に対する推進事業に取り組んだ。

また、学校現場における教諭の負担軽減のため、部活動での外部指導者を活用する取り組みや、国体開催を見据え、児童生徒の競技力向上の支援を行った。

#### 【学校保健・学校安全の推進】

佐賀県における10代の人工妊娠中絶率は依然として全国ワースト上位を推移していることから、各学校における性に関する指導の実施とその内容充実を図る推進事業に取り組んだ。

また、児童生徒の安全の確保は教育行政の要であることから、事件・事故・災害等から児童生徒を守るための取り組みを行った。

#### 【学校給食及び食育の推進】

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるため、学校における食育を推進している。健全な食習慣の実践には、朝食、昼食、夕食をきちんととることが重要であり、特に朝食の欠食は、やる気や集中力の欠如、疲れやすさ、いらいらなどの影響のほか、学力や運動への影響も指摘されていることから、朝ご飯を毎日食べる児童の割合の向上を指標として採用している。また、県立の夜間定時制高校における給食に関する事業を行っている。

佐賀県教育委員会の方針を踏まえた上で、今回の監査では、重点（主要）事業と位置づけられている4事業と、監査人が選定した3事業、合わせて7事業について監査対象事業として選定した。

### 4. 監査対象事業（重点事業）

#### （1）子どもの体力向上推進事業

##### 1) 事業の概要

##### ① 事業の目的及び内容等

事業の目的	子どもの体力向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに、各学校にとって改善に役立つ具体的方策を提案し、支援する。
事業の内容	I 各種体力調査等を基にする活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新体力テストの実施方法や活用についての理解をより一層図るため、県内小中学校の教職員を対象とした研修会を実施した。</li> <li>・児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、各学校や関係機関で活用できるための集計及び分析を行い、「平成30年度佐賀県子供の体力・運動能力調査報告書」を作成し、県内各学校へ配布した。</li> </ul>

	<p>II 体力優良校等の表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体力向上に積極的に努めている学校、児童等を表彰し、より一層の取り組みの推進を図った。具体的には、県教育長が、スポーツチャレンジェントリー賞 3 校、スポーツチャレンジ賞 9 学級等、敢闘賞 1 学級、スポーツチャレンジ奨励賞 30 学級、体力・運動能力優良校 3 校の表彰を行った。</li> </ul> <p>III 体力記録個票（さがんキッズ体力アップ記録カード）の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校に、体力記録個票を配布し、児童が自分の成長を実感するとともに、保護者が子供の体力向上についての理解を深め、関心を促すことに努めた。</li> </ul>
教育大綱基本施策	健やかな体を育む教育の推進
開始年度	平成 25 年度
終了年度	終期の定めはない

② 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	1,493	1,488	1,459
決算額	1,186	1,372	1,394

③ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
報償費	841	優良校等の表彰賞品
旅費	36	新体力テストの説明会、優良校等表彰等に係る職員旅費
需用費	236	優良校等表彰用品、ポスター、体力記録個票、新体力テスト説明会用具
委託料	260	新体力テスト集計業務委託
使用料及び賃借料	22	新体力テスト説明会会場
合計	1,394	

④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	-
県（一般財源）	1,394
合計	1,394

⑤ 事業の成果（指標の達成状況）

・成果指標

小学校5年生及び中学校2年生の悉皆調査で行われる「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、全国平均値を上回る。

・総合計画 2015 指標の達成状況

指標	H28年度	H29年度	H30年度
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値	小5男 ○	小5男 ○	小5男 ○
	小5女 ×	小5女 ×	小5女 ○
	中2男 ○	中2男 ○	中2男 ○
	中2女 ○	中2女 ○	中2女 ○

平成20年度の本調査開始以降、初めて全調査対象（小学5年生男女及び中学2年生男女）において、体力合計点で全国平均値を上回った。また、本調査開始以降、体力合計点佐賀県平均値において、小学5年生男女及び中学2年生女子は過去最高値であった。

平成30年度の全国平均値との比較は以下の通りである。

（単位：点）

区分	体力合計点		全国平均値との差		
	佐賀県平均値	全国平均値	H30	H29（参考）	
小学5年生	男子	54.79	54.21	0.58	0.27
	女子	55.94	55.90	0.04	-0.48
中学2年生	男子	43.04	42.18	0.86	0.95
	女子	51.08	50.43	0.65	0.21

2) 実施した手続

① 関係書類の閲覧及び担当者からの聞き取りに基づいて事業の執行状況についての監査を行った。監査の際に確認した主な書類は以下の通りである。

- ・平成30年度スポーツチャレンジ実施要項
- ・随意契約関連書類
- ・委託業務関連書類

・支出負担行為伺兼支出（払出）命令書

- ② 事業の内容が、事業の目的を達成するために十分なものであるかを確認した。
- ③ 事業の内容が、効率的かつ効果的に実施されているかを確認した。
- ④ 成果指標が、事業の目的及び事業の内容から妥当であるかを確認した。
- ⑤ 請負・委託契約事務が、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
- ⑥ 需用費その他の支出が、伺い書等による所定の承認を得て実施されているかを確認した。

### 3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (2) 部活動指導員活用研究事業（重点事業）

### 1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容等

事業の目的	部活動顧問教員等の多忙化解消と競技未経験の顧問に対する技術面のサポートや生徒の多様なニーズに応じた技術サポートを行うとともに、研究実践における成果・課題を踏まえ今後の方策とする。 国の教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）に基づくものである。
事業の内容	<p>I 事前研修会の実施</p> <p>部活動指導員対象に、発達段階に応じた指導方法、サービス、方針にのっとった指導の在り方、安全管理等について研修を行った。</p> <p>II 部活動指導員の活用研究</p> <p>1日2時間、週3日の勤務を基準として各学校の計画に則って活用研究を実践した。12市町24名、2県立中学校4名の合計28名を活用した。</p> <p>時間単価 1,600円（1人当たり最高額336千円）</p> <p>補助割合 市町立 国3分の1、県3分の1、市町3分の1                    県立 国3分の1、県3分の2</p> <p>III 効果の検証</p> <p>各学校における事業報告書及び事業後アンケートにより、部活動指導員活用による効果を検証した。</p>

教育大綱基本 施策	健やかな体を育む教育の推進
開始年度	平成 30 年度
終了年度	令和元年度

② 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	-	-	5,699
決算額	-	-	4,514

③ 事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
報酬	96	県立中学校分報酬等
職員旅費	11	事前研修会、学校訪問に係る職員旅費
需用費	439	部活動指導の手引書作成、コピー用紙等
使用料及び賃借料	11	事前研修会会場費
補助金	3,959	市町への補助金
合計	4,514	

④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	1,963
県（一般財源）	2,551
その他	-
合計	4,514

⑤ 事業の成果（指標の達成状況）

・成果指標

設定していない

・総合計画 2015 指標の達成状況

該当なし

・効果の検証

県では各学校からの事業報告書及び事業後アンケートにより効果の検証を行っている。いずれも良い結果が高い割合を示している。

項目	検証結果
学校の負担軽減の効果	あった、とてもあったと回答した学校 100%
顧問の負担軽減の効果	あった、とてもあったと回答した顧問 88.2%
生徒の満足度	良かった、とても良かったと回答した生徒 90.7%

以上の結果から、佐賀県としては、教員の負担軽減を部活動の面から考えたときに、顧問を務める教員が部活動に関わる時間をすべて任せることができるという点において、当該部活動指導員制度は、単独指導や引率ができない外部指導者とは大きく異なり、現段階では最適な手法であると結論付けている。

2) 実施した手続

- ① 関係書類の閲覧及び担当者からの聞き取りに基づいて事業の執行状況についての監査を行った。監査の際に確認した主な書類は以下の通りである。
  - ・補助金交付要綱
  - ・補助金交付申請書
  - ・補助金事業実績報告書
  - ・支出負担行為何兼支出（払出）命令書
- ② 事業の内容が、事業の目的を達成するために十分なものであるかを確認した。
- ③ 事業の内容が、効率的かつ効果的に実施されているかを確認した。
- ④ 補助対象事業者は、交付要綱に基づく要件を満たしていることを確認した。
- ⑤ 補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ⑥ 補助金の申請、決定、交付の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ⑦ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(3) 栄養教諭等研修事業（重点事業）

1) 事業の概要

①事業の目的及び内容等

事業の目的	食育・学校給食関係の教職員等の資質の向上を図るため研修会を実施する。また、児童生徒の望ましい生活習慣を身に付けさせるためには、保護者等の協力が不可欠であることから、児童生徒だけでなく保護者へも食育啓発を行う。成果指標として、朝ごはんを毎日食べる児童の割合を88.3%以上とする。
事業の内容	1 臨時的任用学校栄養職員研修会 2 新規採用栄養教諭研修会 3 栄養教諭・学校栄養職員等研修会 4 食育推進研修会 5 食育月間における早寝早起き朝ごはん実践リーフレットの作成・配付 6 学校給食における食物アレルギー対策指導者研修会 7 中堅教諭等（栄養教諭）資質向上研修会
教育大綱基本施策	健やかな体を育む教育の推進
開始年度	平成10年度
終了年度	終期の定めなし

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度
予算額	1,154	1,068	954
決算額	1,001	848	660

③事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
報償費	167	各種研修会講師謝金、食育推進優良校賞品
旅費	253	各種研修会に係る講師旅費及び職員旅費、優良校表彰に係る職員旅費
需用費	174	食育推進優良校等表彰用品、洗浄度検査用品、コピー用紙等
役務費	21	担当職員検便代、表彰状筆代
使用料及び賃借料	47	各種研修会会場費
合計	660	



④事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	
県（一般財源）	660
その他	
合計	660

⑤事業の成果（指標の達成状況）

栄養教諭等の資質向上を目的とした研修会を開催し、各学校の実態に応じた取組事例等の周知をすることで食に関する指導の充実を図った。また、各学校では、学校教育活動全体を通じた食に関する指導に向けた諸計画の見直しや、児童生徒の実態に応じた取組をはじめ、家庭との連携を図りながら指導してきた。これらの取組により、児童生徒だけでなく、家庭においても食の大切さを再認識することができ、朝食を毎日食べる児童は年々増加し、平成30年度には89.6%となり目標を達成した。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28年度	H29年度	H30年度
朝ごはんを毎日食べる児童の割合	目標	88.3%以上	88.3%以上	88.3%以上
	実績	86.6%	88.0%	89.6%

2) 実施した手続

- ① 事業の内容が、事業の目的を達成するために十分なものであるかを確認した。
- ② 事業の内容が、効率的かつ効果的に実施されているかを確認した。
- ③ 成果指標が、事業の目的及び事業の内容から妥当であるかを確認した。
- ④ 請負・委託契約事務が、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
- ⑤ 需用費その他の支出が、伺い書等による所定の承認を得て実施されているかを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(4) 性教育推進事業

1) 事業の概要

①事業の目的及び内容等

事業の目的	性に関する正しい知識を身につけた心身ともにすこやかな子どもを育成するため、学校における性に関する指導の推進 を図る。性に関する指導を学校保健計画に位置づけ、実践する学校の割合が100%を目標としている。
事業の内容	1 性に関する指導支援事業（各学校の計画に基づき、性に関する正しい知識を身に付け人間性豊かな児童生徒の育成を図るための講演会等を実施。） 2 性に関する指導推進協議会 3 性の健康教育指導者研修会
教育大綱基本施策	健やかな体を育む教育の推進

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度
予算額	1,713	918	1,006
決算額	1,388	895	956

③事業費の内訳

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
報償費	611	各学校での講演会及び指導者研修会に係る講師謝金、協議会委員謝金
旅費	318	各学校における講演会及び指導者研修会に係る講師旅費、協議会委員旅費等
需用費	8	コピー用紙
使用料及び賃借料	21	指導者研修会会場費
合計	956	

③ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	

県（一般財源）	956
その他	
合計	956

#### ⑤事業の成果（指標の達成状況）

性に関する指導に関して、専門的知識・経験を有する医師、助産師等が各学校の実情に応じた講演等を行うことにより、児童生徒が正しい知識を身に付けることはもちろん、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなどの適切な行動を促す取組につながっている。

また、教職員対象の研修会等指導者の養成については、経験豊かな講師を選定して講義や演習を行うなどして、研修の質の向上を図っている。

これらの取組により、性に関する指導の普及啓発、各学校への指導・支援を着実に行うことができたため、性に関する指導を学校保健計画に位置づけて実践する学校の割合を100%達成することができた。

#### 総合計画 2015 指標の達成状況

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
性に関する指導を学校保健計画に位置づけ、実践する学校の割合	目標	100%以上	100%以上	100%以上
	実績	100%	100%	100%

### 2) 実施した手続

- ① 事業の内容が、事業の目的を達成するために十分なものであるかを確認した。
- ② 事業の内容が、効率的かつ効果的に実施されているかを確認した。
- ③ 成果指標が、事業の目的及び事業の内容から妥当であるかを確認した。
- ④ 請負・委託契約事務が、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
- ⑤ 需用費その他の支出が、伺い書等による所定の承認を得て実施されているかを確認した。

### 3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

5. 監査対象事業（その他の委託事業・補助事業等）

(1) 中学校体育大会費補助事業

1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容等

事業の目的	中学校体育大会（中体連）開催に対する補助		
事業の内容	I 県中学校総合体育大会開催費補助		
	補助金交付先 佐賀県中学校体育連盟		
	補助率	定額	
	補助金交付額	720 千円	
	事業費総額	4,129 千円	
	開催概要		
	競技数	開催日	開催場所
	19 競技	6 月 23 日ほ か	県総合運動場陸上競技 場ほか
	参加選手	5,800 人	
	II 九州中学校体育大会開催費補助		
	補助金交付先 佐賀県中学校体育連盟		
	補助率	定額	
	補助金交付額	280 千円	
	事業費総額	2,921 千円	
	開催概要		
	競技	開催日	参加選手
	空手道競技	8 月 4 日～5 日	393 人
	陸上競技	8 月 8 日～10 日	786 人
教育大綱基本 施策	健やかな体を育む教育の推進		

② 事業費の予算額及び決算額

予算額 1,000 千円

決算額 1,000 千円

③ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	-
県（一般財源）	1,000
その他	-
合計	1,000

2) 実施した手続

- ① 関係書類の閲覧及び担当者からの聞き取りに基づいて補助金の執行状況についての監査を行った。監査の際に確認した主な書類は以下の通りである。
  - ・各種競技大会運営事業費補助金交付要綱
  - ・補助金交付申請書（事業計画等）
  - ・事業実績報告書
  - ・支出負担行為伺兼支出（払出）命令書
- ② 補助対象事業者は、交付要綱に基づく要件を満たしていることを確認した。
- ③ 補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ④ 補助金の申請、決定、交付の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ⑤ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 高等学校体育大会費補助事業

1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容等

事業の目的	高等学校体育大会（高校総体）開催に対する補助
事業の内容	I 全国高等学校体育大会派遣費補助 補助金交付先 佐賀県高等学校体育連盟 補助率 定額 補助金交付額 6,000 千円 事業費総額 42,863 千円

	派遣先	三重県ほか			
	Ⅱ 県高等学校総合体育大会開催費補助				
	補助金交付先	佐賀県高等学校体育連盟			
	補助率	定額			
	補助金交付額	1,800 千円			
	事業費総額	10,504 千円			
	開催概要				
		競技数	開催日	開催場所	参加選手
		32 競技	6 月 1 日ほか	県総合陸上競技場他	7,914 人
	Ⅲ 九州高等学校体育大会開催費補助				
補助金交付先	佐賀県高等学校体育連盟				
補助率	定額				
補助金交付額	280 千円				
事業費総額	3,377 千円				
開催概要					
	競技名	開催日	参加選手		
	バドミントン	6 月 15 日～18 日	557 人		
	ホッケー	6 月 15 日～18 日	351 人		
教育大綱基本 施策	健やかな体を育む教育の推進				

② 事業費の予算額及び決算額

予算額 8,080 千円

決算額 8,080 千円

③ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	-
県（一般財源）	8,080
その他	-
合計	8,080

## 2) 実施した手続

- ① 関係書類の閲覧及び担当者からの聞き取りに基づいて補助金の執行状況についての監査を行った。監査の際に確認した主な書類は以下の通りである。
  - ・各種競技大会運営事業費補助金交付要綱
  - ・補助金交付申請書（事業計画等）
  - ・事業実績報告書
  - ・支出負担行為何兼支出（払出）命令書
- ② 補助対象事業者は、交付要綱に基づく要件を満たしていることを確認した。
- ③ 補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ④ 補助金の申請、決定、交付の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ⑤ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

## 3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (3) 平成 30 年度学校安全総合支援事業（学校安全推進体制の構築）

### 1) 事業の概要

#### ①事業費の目的及び内容

事業の目的	災害や事故に対する教職員の危機意識を高め、児童生徒が自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成や、地域住民・保護者・関係機関との連携強化・構築など学校の安全管理の充実・徹底を図る。 主な成果指標として、 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 全ての学校に、学校安全を推進するための中核となる教員を位置付けている教育委員会の割合を 100%にする。</li><li>2. 学校安全に関する会議や研修等を実施し、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている教育委員会の割合を 100%にする。</li><li>3. 学校安全に関する会議や研修、成果報告会等を実施し、先進的な実践を行っている学校の優れた取組などについて情報共有を行っている教育委員会の割合を 100%にする。</li></ol>
事業の内容	災害安全に関しては、本県で発生する災害の中では、水害による被害が多いため、主に過去に水害の被害があった地域や現在も水害の被害がある地域をモデル地域に設

	<p>定して、防災教育の実践を行う。高等学校については、課題である「共助の意識を高める」ことについて、自主的に社会貢献できる生徒を育成することを目指し、被災地でのボランティア活動を中心とした防災教育を実践する。</p> <p>交通安全に関しては、地域のボランティア団体等と連携した教育手法の検討や各学校の通学路危険箇所に応じた取組を、児童や教職員だけでなく、保護者、地域にも広げるとともに、連携した交通事故防止活動を県内に普及するために、県内の交通事故発生状況上位地区を設定し、課題解決のための取組を実践する。モデル地域や拠点校では、これらの取組を各校の安全教育の中核となる教員が中心となって進め、各関係機関との連絡・調整や研修会の企画等を行う。</p> <p>なお、各モデル地域での取組は、県内公立学校、私立学校等を対象とした成果報告会において報告するとともに、成果報告書を県内公立学校、私立学校、関係機関に配布することで県内への普及を行い、モデル地域以外の学校においても、中核となる教員が中心となって学校安全の体制整備を促す。</p> <p>県内公立学校の学校安全担当者が出席する研修会でも県内の現状や安全上の課題について示し、各学校での学校安全体制の見直し、再構築を促す。</p> <p>また、県内公立学校の学校安全計画及び避難訓練計画、防災教育や交通安全教育に係るカリキュラム整備について、地域の関係機関と連携して指導助言を継続的に行っていく。</p>
教育大綱基本施策	健やかな体を育む教育の推進

#### ②事業費の予算額及び決算額

予算額 6,545 千円（最終予算額：5,762 千円）

決算額 4,921 千円

#### ③事業費の財源

本事業は文部科学省からの受託事業であり、文部科学省初等中等教育局との委託契約を締結している。当該契約にて、委託費の上限として 6,545 千円を定めている。この文部科学省からの受託額の上限 6,545 千円が本事業の財源となる。

#### ④事業の成果（主な指標の達成状況）

1. 全ての学校に、学校安全を推進するための中核となる教員を位置付けている教育委員会の割合は 100%を達成した。



2. 学校安全に関する会議や研修等を実施し、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている教育委員会の割合は100%を達成した。
3. 学校安全に関する会議や研修、成果報告会等を実施し、先進的な実践を行っている学校の優れた取組などについて情報共有を行っている教育委員会の割合は100%を達成した。

## 2) 実施した手続

- ① 事業の内容が、事業の目的を達成するために十分なものであるかを確認した。
- ② 事業の内容が、効率的かつ効果的に実施されているかを確認した。
- ③ 成果指標が、事業の目的及び事業の内容から妥当であるかを確認した。
- ④ 請負・委託契約事務が、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
- ⑤ 需用費その他の支出が、伺い書等による所定の承認を得て実施されているかを確認した。

## 3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## VI 佐賀県教育センター

### 1. 佐賀県教育センターの概要

(1) 所在地 佐賀県佐賀市大和町大字川上

沿革 佐賀県立教育研究所

S27.4 佐賀県立教育研究所を開設

S54.3 佐賀県立教育研究所を廃止

佐賀県理科教育センター

S39.8 佐賀県理科教育センターを開設

S57.3 佐賀県理科教育センターを廃止（教育センターに統合）

佐賀県教育センター

S54.4 佐賀県教育センター開所

S57.3 佐賀県情報処理教育センター別館（理科・情報処理棟）竣工

S62.3 佐賀県教育センター別館（パソコン棟（現：中研修室棟））竣工

H5.9 佐賀県学校適応指導教室「しいの木」開所

H5.10 学校適応指導教室棟竣工

設置目的 教育関係職員の研修及び教育に関する専門的、技術的な事項の研究調査等を行い、教育の充実及び振興を図る。

・主な建物

建物名	構造	延面積：m <sup>2</sup>
教育センター本館	鉄筋コンクリート造5階建	3,498.04
理科・情報棟	鉄筋コンクリート造3階建	1,798.91
中研修室棟	鉄筋コンクリート造2階建	524.39
教育支援センター棟	軽量鉄骨造2階建	278.24

土地 48,000.11 m<sup>2</sup> 全面積

自治修習所所管 47,603.79 m<sup>2</sup>

教育センター所管 396.32 m<sup>2</sup>

## (2) 所掌事務の概要

### 1) 総務課

- ①庶務に関すること。
- ②会計に関すること。
- ③施設及び設備の管理に関すること。
- ④関係団体との連絡調整に関すること。
- ⑤その他他課の所掌に属しない事務に関すること。

### 2) 研修課

- ①基本的研修に関すること。
- ②専門研修に関すること。
- ③長期研修に関すること。
- ④科学教育に関すること。
- ⑤その他研修の事務に関すること。

### 3) 研究課

- ①研究調査に関すること。
- ②教育経営に関すること。
- ③教育相談に関すること。
- ④生徒指導に関すること。
- ⑤特別支援教育に関すること。
- ⑥その他研究調査及び教育相談の事務に関すること。

### 4) 情報課

- ①情報教育に関すること。
- ②情報システムの管理・運営に関すること。
- ③教育課程の支援に関すること。
- ④教育に関する情報、資料、図書等の収集及び活用に関すること。
- ⑤その他情報教育及び教育課程の支援の事務に関すること。

## (3) 職員数

	平成 29 年	平成 30 年
職員数	32	33
研修員数	37	37
合計	69	70

## 2. 収支の状況

(歳入)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
建物貸付収入	70	-
特許権等運用収入	14	13
雑入	159	154
合計	243	167

(歳出)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
報酬	6,027	6,268
共済費	667	695
報償費	1,387	1,401
旅費	5,235	5,319
需用費	20,137	14,459
役務費	830	621
委託料	14,970	19,336
使用料及び賃借料	6,094	6,354
工事請負費	-	-
備品購入費	3,238	1,171
負担金補助及び交付金	81	77
公課費	-	7
合計	58,666	55,708

歳出に人件費は含まれていない。

## 3. 事業一覧

(単位：千円)

事業名	決算額	教育大綱基本施策
研修事業	9,270	教育を支える環境の整備
研究調査事業	1,673	確かな学力を育む教育の推進
学習状況調査事業	7,013	確かな学力を育む教育の推進
教育相談事業	445	豊かな心を育む教育の

		推進
教育支援センター「しいの木」事業	7,311	豊かな心を育む教育の推進
スーパーアドバイザー事業		豊かな心を育む教育の推進
情報教育事業	10,980	時代のニーズに対応した教育の推進
インターネット教育活用事業		時代のニーズに対応した教育の推進
教育情報収集・普及事業		時代のニーズに対応した教育の推進
学校支援事業	—	教育を支える環境の整備
研究協力校連携事業	—	確かな学力を育む教育の推進
その他（一般管理運営費等）	21,974	
合計	58,666	

#### 4. 監査対象事業

##### (1) 研修事業

##### 1) 事業の概要

事業の目的	<p>県教育委員会の「平成 30 年度佐賀県教育施策実施計画」を踏まえ、教職員の資質向上を図るとともに、学校力の向上に資するため、社会の変化に対応した研修を推進する。</p> <p>なお、実施に当たって本庁各課・室、教育事務所及び市町教育委員会等と緊密な連携を図る。</p>
事業の内容	<p>I. 専門研修</p> <p>教科・領域等の専門的かつ実践的指導力の向上を図るために希望した者が受講する研修。</p> <p>II. キャリアステージ研修</p> <p>キャリアステージや職務遂行の上で必要となる知識・技能の習得及び資質向上のため、指定された者が受講する研修。</p> <p>III. 養護教諭経験者研修</p> <p>養護教諭の職務遂行の上で必要となる知識・技能の習得及び資質向上のため、経験に応じて指定された者が受講する研修。</p>

	<p>IV. 長期研修</p> <p>県の教育課題の解決のため、専門的知識の習得と指導力の向上及びミドルリーダーとしての資質・能力の向上を目指し、学校長等から推薦された者が、1年または半年の長期間にわたって行う研修。</p> <p>V. 自主研修会</p> <p>希望者が土曜日に教育センター等で行う自主的な研修。</p>
教育大綱基本施策	教育を支える環境の整備

2-1) 専門研修の日数及び定員、受講者数

	日数		定員 A		受講者数 B		受講率 B/A	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
小学校	50	52	1,749	1,878	1,060	1,142	60.6%	60.8%
中学校	40	41	1,086	1,234	500	685	46.0%	55.5%
高等学校	27	24	645	604	213	249	33.0%	41.2%
共通	79	85	3,062	3,084	1,967	2,152	64.2%	69.7%
総計	196	202	6,542	6,800	3,740	4,228	57.1%	62.1%

2-2) 自主研修会の実施数及び参加者数

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施数		61	51	37
参加者数	小学校	473	438	421
	中学校	213	202	125
	高等学校	75	51	35
	特別支援学校	15	9	12
学生		8	7	9
計		784	707	602

3) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

#### 4) 監査結果及び意見

##### ① 専門研修の受講率向上のための施策について【監査意見】

研修事業は5つの事業から構成されており、その中の一つの専門研修は教科・領域等の専門的かつ実践的指導力の向上を図るために希望した者が受講する研修である。社会の変化及び佐賀県の教育課題に対応した研修を通して、教職員の資質向上及び実践的指導力の育成を図ることを目的とする。

県内学生の学力向上のためには、教職員がこの専門研修を受講することが大切であるが、2-1)にある通り、受講率はH29年度57.1%、H30年度62.1%と概ね60%程度で推移しており、決して高いとは言えない。

研修の主な広報活動は、研修案内冊子の職員室での回覧、ポスター、ホームページ、各教科の部会での案内であり、研修案内冊子の回覧による参加が多いとのこと。ただし、回覧だと全ての教職員に回覧される保証はなく、そもそも自己研鑽への意識の高い教職員は教育センターが声をかけずとも自ら動いて研修を受講している。

受講率を高めるには、いかに意識の乏しい教職員の出席を促すかにかかっている。今後は、従来のご案内方法に加えて、教職員へ個別にメールで案内するなど、より有効な施策を検討する必要がある。

さらに、教職員の研修制度義務化も検討の余地があると考え（公認会計士は年間40単位、税理士は年間36単位の単位取得が義務付けられている）。

#### (2) 学習状況調査事業

##### 1) 事業の概要

事業の目的	学習指導要領に示されている目標や内容の定着状況、学習に対する意識・態度や生活習慣及び教師の指導に関する意識を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。 各学校は、児童生徒一人一人の調査結果を踏まえた指導改善を行うとともに、教育委員会は、課題解決に向けた施策の見直しや充実を図る。 なお、調査に当たっては、市町教育委員会と本県教育委員会が連携・協力し、実施する。
事業の内容	I. 調査対象 県内の公立小・中学校、県立中学校や県立特別支援学校の小学部・中学部に在籍している児童生徒を対象として調査を実施する。 II. 調査対象学年 小学4年～中学2年としている。

	<p>III. 調査対象教科</p> <p>小学校は国語、社会、算数、理科、中学校は国語、社会、数学、理科、英語としている。</p> <p>IV. 調査内容</p> <p>教科に関する調査、児童生徒意識調査、教師意識調査とする。</p> <p>V. 調査実施時期</p> <p>4月調査、12月調査</p> <p>VI. その他</p> <p>教育センターでは、本調査の実施に関わって、調査問題の作成、調査の実施、調査結果の集計・分析、各学校等での分析に活用するための分析ツールの開発、調査結果を踏まえた指導改善のための研修会への援助などを行っている。</p>
教育大綱基本施策	確かな学力を育む教育の推進

## 2) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

## 3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (3) 情報教育事業

### 1) 事業の概要

事業の目的	情報教育に関する教職員の研修、研究調査を行い、情報教育の推進を図る。
事業の内容	<p>I. 情報教育に関する研修</p> <p>ア 研修</p> <p>授業や校務での ICT 利活用をテーマとした 25 の情報教育研修講座を実施。時期や形態のバリエーションを増やし、参加しやすい体制を整えている。特に、パワーポイントやエクセルの講座では、その内容や難易度等を比較できるチェックシートを Web で公開し、ニーズに合う講座を選択できるようにしている。さらに、ネットワークコミュニティを活用して事前指導とアフターフォローを行いながら継続的な学びの支援を行う。</p> <p>イ 学校支援</p>



	<p>ICT 利活用や情報モラル教育に関する校内研修や児童・生徒、保護者向け講演会等、学校の求めに応じた支援を行う。</p> <p>ウ パソコン室の有効利用</p> <p>教育研究会等、教職員で構成する研究団体が行う研修会へ当センターのパソコン室(PC20 台×2 部屋)を提供し、また適宜サポートも行う。</p> <p>II. 情報教育に関する研究</p> <p>ア 講座内容を充実させる研究</p> <p>学校においてニーズが高い次の 3 つについて研究し、その研究成果を講座に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なデジタル教材の作成</li> <li>・校務処理の効率化</li> <li>・情報モラル教育</li> </ul> <p>イ 教員の継続的・発展的な学びを支援する研究</p> <p>教員の質の向上を図るため、教育センターが主催する ICT 利活用に関する講座について、ネットワークコミュニティを活用することで教員の継続的・発展的な学びを支援する方法を研究する。</p>
教育大綱基本 施策	時代のニーズに対応した教育の推進
開始年度	平成 5 年度
終了年度	期限設定なし

②事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	4,553	4,446	2,843
決算額	4,552	4,445	2,840

※事業費には人件費は含まれていない。

③事業費の内訳

パソコン、電子黒板等の費用である。

② 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県(一般財源)	2,840
その他	—
合計	2,840

⑤事業の成果（指標の達成状況）

情報教育に関する研修講座受講者アンケート調査(4件法)の加重平均 3.4 以上

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
アンケート調査 結果	目標	3.4 以上		
	実績	3.71	3.67	3.68

2) 実施した手続

① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

3) 監査結果及び意見

① 事業内容の定期的な見直し【監査意見】

情報教育事業としては、教育センターでの研修、学校支援(情報モラル及び情報セキュリティ教育に関する校内研修開催等)、情報教育に関する研究などが実施されている。

このうち、教育センターでの研修のテーマは、平成30年度の25テーマに対して、令和元年度は14テーマに削減されていた。削減された経緯は、校務処理効率化等を目的とした情報スキル系研修が本庁の企画する研修内容と重なる部分があったこと等により見直しがなされたものである。

一方、学校支援については、平成30年度以降は現在まで情報モラル等の校内研修開催依頼がない状況に至っていた。当該状況に対しても、学校現場のニーズ等を踏まえた上で、教育センターが実施する校内研修内容の見直し等の改善を継続的に実施し、効果的な事業運営を図ることが求められる。

(4) インターネット教育活用事業

1) 事業の概要

事業の目的	教職員の充実した教育活動に寄与することを目指して教育情報の収集・整理・蓄積し、これらを提供することにより、児童生徒の興味・関心を高める教材づくりや日々の学習活動の支援を行う。
事業の内容	<p>I. 教育センターWeb の運営・管理</p> <p>教育センターWeb は、教職員にとっての「教育情報ポータルサイト」であることを目指して、研修講座案内や教育センターが行う各種研究成果等に加えて、国や県の教育政策のニュースを一元的に提供する等、幅広い教育情報の提供に努めている。</p> <p>II. 自己研修資料「全国津々浦々」の提供サービス</p>

	<p>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種別、教科別の検索システムで、全国の教育センターを中心に公開中の授業に役立つ教材や指導案、研究物を紹介している。</p> <p>Ⅲ. 教員の継続的・発展的な学びの支援</p> <p>国立教育政策研究所が開設している教育情報共有ポータルサイト「CONTET」のグループ機能を活用し、講座後のアフターフォローを希望する教員の継続的・発展的な学びを支援する。</p> <p>Ⅳ. 教育研究会等 Web 用サーバの提供及び運用援助</p> <p>県内の各教育研究会等が運用するための Web 用サーバの提供と運用に関する援助を行う。</p>
教育大綱基本施策	時代のニーズに対応した教育の推進
開始年度	平成 5 年度
終了年度	期限設定なし

② 事業費の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	6,304	6,559	6,684
決算額	6,301	6,534	6,637

※事業費には人件費は含まれていない。

③事業費の内訳

平成 30 年度 6,637 千円は、教育センター教育情報システム管理運用業務委託料(株デジタルコミュニケーションズ佐賀)5,734 千円等である。

④ 事業費の財源

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	6,637
その他	—
合計	6,637

⑤事業の成果（指標の達成状況）

教育センターWeb へのセンター外部からの年間総アクセス数 350 万件以上

指標		H28 年度	H29 年度	H30 年度
総アクセス数	目標	350 万件以上		
	実績	423 万件	492 万件	554 万件

## 2) 実施した手続

① 担当者への聞き取り、資料の確認等を実施した。

## 3) 監査結果及び意見

### ① 教育センターWebサイトの定期的なリニューアル【監査意見】

インターネット教育活用事業では、教育センターWebサイトを開設して教育に関する最新情報や研究成果等を発信し、教職員の教育活動を支援している。具体的には、教育センターが実施する研修講座案内の発信、各種研究成果等の提供、国・県の教育政策ニュースの一元的提供、等がなされている。更には、自己研修資料「全国津々浦々」として、全国の各自治体教育センター等が公表している有益な教材・指導案・研究物、計約7千件もの電子データ又は掲載サイトを紹介するサービスを提供している。

インターネット教育活用事業の成果指標の一つとして、教育センターWebへのセンター外部からの年間総アクセス数が採用されており、平成30年度は、県内教員数8,714人に対して、年間総アクセス数は5,545,271件となっていた。アクセス数上位のURLは、令和元年9月単月の「特定URLアクセス数」調べによれば、講座授業実践事例集7,314件、学習プリント集3,606件、県内学校HPリンク集3,273件、授業に役立つ実践研究1,639件となっていた。なお、主要事業に関連するURLへのアクセス数は、研修講座案内129件、学習状況調査321件に留まっていた。

Webサイト掲載情報に関するアンケート結果によれば、「同タイトル、似たタイトル、かなり古いものが混在している」、「最新の研究紀要がどれか分かりづらい」等のコメントがなされていた。監査時にWebサイトを確認したが、確かに情報の掲載日等は判別できないようになっていた。掲載情報を更新日順（新着順、古い順）、アクセスランキング順等で並び替える機能があれば、より効率的に必要な情報を検索することができる様に思われた。

教育センターでは、長期間実施されていなかったWebサイトのリニューアルが、令和元年11月中に予定されていた。リニューアル後のサイト内容詳細は監査時点では確認できなかったが、情報へのアクセス数を伸ばし、教員に多くの情報を有効に活用して貰うために、今後も現場の意見等を踏まえながら、定期的なリニューアルを行うことが必要と考えられる。

### ② オンライン研修の導入検討について【監査意見】

従来から学校現場における教員の長時間労働解消、業務負担軽減が課題とされてきたが、現在では「働き方改革」として、改善に向けた具体的な取組みが

開始されている。平成31年3月に発表された文部科学大臣メッセージ「学校における働き方改革の実現に向けて」では、メッセージの一つとして「勤務時間を意識した働き方も重要です。限られた時間の中で子供たちへの効果的な指導を行うため、メリハリをつけた時間の使い方が大切です。是非、実践的な取組をお願いします。」と発信されている。

教育センターが教員向けに実施する研修事業は、現在は教育センターでの集合研修として実施されているが、学校現場での働き方改革が推進されていく状況においては、今後はオンライン研修導入の検討も必要ではないかと思われる。オンライン研修であれば、移動時間をカットしたうえで、各教員のスケジュールに応じて受講することにより、効率的に時間を使うことが可能になる。

## 5. 財産の管理事務

### 1) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、管理状況を確認した。
- ② 上記の管理状況が、県の規則等に従っているか確認した。
- ③ 現場を視察し、保有資産の使用状況及び維持管理の状況を確認した。

### 2) 監査結果及び意見

#### ① 備品台帳における除却処理漏れ等【監査結果】

佐賀県財務規則第159条(不用の決定)及び160条(処分の決定)の規定に基づく決裁により、備品5件(ノートパソコン、サーバー一式他)が平成31年1月29日付にて廃棄処分されていたが、備品台帳上においては除却処理がなされていなかった。台帳と現物の照合は、毎年度8月～10月の間に実施しているとのことであり、令和元年度は10月中旬に現物照合が実施され、その際に除却漏れが判明している。処分後は、必ず備品台帳における除却処理がなされる必要があり、今後の改善が必要である。

また、備品1件(コンパクトハンディークーラー)は、過去に処分決定はなされておらず備品台帳上に残高はあるが、現物がない状況となっていた。現物管理の徹底が求められる。

#### ② 不用物品の処分等について【監査意見】

令和元年10月に実施された備品の現物照合結果表によれば、下記の備品が保管物品・不用物品に区分されていた。

- ・保管物品 : 天体望遠鏡(5,160千円)、データプロジェクター(234千円)

・不用物品：プラネタリウム(2,000千円)、インキュベーター(620千円)、写真投影装置(515千円)、丁合機(499千円)、高性能純水製造装置(410千円)、他15件

佐賀県教育センターは、昭和54年に建築され開所した施設であり、建物床面積は6,184㎡にも及ぶが、開所当初と比べて施設稼働率は低下しており、未使用物品の倉庫として利用されている部屋もある様に見受けられた。

上記のうち、天体望遠鏡、プラネタリウムは、何れも昭和57年に導入されたかなり古い備品であり、また大型の据付け備品であり高額な処分費用も発生するために、現在の状況はやむを得ないものと思われるが、その他の備品については、他の部署において有効利用が可能なものは移管手続きを実施し、利用見込みがないものは速やかに処分手続き(売却または廃棄)を実施する必要があるものと考えられる。

## 6. 施設の利用状況

### 1) 実施した手続

- ① 担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し利用状況を確認した。
- ② 平成 29 年度及び平成 30 年度の各研修室及び演習室の利用状況を確認した。

	平成 29 年度		平成 30 年度	
	回数	利用率	回数	利用率
年間開館日数	240		239	
大研修室	146	60.8%	147	61.5%
中研修室	85	35.4%	102	42.7%
第 1 研修室	163	67.9%	172	72.0%
第 2 研修室	100	41.7%	134	56.1%
第 4 研修室	140	58.3%	135	56.5%
第 5 研修室	163	67.9%	148	61.9%
第 1 演習室	201	83.8%	185	77.4%
第 3 演習室	111	46.3%	104	43.5%
第 4 演習室	109	45.4%	71	29.7%
第 6 演習室	76	31.7%	68	28.5%
第 7 演習室	115	47.9%	130	54.4%
第 8 演習室	178	74.2%	173	72.4%
第 9 演習室	43	17.9%	42	17.6%
第 1 パソコン室	149	62.1%	152	63.6%
第 2 パソコン室	92	38.3%	120	50.2%
生物研修室	24	10.0%	26	10.9%
物理研修室	46	19.2%	41	17.2%
化学研修室	23	9.6%	24	10.0%
地学研修室	28	11.7%	34	14.2%

## 2) 監査結果及び意見

### ① 施設の使用状況について【監査意見】

研究室、演習室の稼働状況について確認した。一部70～80%の稼働がある教室もあるが、全体としては決して高い稼働状況とは言えない。現場の視察も行ったが、このご時世にこれだけの巨大な施設が必要なのだろうかという印象も少なからず持った。また、施設の大きさに対して駐車場の数も充分ではないようであり、施設をフル活用するにしても駐車場の問題もあるようであった。加えて、利用者が多い時には近隣住民との交通トラブルもあるようである。コスト面においても教育センターの歳出は、70人の人件費を除いたところで例年60百万円弱となっており、現状の稼働状況に対して見合うものになっているかという疑問も残る。

上述の通り、働き方改革を推進していく中で、いずれはオンライン研修を中心とした研修制度への移行も想定される。集合研修の必要性、有用性は当然あるものの、オンラインWeb会議システム、オンライン研修等による効率的な研修運営により、時代に合ったコンパクトな施設運営を検討すべきと考える。

## 第5 佐賀県立学校の監査結果及び意見

学校においては、基本的に同一の手続を実施しており、その手続きを、以下に記載する（「1. 学校の概要」に続く以下の項目に対し各学校では、実施した手続きを記載していない）。

### 2. 勤怠管理・給与計算

#### (1) 勤怠管理

- ① 出勤簿及び業務記録票が作成されているかを確認した。
- ② 出勤簿にて、出勤、欠勤、早退、休暇等の管理が事務室にて行われているかを検討した。

#### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

- ① 事務職員等の超過勤務手当について、事務長の命令（事前承認）で時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務がなされているかを「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」にて検討した。
- ② 事務職員等の超過勤務手当について、事務長がその翌日に結果を「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」にて確認しているかを検討した。
- ③ その他諸手当について、教職員から提出された「住居届」「扶養親族届」「通勤届」等に基づき、事務長が認定しているかを検討した。
- ④ 上記③の各種届出書に基づき、給与計算システムに手当関連のデータを入力しているかを検討した。
- ⑤ 新規採用・昇給昇格に際して、校長が「採用具申書」「臨時的任用具申書」「臨時職員届出書」「昇給昇格内申書」を承認しているかを検討した。
- ⑥ 校長が承認した上記⑤の申請書に基づき、教職員課が給与を決定し、学校に「昇給昇格発令通知書（一覧形式）」の電子送信がなされているかを検討した。

### 3. 請負・委託契約事務

- ① 入札は、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
- ② 随意契約に関する手続きは、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

### 4. 支出事務

#### (1) 旅費交通費等の支出

- ① 旅行は、出張等同（兼復命書）に基づいて実施されているかを確認した。
- ② 旅費の計算並びに支出は、旅行の内容や出発・帰着の状況等に応じ、適切



な額が算出されて支給されているかを確認した。

- ③ 出張等伺（兼復命書）にて、旅行の目的となった事項に関する報告が適切になされることで旅行の実態を確認できるようになっているか、また、これについて承認がなされているかを検証した。

## （２） 需用費その他支出

- ① 需用費その他の支出は、発注伺等による所定の承認を得て実施されているかを確認した。
- ② 支出は、契約書や請求書等に基づき行われているかを確認した。

## 5. 財産の管理事務

- ① 担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、管理状況を確認した。
- ② 上記の管理状況が、県の規則等に従っているか確認した。
- ③ 現場を視察し、保有資産の使用状況及び維持管理の状況を確認した。

## 6. 薬品等の管理事務

- ① 担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、薬品の管理状況が学校の規定に従っているかについて確認した。
- ② 平成 30 年度末に学校が実施した薬品の实地調査結果を閲覧し、实地調査が適切に行われているかについて確認した。
- ③ 平成 30 年度末の薬品等の管理台帳からサンプルを抽出し、監査人が实地調査し、台帳と現物の整合状況を確認した。

## 7. 図書の管理

- ① 担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、図書館の利用状況や図書の管理状況について確認した。
- ② 平成 30 年度末に学校が実施した書籍の实地調査（蔵書点検）結果を閲覧し、蔵書点検が適切に行われているかについて確認した。
- ③ 平成 30 年度末の蔵書一覧からサンプルを抽出し、監査人が实地調査し、蔵書一覧と現物の整合状況を確認した。

## 8. 収納事務

### （１） 使用料及び手数料

- ① 総務管理使用料、教育施設使用料及び免除されている使用料について、使用者が作成した教育財産使用許可申請書または教育財産一時使用許可申請書に基づき取引がなされているかを検討した。事務手数料について、諸証

明書交付申請書に基づき取引がなされているかを検討した。

- ② 起案書に基づき教育財産使用許可指令書または教育財産一時使用許可指令書が作成されているか、調定（受入）決議書に基づき徴収の決定がなされているかを検討した。また、当該徴収額が実際に入金されていることを払込通知書兼領収証書等にて確認した。
- ③ 使用料の単価が関係法令・規則等に準拠しているかを検討した。
- ④ 使用料が減額または免除されている場合、その理由等は関係法令・規則等に準拠しているかを検討した。
- ⑤ 上記歳入に関して収入未済となっているものがないことを確かめた。

## （２） 財産収入及び諸収入

- ① 調定（受入）決議書に基づき徴収の決定がなされているかを検討した。また、当該徴収額が実際に入金されていることを払込通知書兼領収証書等にて確認した。
- ② 教室・体育館等の利用者から徴収している水道光熱費相当額の単価は、総務課からの通知等に基づき決定されているかを検討した。

## ９． 現金出納

- ① 現金出納簿及び領収証書発行番号整理簿が作成されており、網羅的に記録されているかを検討した。
- ② 現金残高は適時に預金口座に入金されているかを現金出納簿にて確認した。
- ③ 領収書用紙は、連番管理及び書損処理等が適正になされているかを検討した。
- ④ 監査実施日における現金有高と現金出納簿が一致していることを確認した。

## １０． 私費会計

- ① 各私費会計にて預金口座が開設され、会計帳簿が適切に作成されているかを検討した。
- ② 徴収した資金の使途の妥当性について検討した。
- ③ 各支出行為について、適切な承認がなされているかを検討した。
- ④ 各私費会計が適切な決算手続を経て、保護者に報告されているかを検討した。
- ⑤ 会計年度末の資金残高が預金通帳等の残高と一致していることを確認した。
- ⑥ 各私費会計の預金通帳と銀行印の管理・保管が適切になされているかを検討した。

## I 佐賀県立武雄高等学校

### 1. 学校の概要

- ・所在地 佐賀県武雄市武雄町大字武雄 5540-2
- ・創立日 明治 41 年 3 月 25 日
- ・学科 全日制：普通科
- ・特色・教育方針

#### 学校教育目標

高い志と未来を切り拓く力を持ち、地域や国際社会の発展に貢献できる、人間性豊かな人材を育成する。

#### 学校経営ビジョン

創立 110 年の歴史と伝統のもと、校是：「質実剛健」「報恩感謝」の精神を基調に高い志を持ち人間性豊かな生徒を育成する。

- ① 6 年間の一貫した方針のもと中高一貫教育の充実・発展に努める。
- ② 生徒の進路目標の実現のため、自ら学び考える態度を育み、学習への意欲向上や習慣化を図り、将来を見据えた教育実践に努める。
- ③ 教育活動全体をとおして、自他の存在を尊重することを基本とした指導を行い、安全・安心の学校環境づくりに努める。
- ④ 生徒・保護者・職員にとって、満足度の高い信頼される学校づくり、地域を愛し、地域から愛される学校づくりに努める。

#### ・施設の概要

##### 1) 敷地面積

(単位: m<sup>2</sup>)

	面積
校舎敷地	23,425.00
運動場	27,400.00
その他	19,468.00
校長宿舎敷地	687.10
合計	70,980.10

##### 2) 建物延床面積

(単位: m<sup>2</sup>)

	面積
校舎	6,526.41
体育館	2,044.14
プール	147.70
部室	518.53
図書館	824.00
弓道場	209.00
倉庫等	218.73
校長宿舎	99.96
合計	10,588.47

### 3) 主な建物

校舎、体育館、図書館

#### ・生徒数

(単位：人)

	H28			H29			H30		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
1年	113	128	241	118	124	242	125	117	242
2年	137	139	276	110	126	236	113	123	236
3年	139	132	271	132	138	270	108	119	227
合計	389	399	788	360	388	748	346	359	705

#### ・教職員数

(単位：人)

	H28	H29	H30
校長	1	1	1
教頭	1	1	1
主幹教諭	0	0	1
指導教諭	0	0	1
教諭	44	43	44
養護教諭	1	1	1
養護助教諭	1	1	1
講師	12	10	11
本務教員計	60	57	61

事務職員	6	6	6
実習助手	1	1	1
学校図書館事務員	1	1	1
用務員	2	2	2
本務職員計	10	10	10
教職員合計	70	67	71

注1) 講師には、非常勤講師を含む。

注2) 事務職員には、非常勤嘱託（事務）を含む。

注3) 技術職員に、学校技術職員を記載。

・進路の状況

(単位：人)

	H28	H29	H30
進学	258	260	220
就職	6	4	3
家業	2	0	0
その他	5	2	0
計	271	266	223

・収支の状況

	(単位：千円)
科目	金額
給与	259,800
職員手当等	144,185
共済組合負担金	76,809
社会保険料	6,012
賃金	592
費用弁償	8
報酬	8,203
人件費計	495,609
報酬	1,165
共済費	22
賃金	7
報償費	70

旅費	44
需用費	21,855
役務費	690
委託料	4,865
使用料及び賃借料	169
工事請負費	2,249
原材料費	
備品購入費	1,177
負担金、補助及び交付金	65,258
扶助費	6,492
補償、補填及び賠償金	1,904
償還金、利子及び割引料	
公課費	7
支出合計(A)	601,582
使用料及び手数料	85,832
財産収入	0
貸付金返還収入	184
雑入	1,569
収入合計	87,585
除：貸付金返還収入(B)	87,401
差引行政コスト(A-B)	514,182
生徒数(人)	705
生徒1人当たり行政コスト	729

## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

##### ① 「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】

「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」は、始期（開始時間）、終期（終了時間）、休憩時間、これらに基づき日々の時間外勤務時間及びその月の時間外勤務時間を算定するとともに、従業務の内容を記載することとなっているが、この帳票は全て手書き、かつ紙ベースで作成・承認・管理されている。

そして、この手書き帳票から職員給与システムに入力することとなっている。

佐賀県本庁でも職員申請システムを利用しているが、佐賀県本庁では、システムに始期（開始時間）、終期（終了時間）、休憩時間を入力したら、日々の時間外勤務時間及びその月の時間外勤務時間を自動計算するとともに、その内容について職員申請システム上で電子承認する仕組みとなっている。学校でも同様の仕組みとすることで業務の効率化を図ることを検討すべきと考える。

### 3. 請負・委託契約事務

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### 4. 支出事務

#### (3) 旅費交通費等の支出

##### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### (4) 需用費その他支出

##### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### 5. 財産の管理事務

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### 6. 薬品等の管理事務

#### 1) 薬品等の管理状況

武雄高校における薬品等は、「佐賀県立武雄高等学校毒物劇物危害防止規定」に基づき管理を行っている。薬品等の保管は1カ所の鍵のかかる場所になされ、

鍵の保管場所も決められている。理科担当実習教諭が保管する薬品の管理簿を作成している。

年度末には「薬品管理に関する点検表」に基づき一斉点検を実施し、重さを量ることで全薬品の現在有高を計測し、管理簿に手書きで記載している。

年度末等に不要薬品等について学校長の承認の上で廃棄を実施している。

## 2) 監査結果及び意見

### ① 不要薬品等の処理について【監査結果】

古くなった薬品等や使用しない薬品等は可能な限り速やかに処分する必要がある。佐賀県立武雄高等学校毒物劇物危害防止規定 22(1)においても「古くて使用しない毒物劇物が保管されていないこと」に関して「点検を定期に実施する」との定めがある。武雄高校では 200 を超える一般薬品に加え、70 種類近い劇物・毒物が保管されている。その中には非常に古く、明らかに使用できないと見受けられるものも少なからず含まれている。また、薬品等は台帳記載の場所に従って整然と保管がなされていたが、地震が発生した場合の転倒防止や落下防止の対策が万全とはいえない状態であった。

この点、廃棄にはコストがかかるので、今後少しずつ処分・廃棄していく方針とのことである。実際、平成 30 年度末には 21 種類の薬品等を廃棄している。

確かに薬品の廃棄等には費用がかかる。例えば、水銀は現在日本の 1 カ所の施設でしか処理できず処分費用も高いとのことである。しかし現状のような多種多様の薬品を管理し続けることにも継続的に人的時間的コストが発生している。漏えいや流出事故が万が一発生してしまった場合の膨大なコストに鑑みても、速やかに処分を進め、さらに安全な保管状態にする必要がある。

武雄高校のような普通高校では授業で使用する薬品は限定的であり、保管しておくべき薬品の種類は多くはないはずである。以前は理科教諭による演示実験で様々な薬品等を使用していたこともあったようであるが、現在は佐賀県では教室に電子黒板が整備され、また、生徒全員にタブレット PC が購入又は貸与されているなど教育現場の ICT 化が進んでいる。これらを活用した理科の授業が実施されていると推察され、近年は劇物毒物薬品を使用した生徒の実験演習の頻度も高くはないと聞いている。このことから多種の薬品等を学校に保管しておく必要性は低くなっていると思われる。学校に保管する薬品の種類と数を少なくすることで、事故防止及び管理のコストを削減することができると考える。



## 7. 図書の管理

### 1) 図書館の概要

武雄高校の図書館の概要は以下の通りである。

(令和元年5月1日現在)

面積	496 m <sup>2</sup>
蔵書数	21,215 冊
平成30年度一人当たり貸出数	9.33 冊
平成30年度図書購入予算	634 千円
開館時間	平日 11:00～18:00
蔵書情報のデータベース化	探検隊導入済み

武雄高校では学校の教育目標において、生徒一人当たりの年間貸出し冊数4.0冊以上、年間貸出し総数3,000冊以上を目標に掲げ以下のような取り組み行って生徒にとって本が身近にある環境作りに努めている。

- ・朝読書やLHR一斉読書の実施
- ・定期的な図書だよりの発行
- ・学級文庫の設置
- ・ポップの作成・掲示

これらの取り組みにより、貸出し冊数は30年度の生徒一人当たり9.33冊と、増加傾向にある。

### 2) 図書の管理状況

武雄高校における図書は「探検隊」というソフトウェアを使って管理している。図書は原則として探検隊に登録し、探検隊より発行したバーコードを添付している。

- ・図書の購入について

平成30年度の図書の購入予算は634千円である。購入図書は、生徒によるリクエスト、新聞・雑誌等を参考に決定する。

- ・蔵書点検と除籍処理について

蔵書点検は年1回年度末に実施している。図書のバーコードを探検隊に読み込ませることで、不在の図書とその理由がリスト化される。

除籍処理は、全国学校図書館協議会（SLA）の学校図書館図書廃棄基準を参

考に、出版から 30 年以上経過しており将来の利用頻度が見込めないもの、紛失して 3 年以上経過するもの及び汚れまたは破損の程度が著しいものについて、蔵書点検時にリストアップし、図書主任の承認の上で実施している。

・紛失等により未返却となった図書の処理

未返却の図書は各学期末に督促状を出し、生徒から紛失の申し出に基づき、除籍処理をしている。

### 3) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## 8. 収納事務

### (1) 使用料及び手数料

#### 1) 概要

使用料及び手数料の歳入状況及びそれぞれの科目の主な内容は下表の通りである。

(単位：千円)

科目名称		H28	H29	H30
使用料 及び 手数料	総務管理使用料	822	813	808
	県立学校授業料	92,664	87,793	82,971
	教育施設使用料	46	46	50
	事務手数料	249	204	232
	高等学校手数料	1,827	1,783	1,768
	計	95,610	90,642	85,831

- ① 総務管理使用料は、自家用車で通勤する教職員から徴収している駐車場使用料である。
- ② 県立学校授業料は、高校生の授業料であり、就学支援金支給対象者に関しては国庫から充当されている。
- ③ 教育施設使用料は、PTA から徴収している土地及び建物の使用料や、西日本電信電話㈱から徴収している電気通信事業用設備設置のための土地使用料である。
- ④ 事務手数料は、在校生及び卒業生から徴収している各種証明書発行手数

料である。

- ⑤ 高等学校手数料は、受験を希望する生徒から在籍する中学校を通じて徴収している入学者選抜手数料や入学者から徴収している入学手数料である。

これらのうち使用料は、佐賀県行政財産使用料条例等に従って、一定の条件を満たす場合減免される。武雄高校において平成 30 年度に減免されている主な使用料は以下の通りであった。

- ・ 杵藤農林事務所への地域防災対策総合治山事業 PR 看板の設置のための土地使用料
- ・ PTA への補習教室使用・公衆電話機設置・部活動用施設設備等設置のための土地・建物使用料
- ・ 同窓会への記念碑設置のための土地使用料
- ・ 佐賀県高等学校体育連盟への大会等に使用する運動場・体育館の使用料

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## (2) 財産収入及び諸収入

### 1) 概要

使用料及び手数料の歳入状況及びそれぞれの科目の主な内容は下表の通りである。

(単位：千円)

科目名称		H28	H29	H30
財産収入	物品売払収入	-	102	-
	計	-	102	-
諸収入	教育費元利収入	576	408	184
	雑入	1,557	1,784	1,568
	計	2,133	2,192	1,752

- ① 物品売払収入は、学校の財産の処分等にかかる収入である。
- ② 教育費元利収入は、生徒が使用する学習用 PC のための貸付金返済にかかる収入である。

- ③ 雑入は、教育実習生受入に係る経費相当額や、PTA から徴収した水道光熱費等である。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 9. 現金出納

### 1) 概要

#### ① 現金出納の対象取引

- ・各種証明書発行手数料（1単位当たり 350 円）
- ・受験希望する生徒が在籍する中学校から徴収している入学者選抜手数料
- ・入学者から徴収している入学手数料
- ・口座引き落としができなかった場合の授業料等（まれに現金で回収することがある）

#### ② 現金出納簿

現金はできるだけ学校に保管しないよう収納した現金は原則として当日中に預金口座に入金している。現金出納簿は、学校に現金として翌日以降まで保管する場合に記載している。

#### ③ 領収書綴り

領収書綴りは、証明書、入学手数料及び入学者選抜手数料のものがある。証明書及び入学選抜者手数料は連番管理がなされている。また、書損じが生じた場合、その旨を明記し破棄せずに領収証書綴りに貼り付けている。また、領収証書綴りは新たな年度から新しい領収証書綴りを使用することとしており、古い年度の未使用分はパンチで穴を開け、使用できないようにされている。入学手数料は必要な枚数を入学者の出席番号ごとにあらかじめ作成して管理している。

#### ④ 領収証書発行番号整理簿

領収証書綴りの使用状況を管理するために、領収書の種類ごと年度ごとに作成されている。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引が

なされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 10. 私費会計

### (1) PTA 会計、110 (120) 周年記念事業積立金会計

#### 1) 概要 (平成 30 年度実績)

##### PTA 会計

##### 1 主な収入項目

- ・会費 2,724 千円  
生徒から月額 300 円・教職員から月額 300 円を徴収

##### 2 主な支出項目

- ・運営費/旅費 406 千円  
全国高等学校 PTA 連合会大会及び九州地区高等学校 PTA 連合会大会の出席のための旅費
- ・運営費/負担金 721 千円  
全国高等学校 PTA 連合会大会及び九州地区高等学校 PTA 連合会大会の参加費、佐賀県高等学校 PTA 連合会会費
- ・事業費/学校行事費 161 千円  
豚汁ふるまい材料代
- ・事業費/負担金 236 千円  
各種学会、各教科別部会等の会費
- ・生徒指導費 299 千円  
完全下校時刻での戸締り・下校指導
- ・周年事業費 504 千円  
周年事業積立金会計への積立額 300 千円、記念品代・記念誌代ほかの一部 204 千円

##### 3 決算の報告

PTA 総会 (令和元年 5 月開催) にて報告している。

##### 110 (120) 周年事業積立金会計

##### 1 主な収入項目

- ・PTA 会計からの繰入 300 千円

##### 2 主な支出項目

- ・目的使用 2,000 千円

### 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (2) 空調設備費会計、空調設備費積立金会計

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### 空調設備費会計

#### 1 主な収入項目

- ・会費 1,843 千円

生徒から月額 220 円を徴収（令和元年 8 月より月額 850 円に改定）

#### 2 主な支出項目

- ・需用費/電気料 1,114 千円
- ・需用費/修理代 126 千円
- ・維持管理費/保守点検料 367 千円
- ・積立金 300 千円

空調設備費積立金への積立

#### 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

#### 空調設備費積立金会計

#### 1 主な収入項目

- ・空調設備費会計からの繰入 300 千円

#### 2 主な支出項目

- ・目的使用 877 千円

空調設備更新等の設計業務の委託料

#### 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (3) 部活動振興費会計、部活動振興費積立金会計

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### 部活動振興費会計

##### 1 主な収入項目

- ・会費 11,733 千円

生徒から月額 1,400 円を徴収

##### 2 主な支出項目

- ・生徒派遣費 8,236 千円

県内・県外大会生徒出場旅費

- ・大会参加費 1,318 千円

県内外大会生徒参加費

- ・引率費 976 千円

県外大会職員引率旅費

- ・積立金 500 千円

部活動振興費積立金への積立

##### 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

#### 部活動振興費積立金会計

##### 1 主な収入項目

- ・部活動振興費会計からの繰入 500 千円

##### 2 主な支出項目

- ・目的使用なし

##### 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引が

なされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### (4) 生徒会会計

##### 1) 概要（平成 30 年度実績）

###### 1 主な収入項目

- ・会費 4,022 千円  
生徒から月額 480 円を徴収

###### 2 主な支出項目

- ・本部費/武陵祭費 527 千円  
武陵祭（文化祭・体育祭）の開催費
- ・部活動費 3,150 千円  
体育系・文化系の各部活動での練習球その他用具等購入費
- ・備品費 150 千円  
楽器購入費の一部負担
- ・施設使用料 196 千円  
クラスマッチ・部活動の練習のための施設利用料

###### 3 決算の報告

生徒総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

##### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### (5) 研修室運営費会計、研修室運営費積立金会計

##### 1) 概要（平成 30 年度実績）

###### 研修室運営費会計

###### 1 主な収入項目

- ・会費 838 千円  
生徒から月額 100 円を徴収

###### 2 主な支出項目

- ・管理費 930 千円



光熱水費、機械警備料、清掃委託料ほか

3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

研修室運営費積立金会計

1 主な収入項目

・研修室運営費会計からの繰入なし

2 主な支出項目

・目的使用なし

3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(6) 購買部

1) 概要（平成 30 年度実績）

1 主な収入項目

・売上高 3,454 千円

パン・ジュース・ソックス・文具ほか

2 主な支出項目

・仕入高 2,929 千円

パン・ジュース・ソックス・文具ほか

・人件費 905 千円

給料・雇用保険料

3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (7) 模試関係費会計

### 1) 概要 (平成 30 年度実績)

#### 1 主な収入項目

- ・会費 19,644 千円  
生徒から 4 月から 12 月まで、下記の月額を徴収  
1年: 4月 560 円、5月～12月 2,540 円  
2年: 4月 2,326 円、5月～12月 2,280 円  
3年: 4月 5,420 円、5月～12月 5,350 円
- ・個別大模試代 5,797 千円  
模試を希望する生徒から、駿台予備校・河合塾などの模試代を徴収

#### 2 主な支出項目

- ・模試関係費/県下一斉受験料 2,487 千円  
佐賀県模試受験料
- ・模試関係費/全国模試受験料 15,516 千円  
全国模試受験料ほか
- ・模試関係費/個別大模試受験料 5,292 千円  
模試を希望する生徒の駿台予備校・河合塾などの模試受験料
- ・模試関係費/監督料 1,989 千円  
模試試験官日当ほか

#### 3 決算の報告

PTA 総会 (令和元年 5 月開催) にて報告している。

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (8) 進路指導費会計

### 1) 概要 (平成 30 年度実績)

#### 1 主な収入項目

- ・会費 2,014 千円  
生徒から 4 月から 12 月まで、月額 320 円を徴収

## 2 主な支出項目

- ・印刷費 362 千円  
「進路指針」、「学習と生活の記録」の作成費
- ・図書費 1,261 千円  
入試用参考書・入試月刊誌ほか
- ・事務費 426 千円  
コピー用紙、その他事務用品、コピー機利用料ほか
- ・機器等管理費 183 千円  
模試結果データ分析システム利用料ほか

## 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (9) 特別学習指導費会計

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### 1 主な収入項目

- ・会費 5,560 千円  
生徒から 4 月から 12 月まで、下記の月額補習料を徴収  
1 年：4 月 500 円、5 月～12 月 400 円  
2 年：4 月 440 円、5 月～12 月 370 円  
3 年：4 月 1,940 円、5 月～12 月 1,920 円
- ・ハイレベル補習費 2,222 千円  
受講を希望する生徒から受講料を徴収

#### 2 主な支出項目

- ・特別学習費/補習 2,444 千円  
平日の補習指導料
- ・特別学習費/時間外指導 560 千円  
平日の生徒に対する面接指導など補習以外の指導料

- ・特別学習費/土曜セミナー2,463 千円  
土曜の補習指導料
- ・ハイレベル補習費 2,222 千円  
受講を希望する生徒に対する補習指導料

3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(10) 公衆電話会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

- 1 主な収入項目
  - ・電話使用料 12 千円
- 2 主な支出項目
  - ・電話使用料 11 千円
- 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(11) その他の私費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

上記の私費会計以外に、会計内の残高が精算されてゼロになる私費会計があり、具体的には、下記のとおり。

修学旅行 1 年、修学旅行 2 年、預かり金、外現金ほか、武陵祭、家庭科実習費Ⅰ、家庭科実習費Ⅱ、家庭科クラブ、卒業アルバム

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 11. その他

### (1) 事務部の各種書類のチェック体制

#### 1) チェック体制の概要

事務部は、事務長の管理のもと、4名が各業務を担当しているが、各担当者が作成・入手する書類について、他の3名が内容をチェック（確認）している。ミスをなくすために内容をチェックしていることから、事務部で作成・入手する書類について、事務部5名全員がチェックしていることになる。

上記のチェックは、私費会計の各種書類についても実施されている。

#### 2) 監査結果及び意見

##### ① 担当者以外のチェック体制【監査意見】

ミスをなくすために内容をチェック（確認）するのは当然のことであるものの、ある担当者が作成・入手した書類について、他の3名全員がチェックする方法について、管理過多（管理の手間をかけすぎ）であるように思われる。

確かに、1人よりも2人、2人よりも3人でチェックした方がより多くのミスを発見できるようにも思われるが、必ずしもそうとは言えないと思われる。2人目のチェック者は、1人目のチェックマークがあることで、「正しいであろう」という先入観を持ってチェックしてしまうし、3人目のチェック者はそれ以上に同様の先入観を持ってチェックしてしまう。人員が削減される一方、業務は増加している中で、費用対効果を考慮したチェック方法として、作成者以外にチェックする担当者は現状よりも限定すべきである。

つまり、作成者の自己チェック以外のチェック担当者は現状より限定し、チェック担当者を減らすことでできる余剰時間を他の重要な業務に振り分けるべきではないかと考える。

なお、上記は他の県立学校でも同様である。

## II 佐賀県立佐賀東高等学校

### 1. 学校の概要

- ・所在地 佐賀県佐賀市南佐賀三丁目 11 番 15 号
- ・創立日 昭和 38 年 4 月 1 日
- ・学科 普通科
- ・特色・教育方針

#### 教育目標

校訓「使命に生きる」「自主自立を尊ぶ」「明朗清新を喜ぶ」の精神のもと、生きて働く知識・技能の習得や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を通して、未来の創り手に求められる資質・能力の育成を図る。

#### ・施設の概要

##### 1) 敷地面積

(単位：m<sup>2</sup>)

	面積
校舎敷地	22,606.00
運動場	31,836.00
その他	1,470.74
合計	55,912.74

##### 2) 建物延床面積

(単位：m<sup>2</sup>)

	面積
校舎	7,622.80
体育館	2,806.00
管理棟	1,548.00
プール	436.99
部室	542.67
柔剣道場	496.00
その他	402.31
合計	13,854.77

##### 3) 主な建物

同上

・生徒数

(単位：人)

	H28			H29			H30		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
1年	119	120	239	121	80	201	121	81	202
2年	129	107	236	113	120	233	115	80	195
3年	114	107	221	126	105	231	113	115	228
合計	362	334	696	360	305	665	349	276	625

・教職員数

(単位：人)

	H28	H29	H30
校長	1	1	1
教頭	1	1	1
主幹教諭	1	1	0
教諭	40	44	42
養護教諭	1	1	1
養護助教諭	1	1	1
講師	10	6	10
本務教員計	55	55	56
事務職員	9	10	9
実習助手	1	1	1
技術職員	1	1	1
本務職員計	11	12	11
教職員合計	66	67	67

・進路の状況

(単位：人)

	H28	H29	H30
進学	194	199	191
就職	20	22	21
家業	1	1	2
その他	4	5	9
計	219	227	223

・収支の状況

	(単位：千円)
科目	金額
給与	231,734
職員手当等	122,272
共済組合負担金	68,295
社会保険料	4,790
賃金	558
費用弁償	113
報酬	11,200
人件費計	438,963
報酬	2,476
共済費	27
賃金	14
報償費	104
旅費	91
需用費	26,534
役務費	621
委託料	5,568
使用料及び賃借料	87
工事請負費	12,446
原材料費	
備品購入費	716
負担金、補助及び交付金	64,060
扶助費	7,750
補償、補填及び賠償金	3,052
償還金、利子及び割引料	
公課費	7
支出合計(A)	562,516
使用料及び手数料	76,139
財産収入	0
貸付金返還収入	632
雑入	1,248
収入合計	78,020
除：貸付金返還収入(B)	77,388
差引行政コスト(A-B)	485,128
生徒数(人)	625
生徒1人当たり行政コスト	776



## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

なお、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】については、武雄高校と同様。

## 3. 請負・委託契約事務

### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 4. 支出事務

### (1) 旅費交通費等の支出

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 需用費その他支出

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 5. 財産の管理事務

### 1) 監査結果及び意見

#### ① 備品の現物照合について【監査意見】

備品出納・管理簿から任意に抽出した備品と現物を照合した結果、すべて照合できた。学校が実施している備品の現物照合は、単に備品の実在性を確認するだけではなく、備品札（シール）の貼付状況や修理の必要性及び廃棄希望の有無を確認しており、管理状況も概ね良好であった。

現物照合の際には備品札（シール）の貼付状況を確認しているため、備品台帳には、備品札（シール）が破れている或いは備品札（シール）の字が見えないなど、備品札（シール）の不備状況が付記されている。備品台帳に不備状況が付記されているものについて、その後の補修状況を確認したが、備品札（シール）を手直しせずにそのまま放置しているものがあつた。時間が経過すると手直しを失念してしまう傾向にあるため、現物照合後、できるだけ速やかに備品札（シール）の補修を行う必要があると考える。

また、音楽室に保管されている楽器は県が購入・管理している楽器のほか、後援会などの私費会計で購入した楽器も混在している。後援会などの私費会計で購入した楽器についても、県有備品とは別に台帳を整備するとともに、管理シール等を貼付し、適切に管理することが望まれる。

## 6. 薬品等の管理事務

### 1) 薬品等の管理状況

薬品庫の鍵の管理、薬品等の管理記録や定期的な管理簿と現品の照合等につき、概ね適切な管理が実施されていた。

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 7. 図書管理

### 1) 図書管理の状況

図書の管理は「探検隊」というソフトウェアを使って行われている。

図書を購入した場合はその図書にバーコードを貼り探検隊に読み込ませて登録する。生徒に渡す利用者カードにもバーコードが貼られているので、図書の貸出・返却もこのバーコードを読むだけで処理が行われる。図書の除籍も、探

検隊から除籍する図書のデータを削除することで行われ、図書の管理は全て、探検隊によっている。

・図書の購入について

図書の購入予算は 30 万円程度である。司書が、生徒によるリクエスト受付簿（以下、受付簿という。）を参考にして選定し、リストアップした後、図書係りの教員がこれを検討して、購入する図書が決められる。

・蔵書点検と除籍処理について

蔵書点検は年 1 回の実施を考えており、除籍処理は、蔵書点検時に図書の状況を見ることになるため、概ね蔵書点検時に実施している。

・紛失等により未返却となった図書の処理

原則として弁償してもらっており、生徒から紛失した図書を購入してもらっている。

・図書の紹介について

新しく購入した図書は、図書館の掲示板への紹介資料の掲示や、図書館便りを月に 1 回、各クラスに配る等の方法で生徒へ紹介している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

8. 収納事務

(1) 使用料及び手数料

1) 概要

① 総務管理使用料

・教職員から徴収している駐車場使用料

② 県立学校授業料

・学生から徴収している授業料

③ 教育施設使用料

・西日本電信電話(株)から徴収している電話柱の敷地の使用料ほか

④ 事務手数料

・卒業生から徴収している各種証明書発行手数料

⑤ 高等学校手数料

- ・入学者から徴収している入学手数料

⑥ 免除

- ・減免されている主な使用料
- ・佐賀東高校後援会から徴収すべき部活動用施設設備等の敷地の使用料
- ・佐賀市から徴収すべき上下水道設備の敷地の使用料
- ・佐賀県水泳連盟から徴収すべき大会に使用するプールの使用料

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 諸収入

1) 概要

① 教室等の使用に係る維持管理費

- ・教室・体育館等の利用者から徴収している水道光熱費相当額

② 教育実習生受入に係る経費相当額

- ・教育実習生から徴収している受入に伴い発生する諸経費相当額

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

9. 現金出納

1) 概要

① 現金出納の対象取引

- ・卒業生から徴収している各種証明書発行手数料

② 現金出納簿

原則として、収納した現金を翌月初日に預金口座に入金するため、上記対象取引は全て現金出納簿に記載している。

③ 領収証書綴り

領収証書綴りは、現金出納の対象取引別に連番管理がなされている。書損じ

が生じた場合、その旨を明記し破棄せずに領収証書綴りに貼り付けている。また、領収証書綴りは新たな年度から新しい領収証書綴りを使用することとしており、古い年度の未使用分はパンチで穴を開け、使用できないようにされている。

④ 領収証書発行番号整理簿

領収証書綴りの使用状況を管理するために、領収証書の種類ごと、年度ごとに作成されている。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

10. 私費会計

(1) 佐賀東高等学校後援会会費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・会費 2,824 千円  
生徒から月額 350 円を徴収

② 主な支出項目

- ・後援会管理運営費/旅費 585 千円  
全国・九州・県大会等の役員旅費等
- ・後援会管理運営費/会議費 303 千円  
役員会・総会・その他諸費
- ・後援会管理運営費/運営費 202 千円
- ・後援会管理運営費/負担金 179 千円
- ・後援会管理運営費/視察費 113 千円  
大学訪問バス貸切代等
- ・後援会事業費/人件費 388 千円  
進路指導事務時間外手当、就職指導日々雇用職員賃金
- ・後援会事業費/学校活性化事業費 239 千円  
新1年生他熱中症対策用帽子等
- ・後援会事業費/負担金 325 千円

各種研究会参加費及び負担金等

③ 決算の報告

後援会総会（平成 31 年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 佐賀東高等学校部活動振興会会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・会費 16,363 千円  
生徒から月額 2,200 円を徴収

② 主な支出項目

- ・総務費 262 千円  
総体行進用具、グラウンド照明料等
- ・生徒派遣費 382 千円
- ・県外遠征費 2,509 千円
- ・全国九州大会派遣費 6,976 千円  
全国高校総体、ウィンターカップ等

③ 決算の報告

後援会総会（平成 31 年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(3) 施設充実費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・会費 2,974 千円  
生徒から月額 400 円を徴収

② 主な支出項目

- ・保守料 345 千円  
総体バス代等
- ・電気料 926 千円  
空調電気料
- ・補修積立金 2,000 千円

③ 決算の報告

後援会総会（平成 31 年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(4) 佐賀県立佐賀東高等学校振興基金会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・会費 3,718 千円  
生徒から月額 500 円を徴収

② 主な支出項目

- ・特別賞に要する経費 217 千円
- ・特別活動に関する経費 249 千円

③ 決算の報告

後援会総会（平成 31 年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(5) 進路指導費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・会費 1,859 千円

生徒から月額 250 円を徴収

② 主な支出項目

- ・ 需用費 1,356 千円  
コピー機使用料等
- ・ 渉外費 187 千円  
講師謝礼、土産等

③ 決算の報告

後援会総会（平成 31 年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(6) 不知火同窓会館維持管理費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・ 会費 1,859 千円  
生徒から月額 250 円を徴収
- ・ 維持管理料 234 千円  
平成 30 年 7 月より外部利用者から使用料を徴収。

② 主な支出項目

- ・ 光水道費 1,041 千円
- ・ 委託料 409 千円  
浄化槽維持管理、貯水槽清掃、消防用設備点検等
- ・ 維持補修費 481 千円  
受水槽修理代他

③ 決算の報告

後援会総会（平成 31 年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。



## (7) 生徒会会計

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### ① 主な収入項目

- ・会費 4,461 千円  
生徒から月額 600 円を徴収

#### ② 主な支出項目

- ・行事費 287 千円  
学園祭衣装、用具等
- ・部活動費 2,888 千円
- ・負担金 889 千円  
各部協会への登録料、各種大会への参加料

#### ③ 決算の報告

後援会総会（平成 31 年 5 月開催）にて報告している。

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### Ⅲ 佐賀県立小城高等学校

#### 1. 学校の概要

- ・所在地 佐賀県小城市小城町 176 番地
- ・創立日 明治 32 年 4 月
- ・学科 普通科
- ・特色・教育方針

校訓である「創意 Originality」「挑戦 Great challenge」「誠実 Integrity」を  
実践する。

「文武一途」を奨励し、総合力としての「生きる力」を育成する。

国の教育方針や教育改革の流れに敏感に反応し、進んで「教育イノベーション」  
に取り組む。

- ・施設の概要

##### 1) 敷地面積

(単位：m<sup>2</sup>)

	面積
校舎敷地	26,222.00
運動場	32,703.00
合計	58,925.00

##### 2) 建物延床面積

(単位：m<sup>2</sup>)

	延べ床面積
校舎	9,437.95
体育館	1,568.00
実習棟	0.00
プール	114.00
部室	384.00
合計	11,503.95

・生徒数

(単位：人)

	大学科	小学科	H28	H29	H30
1年	普通科	普通科	241	238	243
2年			236	239	232
3年			235	231	238
合計			712	708	713

・教職員数

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
校長	1	1	1
教頭	1	1	1
指導教諭	0	0	1
教諭	41	41	41
養護教諭	1	1	1
養護助教諭	1	1	1
講師	5	5	4
本務教員計	50	50	50
事務職員	7	7	7
実習助手	1	1	1
学校図書館事務員	1	1	1
用務員	1	1	1
本務職員計	10	10	10
教職員合計	60	60	60

- ・講師には非常勤講師を含む
- ・事務職員には、非常勤嘱託（事務）を含む
- ・技術職員に、学校技術職員を記載

・進路の状況

(単位：人)

	H28	H29	H30
進学	226	219	232
就職	5	3	2
家業	0	0	0
その他	4	8	4
合計	235	230	238

・収支の状況

	(単位：千円)
科目	金額
給与	253,826
職員手当等	132,130
共済組合負担金	78,199
社会保険料	3,007
賃金	515
費用弁償	38
報酬	9,234
人件費計	476,950
報酬	1,216
共済費	26
賃金	
報償費	138
旅費	150
需用費	19,935
役務費	805
委託料	3,659
使用料及び賃借料	80
工事請負費	3,331
原材料費	
備品購入費	396
負担金、補助及び交付金	72,263
扶助費	6,426
補償、補填及び賠償金	2,352
償還金、利子及び割引料	
公課費	7
支出合計(A)	587,733
使用料及び手数料	87,281
財産収入	511
貸付金返還収入	240
雑入	1,576
収入合計	89,607
除：貸付金返還収入(B)	89,367
差引行政コスト(A-B)	498,365
生徒数(人)	713
生徒1人当たり行政コスト	699

## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

なお、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】については、武雄高校と同様。

## 3. 請負・委託契約事務

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 4. 支出事務

### (1) 旅費交通費等の支出

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 需用費その他支出

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 5. 財産の管理事務

### 1) 監査結果及び意見

#### ① 備品の現物照合について【監査意見】

備品出納・管理簿から任意に抽出した備品と現物の照合を行った。概ね現物との一致を確認できたが、美術室のテレビは台帳への記載はあるものの備品札（シール）がなく、化学室に個人から寄贈された備品は台帳への記載も管理シールもなかった。

美術室のテレビには適切に、備品札（シール）を添付し、備品出納・管理簿と現物の対応を明らかにする必要がある。

また、個人から寄贈された備品についても、県有備品とは別に台帳を整備するとともに管理シール等を貼付し、適切に管理することが望まれる。

#### ② 図書館展示室について【監査意見】

小城高校の図書館は、当時（昭和 44 年頃）全国的にも珍しい積層書庫と展示室が設置された図書館であり、展示室には、多数（17 点）の書画が展示されている。

書画は、校長室（2 点）、武道場（1 点）と合わせた 20 点が黄城会（小城高校の同窓会組織）から、無償貸与されているものであり、毎年 1 度（8 月～9 月頃）一覧表に基づき現物確認を実施している。貸借契約は結ばれているが、その中で、火災・盗難等の場合、黄城会は学校に対して損害賠償を請求しないとなっており、書画に対する火災保険は付されていない。

書画の中には、芸術的・美術的価値の高いものも多くあるが、その活用状況は、新入生や新任教師が、オリエンテーション時に見学している程度である。

黄城会が学校に書画を無償貸与した趣旨は、「生徒及び職員に鑑賞させることで、情操心の育成及び文化的教養の滋養に努めること」であり、設立当初は、常時見学可能であったことを考えると、現状の活用状況は十分とは言えない。また、展示室の書画には、小城出身の中林梧竹の書や、村岡平蔵の絵画も含まれており、これらを鑑賞することは、生徒の芸術的・美術的素養に良い影響を与えるだけでなく、地元を誇りに思う心を滋養するという効果を生むこともあると考える。

設立当時と異なり、盗難やいたずら防止対策に人員・経費が必要となるなど、常時見学可能とすることは困難であるかも知れないが、学校、黄城会双方で、賃貸借契約・付保の内容、活用状況等を改めて認識（共有）した上で、この素晴らしい展示室をより有効に活用する方策を検討することが望まれる。

## 6. 薬品等の管理事務

### 1) 薬品等の管理状況

薬品庫の鍵の管理、薬品等の管理記録や定期的な管理簿と現品の照合等につき、概ね適切な管理が実施されていた。

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 7. 図書の管理

### 1) 図書管理の状況

図書の管理は「探検隊」というソフトウェアを使って行われている。図書を購入した場合はその図書にバーコードを貼り探検隊に読み込ませて登録する。生徒に渡す利用者カードにもバーコードが貼られているので、図書の貸出・返却もこのバーコードを生徒がセルフで読むだけで処理が行われる。

### 2) 監査結果及び意見

#### ① 貸出・返却処理について【監査意見】

平成 29 年度の図書の貸出冊数は 3,701 冊であり、返却冊数は 3,735 冊。平成 30 年度の貸出冊数は 5,053 冊であり、返却冊数は 5,066 冊である。いずれの年度も貸出冊数を返却冊数が上回るという逆転現象が生じている。

図書の貸出の際には、上述の通り生徒がセルフでバーコードを読み込むことで処理されるが、貸出処理の最後に「F12」を押す必要があり、これを失念すると貸出処理は完了しない。この最後の処理をしなくても図書を持ち出すことは可能であるため、貸出処理がされてない図書が返却処理をされることにより返却冊数の方が上回るという逆転現象が生じているものと推察される。この状態を放置しておく、実際の貸出図書の状況を把握できず、貸出統計・蔵書点検等の結果への信頼性を失うことにも繋がりがかねない。

貸出処理最後の「F12」の押し忘れを防ぐために、最後にレシートを発行する、押し忘れた時はブザーが鳴る等何らかの対策を講じ、貸出処理が適切に運営されることが望まれる。

## 8. 収納事務

### (1) 使用料及び手数料

#### 1) 概要

- ① 総務管理使用料
- ② 教育施設使用料
- ③ 事務手数料
- ④ 高等学校手数料

#### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (3) 諸収入

#### 1) 概要

- ① 労働保険
- ② PTA 空調設備手数料
- ③ 野球部電気料 他

#### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 9. 現金出納

### 1) 概要

- ① 現金出納の対象取引
  - ・ 卒業生から徴収している各種証明書発行手数料
  - ・ 受験希望する生徒が在籍する中学校から徴収している入学者選抜手数料
  - ・ 入学者から徴収している入学手数料



## ② 現金出納簿

各種証明書発行手数料については、原則として、収納した現金を毎月7日に県に収納する（残高が3万円を超えた場合は収納する）ため、7日までは現金を学校で保管することとなることから、現金出納簿に記載している。

入学者選 hands 手数料及び入学手数料については、収納した日のうちに預金口座に入金できるよう、納付日及びその時間帯を指定しており、現金を学校に保管することはないため、現金出納簿には記載していない。

## ③ 領収証書綴り

領収証書綴りは、現金出納の対象取引別に管理されており、いずれも連番管理がなされている。書損じが生じた場合、その旨を明記し破棄せずに領収証書綴りに残している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 10. 私費会計

### (1) PTA 関連の私費会計（平成30年度）：PTA 総会における報告対象

#### 1) PTA 総会での決算報告

下記の(1-1) PTA 会費会計～(1-13) 空調設備補修積立金会計は、PTA 関連の徴収金であるため、PTA 総会（令和元年5月）で決算報告されている。

#### 2) 会計事務の委任

PTA 会長から校長に対して、PTA 関連会計事務の委任状が提出され、校長が会計事務を受任している。

### (1-1) PTA 会費会計

#### ① 主な収入項目 収入計 5,992 千円

- ・期首繰越金 2,780 千円
- ・会費 3,208 千円：保護者及び教職員から月額 350 円を徴収

#### ② 主な支出項目 支出計 3,874 千円

- ・学校教育後援会費 1,361 千円：環境整備費 482 千円（トイレ清掃費他）、学校行事費 376 千円、他

- ・PTA 活動運営費 2,308 千円 : 購買部職員給与・社会保険料 555 千円、諸費 474 千円(各種激励会費、除草作業経費等)、他
- ・周年行事積立金 200 千円 : 周年行事積立金会計は (1-10) 参照。

#### (1-2) 体育文化振興費会計

- ① 主な収入項目 収入計 14,019 千円
  - ・期首繰越金 3,744 千円
  - ・会費 10,218 千円 : 保護者から月額 1,200 円を徴収
- ② 主な支出項目 支出計 8,464 千円
  - ・合宿費 181 千円 : 部活動合宿補助
  - ・派遣費 5,048 千円 : 生徒 4,266 千円、引率 781 千円
  - ・派遣費積立金 3,000 千円 : 平成 29 年度に吹奏楽部が沖縄開催の大会に参加して派遣資金が必要であったために、平成 29 年度において、特別積立金会計である体育文化振興費派遣費積立金を 1,504 千円、教育振興対策積立金を 1,921 千円それぞれ取崩して、体育文化振興費会計において繰戻金収入 3,426 千円として受入れている。そして、平成 30 年度には、特別積立金会計の両積立金に対してそれぞれ 1,500 千円、計 3,000 千円を払戻している。

#### (1-3) 教育振興会費会計

- ① 主な収入項目 収入計 5,716 千円
  - ・期首繰越金 1,033 千円
  - ・会費 4,683 千円 : 保護者から月額 550 円を徴収
- ② 主な支出項目 支出計 4,614 千円
  - ・負担金 3,000 千円 : 黄城教育会館の運営費負担 3,000 千円
  - ・振興費 644 千円 : 横断幕、グラウンド用砂等
  - ・教育振興費補助 549 千円 : 体育館施設等利用補助
  - ・指導費 360 千円 : 学習指導費

#### (1-4) 空調設備会計

現在、全 23 教室 (18 教室 (=6 クラス×3 学年) 及び視聴覚教室等) の空調設備収支が本会計の資金により賄われている。

- ① 主な収入項目 収入計 5,562 千円
  - ・期首繰越金 2,156 千円

・会費 3,406 千円 : 保護者から月額 400 円を徴収

② 主な支出項目 支出計 4,204 千円

・管理運営費 1,513 千円 : 電気料等 1,148 千円、保守点検・電気保安等 364 千円

・工事費 691 千円 : 視聴覚教室空調設備設置工事代

・補修費積立金 2,000 千円 : 空調設備補修積立金は (1-13) 参照。

(1-5) 生徒会費会計

① 主な収入項目 収入計 6,794 千円

・期首繰越金 613 千円

・会費 5,960 千円 : 保護者から月額 700 円を徴収

・入会金 120 千円 : 新入生保護者から 500 円を徴収

② 主な支出項目 支出計 6,352 千円

・総務費 2,377 千円 : 文化祭 277 千円、体育祭 864 千円、各種協会登録費・参加費 899 千円、他

・体育部費 3,008 千円 : 各部の活動費 (ユニフォーム、ボール等)

・文化部費 965 千円 : 各部の活動費 (楽器修理代等)

(1-6) 進路運営費

① 主な収入項目 収入計 2,048 千円

・期首繰越金 121 千円

・徴収金 1,788 千円 : 保護者から徴収

② 主な支出項目 支出計 1,908 千円

・書籍代 1,211 千円 : 赤本、蛍雪時代、他

・進路資料 162 千円

(1-7) 模試代会計

① 主な収入項目 収入計 26,506 千円

・期首繰越金 222 千円

・徴収金 25,095 千円 : 進研模試 10,332 千円、全統模試 3,841 千円、GTEC3,588 千円、センター試験プレマーク模試 3,063 千円、他

・希望模試代 1,188 千円 : 大学別模試・小論文模試 310 千円、他

② 主な支出項目 支出計 25,710 千円

・模試代 22,941 千円 : 各模試業者への支払額 (進研模試 8,815 千円、全統

模試 3,419 千円、他)

- ・ 監督料 1,947 千円 : 担当教職員への支払額
- ・ 災害補償保険 605 千円

(1-8) 特課会計

- ① 主な収入項目 収入計 12,154 千円
  - ・ 期首繰越金 19 千円
  - ・ 徴収金 12,134 千円 : 1 年生 3,363 千円、2 年生 3,410 千円、3 年生 5,450 千円、返金 (転学者等) △89 千円
- ② 主な支出項目 支出計 11,137 千円
  - ・ 講師料 10,073 千円
  - ・ 指導費 1,064 千円
- ③ 期末繰越金 1,016 千円

(1-9) 購買部収支会計 (PTA 総会への報告金額)

- ① 主な収入項目 収入計 4,490 千円
  - ・ 売上高 4,490 千円
- ② 主な支出項目 支出計 4,453 千円
  - ・ 仕入高 3,099 千円
  - ・ 諸経費 1,353 千円 : 人件費 1,197 千円、維持管理費 144 千円、他

(1-10) 周年行事積立金会計

- ① 平成 30 年度末積立金残高 2,317 千円  
令和元年度の 120 周年事業に備えた積立金である。
- ② 平成 30 年度収支
  - ・ 収入額 : PTA 会計からの積立金受入 200 千円 (每期同額)
  - ・ 支出額 : 該当なし

(1-11) 体育文化振興費派遣費積立金会計

- ① 平成 30 年度末積立金残高 1,500 千円  
遠方で開催される大会への各部派遣費等に備えた積立金である。
- ② 平成 30 年度収支
  - ・ 収入額 : 体育文化振興費会計からの積立金 1,500 千円。(1-2) 参照。
  - ・ 支出額 : 該当なし

(1-1 2) 教育振興対策積立金会計

① 平成30年度末積立金残高 6,671 千円

小城高等学校の100周年事業(平成11年度)として企画された英国交流事業を助成することを目的として積立がなされていたが、当該事業終了後は、資金残高が教育振興対策積立金に振替えられている。

② 平成30年度収支

- ・収入額 : 体育文化振興費会計からの積立金1,500千円。(1-2)参照。
- ・支出額 : 該当なし

(1-1 3) 空調設備補修積立金会計

① 平成30年度末積立金残高 16,512 千円

空調設備の追加設置・取替・大規模補修等に備えた積立金である。現在23教室に設置されており、現状では追加設置計画はないとのことであった。

② 平成30年度収支

- ・収入額 : 空調設備会計からの積立金2,000千円(毎年度同額)
- ・支出額 : 該当なし

(1-1 4) 監査結果及び意見

① 教育振興会費会計における(一財)黄城教育会館の運営費負担【監査意見】

平成30年度教育振興会費決算書では、収入合計5,716千円(繰越金1,033千円、保護者徴収金4,683千円等)に対して、(一財)黄城教育会館への運営費負担金支出3,000千円が計上されている。

黄城教育会館は、同窓会組織である黄城会が主体となって運営している建物であるが、同窓会に関連する会計単位としては、黄城会本会計と(一財)黄城教育会館会計の2つがある。黄城会本会計決算書には、人的組織である同窓会運営に係る収支と(一財)黄城教育会館への会館運営費負担金支出が計上されている。(一財)黄城教育会館決算書には、会館運営に係る収支に加えて、更に現役生徒への奨学給付金支出が計上されている。

(一財)黄城教育会館の決算書は、具体的には、収入の部は、黄城会本会計からの負担金収入3,000千円、教育振興会費会計からの負担金収入3,000千円(毎年度同額)、その他収入97千円、計6,097千円となっており、支出の部は、会館の運営費(人件費他)4,084千円、現役生徒への奨学給付金1,440千円、減価償却費3,115千円、支出計8,640千円となっている。その結果、決算書上、現役生徒の保護者徴収金である教育振興会費が現役生徒への奨学給付金原資の

一部として活用されている様にみえてしまうが、当該状況については、違和感を覚える保護者もいると思われる。

当該状況を解消するためには、(一財)黄城教育会館決算書を会館運営会計(部門)と奨学給付金会計(部門)の二つに細分化したうえで、教育振興会費会計からの負担金収入 3,000 千円を会館運営会計に計上することなどが考えられる。細分化した場合には、保護者徴収金は会館運営費に活用され、また、同窓会組織である黄城会からの負担金収入は会館運営費と奨学給付金に活用されているとの明確な説明が可能になり、保護者の理解も得られ易いものと思われる。

(一財)黄城教育会館は、同窓会組織である黄城会が運営、事務処理、会計報告を行っており、また、黄城会として事務職員を雇っているため学校では事務処理も受任しておらず、学校側とは直接的には関係がない法人であるが、収入の半分を現役生徒の保護者徴収金で賄っている以上は、(一財)黄城教育会館における資金使途を明確にすることが望ましいと考えられる。

なお、本来は、当該負担金の様な会計区分間での収支振替は望ましいものではないため、保護者徴収金の名目、私費会計区分を根本的に見直し、現状の教育振興会費会計から(一財)黄城教育会館への運営費負担金相当額 3,000 千円は、今後は黄城教育会館運営費の名目で保護者から直接徴収し、教育振興会費会計のその他の収支は、PTA 会計に統合することなども一つの方策として考えられる。

## ② 特課会計の年度末繰越金残高に係る取扱方針【監査意見】

平成 30 年度の特課会計(補習費等)は、期首繰越金 19 千円、徴収金収入 12,134 千円、講師料支出 10,730 千円、指導費支出 1,064 千円、期末繰越金 1,016 千円となっており、徴収金 12,134 千円の 8.4%に相当する 1,016 千円が期末繰越金として残っている状況であった。なお、期末繰越金は、生徒に返金されることはなく、翌年度以降の特課会計に引継がれている。

各年度で自主的受講希望者数又は成績状況による受講指定者数変動する結果、特課コマ数、講師料(コマ数×単価)が増減し、年度末繰越金が年度間で変動している状況であったが、年度間で大きく変動するのであれば、各年次間負担の公平性を確保するために、本来は、学年別資金残高を集計して進級時には次年度に繰越して、最終的には卒業時に精算する様な手続きが合理的ではないかと思われる。年度末繰越金残高の位置づけ、その取扱いについて検討して頂きたい。

## ③ 購買部収支の検証手続き【監査意見】

PTA 総会に報告された平成 30 年度の購買部収支決算書には、売上合計 4,490

千円、支出合計（仕入額）3,099 千円、経費（人件費等）1,353 千円、収支差引 37 千円、年度末預金残高 3,107 千円と記載されている。しかしながら、PTA 総会後に判明した正しい決算数値は、売上合計 3,618 千円、支出合計（仕入額）2,623 千円、経費（人件費等）1,353 千円、収支差引▲359 千円、年度末預金残高 3,107 千円、現金 34 千円であった。

購買部収支決算書が間違っていた理由は、決算書作成時の単なる集計ミスとのものであったが、今後は適切な決算報告を実施するために、まず、決算書の売上合計・支出合計を売上台帳・仕入台帳と照合する手続きが必要である。そして、現状の決算書では表示されていない期首繰越金を決算書に表示して、「期首繰越金＋差引収支＝期末繰越金」が成立しているか否かの検証も必ず実施する必要がある。管理者による当該検証手続きを必ず実施して頂きたい。

#### ④ 定員数減少への対応策の早期検討について【監査意見】

小城高等学校は各学年 5 クラス編成であったが、残念ながら令和元年度入学生からは 4 クラスに減少している。佐賀県全体の生徒数減少傾向に伴うものであるため止むを得ないものであるが、定員数減少は私費会計収支にも影響を与える。特に、各私費会計のうち、生徒数増減との連動性が低い固定費的な支出額の割合が高い私費会計収支への影響は大きいものと考えられる。

国庫による就学奨励金が支給され、政策的に保護者の経済的負担軽減が図られている状況下であり、保護者徴収金単価の引上げは容易には実施できないかもしれないが、一方で、単価を据置いた場合には収支均衡が保てず支出額削減のみが実施されることとなり、各私費会計単位における目的が十分に達成できない状況が短期間のうちに生じる恐れがある。なお、クラス数が減少した令和元年度入学生の保護者徴収金は、前年度入学生と同水準で据え置かれているが、一方、支出額では、例えば、PTA 会費会計の環境整備費（トイレ清掃費等）は、平成 30 年度予算 549 千円、実績 482 千円に対して、令和元年度予算は 41 千円にまで削減されている。

定員数減少は小城高等学校に限った問題ではないが、定員数減少時には、まずは減少による収支影響額を試算したうえで、既存支出項目の費用対効果の再検証、需要度の精査等に基づく支出額削減、一方で、保護者徴収金単価引上げの必要性の検討を保護者意見も十分に聴取しながら、全学年のクラス数が減少する前の早期のうちに実施して頂きたい。

#### ⑤ 教育振興対策積立資金の効率的活用【監査意見】

教育振興対策積立金会計の平成 30 年度末残高は、6,671 千円となっているが、当該資金は、もともとは英国交流事業への助成を目的として積立されていた資

金とのことであった。小城高等学校の 100 周年事業（平成 11 年度）として英国交流事業が企画され、当該事業終了後の資金残高が教育振興対策積立金に振替えられている。

平成 11 年に教育振興対策積立金に振替がなされてから約 20 年経過するが、資金の活用方針については具体的には定まっていない状況であり、少なくとも過去 5 年間においては支出が一切発生していなかった。なお、平成 29 年度に他会計の資金不足（遠方大会への部活動参加）が生じたために、他会計に資金を一時的に貸付けたが、翌平成 30 年度には返金を受けている。

全国的な少子化傾向のなかで、小城高等学校ではクラス減少も生じており、今後は、私費会計の保護者徴収金も更なる効率的活用が求められるものと思われる。積立金残高 6,671 千円の今後の活用見込が具体的にはない状況であるのならば、クラス減少により収支均衡が保てない恐れがある私費会計単位への充当など、効率的活用の方策を検討することが必要と考える。

## （2） 120 周年事業対策費会計

### 1) 概要（平成 30 年度）

120 周年記念事業（式典は令和元年 10 月開催）に向けた準備・実行委員会に関する会計単位である。令和元年度の決算では、前述の周年行事積立金会計からの取崩額を受入れて、事業費を賄うこととなる。

#### ① 主な収入項目 収入計 1,121 千円

- ・期首繰越金 1,117 千円 : 100 周年事業時からの繰越金
- ・ピンバッジ売上 3 千円

#### ② 主な支出項目 支出計 273 千円

- ・120 周年シール・ピンバッジ代 240 千円
- ・横断幕（校門横掲示）33 千円

#### ③ 決算の報告

120 周年事業準備・運営委員会への報告がなされており、令和元年度における 120 周年事業完了後には、PTA 総会において決算報告がなされることとなる。

### 2) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続きが実施されているものと認められた。



(3) 黄城会本会計、(一財)黄城教育会館会計 (平成 30 年度)

1) 概要

黄城会本会計及び(一財)黄城教育会館会計の処理は、黄城会で採用した職員が実施しており、学校長は、黄城会の在校生入会金 (平成 30 年度は 2,516 千円) の処理 (集金・振替) のみ受任している。

2) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### IV 佐賀県立伊万里農林高等学校

##### 1. 学校の概要

- ・所在地 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1414 番地
- ・創立日 大正 6 年 4 月 16 日
- ・学科 全日制：生物生産科、食品化学科、森林工学科
- ・特色・教育方針

##### 教育目標

知・徳・体の調和のとれた人格の完成をめざすとともに、農業教育を通して豊かな心・勤労観・職業観を育み、地域社会の発展に貢献できる人材を育成する。

初代校長が示された「綱領」5か条（至誠一貫、勤労の習慣、敢為進取、規律遵守、心身鍛錬）を基本とする学校生活づくりをめざす。

##### 学校経営ビジョン

- (ア) 基本的な生活習慣の確立と生活マナーの向上を図り、地域から信頼される生徒づくりに努める。
- (イ) 学校の核である授業を大切にし、主体的に学ぶ意欲と姿勢を培い、確かな学力を身につけさせる。
- (ウ) 魅力ある農業教育の推進に努め、地域から必要とされる農業高校をめざす。
- (エ) 地域との交流活動やボランティア活動を推進し、地域を愛し、地域社会の担い手となりうる人材育成に努める。
- (オ) 部活動や農業クラブ活動、動植物が学習対象の農業実習をとおして、協働する心と命を尊ぶ心を培い、いじめのない学校環境づくりと豊かな心の育成に努める。

##### ・施設の概要

##### 1) 敷地面積

(単位：㎡)

	面積
校舎敷地	39,408.00
運動場	23,988.00
実習地	85,337.00
その他	1,030.00
合計	149,763.00

2) 建物延床面積

(単位：㎡)

	面積
校舎	4,516.00
体育館	1,713.00
実習棟	10,183.00
プール	115.00
部室	120.00
合計	16,647.00

3) 主な建物

同上

・生徒数

全日制

(単位：人)

	年度	大学科名	小学科名	H28			H29			H30		
				男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
1年			生物生産科	22	18	40	19	21	40	26	14	40
			食品化学科	8	32	40	6	34	40	8	31	39
			森林工学科	40	0	40	40	0	40	23	0	23
	計			70	50	120	65	55	120	57	45	102
2年			生物生産科	14	26	40	22	16	38	19	19	38
			食品化学科	4	36	40	8	30	38	6	34	40
			森林工学科	36	1	37	40	0	40	38	0	38
	計			54	63	117	70	46	116	63	53	116
3年			生物生産科	21	18	39	16	23	39	22	15	37
			食品化学科	4	34	38	4	35	39	8	29	37
			森林工学科	38	0	38	36	1	37	40	0	40
	計			63	52	115	56	59	115	70	44	114
総合計				187	165	352	191	160	351	190	142	332

・教職員数

全日制

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
校長	1	1	1
教頭	1	1	1
指導教諭	0	1	0
教諭	26	23	24
養護教諭	1	1	1
講師	7	7	7
本務教員計	36	34	34
事務職員	8	8	8
実習助手	10	10	10

技術職員	1	1	1
用務員	2	2	2
本務職員計	21	21	21
教職員合計	57	55	55

・進路の状況

全日制

(単位：人)

	H28	H29	H30
進学	38	48	38
就職	75	67	74
家業	2	0	0
その他	0	0	0
計	115	115	112

・収支の状況

	(単位：千円)
科目	金額
給与	185,294
職員手当等	106,994
共済組合負担金	54,026
社会保険料	5,655
賃金	586
費用弁償	68
報酬	10,135
人件費計	362,758
報酬	877
共済費	37
賃金	
報償費	119
旅費	50
需用費	27,839
役務費	2,644
委託料	4,602
使用料及び賃借料	163
工事請負費	4,174
原材料費	3,311
備品購入費	4,749

負担金、補助及び交付金	38,326
扶助費	5,290
補償、補填及び賠償金	309
償還金、利子及び割引料	
公課費	26
支出合計(A)	455,273
使用料及び手数料	41,083
財産収入	11,421
貸付金返還収入	798
雑入	269
収入合計	53,570
除：貸付金返還収入(B)	52,772
差引行政コスト(A-B)	402,500
生徒数(人)	332
生徒1人当たり行政コスト	1,212

## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

なお、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】については、武雄高校と同様。

## 3. 請負・委託契約事務

### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 4. 支出事務

##### (1) 旅費交通費等の支出

###### 1) 監査結果及び意見

###### ① 出張の際の手続きについて【監査意見】

出張の際は「出張伺い」と「復命書」が必要であり、「復命書」には出張先で行った業務の内容を記載するという運用が行われている。現状、資材購入のための外出に対しても「復命書」の作成を義務づけている。

研修や会議のような今後の教育に資する外出や長時間を要する外出については出張先での内容が必要だが、資材購入等の庶務については簡便的な出張伺いと口頭での報告のみで統制は十分効いているため、簡略化を図るべきである。

教職員の業務の簡便化を図り負担を軽減することで教職員本来の業務の目的である教育に集中できる環境を徐々に整備していくことが必要である。

##### (2) 需用費その他支出

###### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 5. 財産の管理事務

###### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 6. 薬品等の管理事務

###### 1) 薬品等の管理状況

薬品庫の鍵の管理、薬品等の管理記録や定期的な管理簿と現品の照合等につき、概ね適切な管理が実施されていた。

###### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 7. 図書の管理

### 1) 図書管理の状況

図書の管理は「探検隊」というソフトウェアを使って行われている。

図書を購入した場合はその図書にバーコードを貼り探検隊に読み込ませて登録する。生徒に渡す利用者カードにもバーコードが貼られているので、図書の貸出・返却もこのバーコードを読むだけで処理が行われる。図書の除籍も、探検隊から除籍する図書のデータを削除することで行われ、図書の管理は全て、探検隊によっている。

#### ・図書の購入について

図書の購入予算は 34 万円程度である。司書が、生徒によるリクエスト受付簿（以下、受付簿という。）等を参考にして選定し、リストアップした後、図書係りの教員がこれを検討して、購入する図書が決められる。

#### ・蔵書点検と除籍処理について

蔵書点検は年 1 回の実施しており、除籍処理は、蔵書点検時に図書の状況を見ることになるため、概ね蔵書点検時に実施している。

#### ・図書の紹介について

新しく購入した図書は、図書館便りを月に 1 回、各クラスに配る等の方法で生徒へ紹介している。

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## 8. 収納事務

### (1) 使用料及び手数料

#### 1) 概要

##### ① 総務管理使用料

- ・教職員から徴収している駐車場使用料

##### ② 県立学校授業料

- ・生徒から徴収している授業料

##### ③ 事務手数料教育施設使用料

- ・卒業生から徴収している各種証明書発行手数料

#### ④ 免除

- ・ 減免されている主な使用料
- ・ 伊万里農林高校 PTA 及び同窓会から徴収すべき部活動用施設設備、記念碑の敷地の使用料
- ・ 佐賀県高等学校体育連盟から徴収すべき大会に使用する運動場・体育館の使用料

#### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 財産収入

#### 1) 概要

##### ① 生産物売払収入

- ・ 学校で生産した農作物及び加工品、畜産物の売却収入

#### 2) 実施した手続

- ① 生産物売払収入について、単価の決定から契約、売却に至るまでの手続を検討した。
- ② 調定（受入）決議書に基づき徴収の決定がなされているかを検討した。また、当該徴収額が実際に入金されていることを払込通知書兼領収書で確認した。

#### 3) 監査結果及び意見

上記手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

### 9. 現金出納

#### 1) 概要

##### ① 現金出納の対象取引

- ・ 卒業生から徴収している各種証明書発行手数料
- ・ 生産物売払収入
- ・ 物品売払収入、鉄くず等の売却によるもの



## ② 現金出納簿

原則として、収納した現金を翌日に県に入金するため、その日は現金を学校にて保管することとなることから、上記対象取引は全て現金出納簿に記載している。

## ③ 領収証書綴り

領収証書綴りは、県の対象取引別に連番管理がなされている。書損じが生じた場合、その旨を明記し破棄せずに領収証書綴りに貼り付けている。また、領収証書綴りは新たな年度から新しい領収証書綴りを使用することとしており、古い年度の未使用分はパンチで穴を開け、使用できないようにされている。

## ④ 領収証書発行番号整理簿

領収証書綴りの使用状況を管理するために、領収証書の種類別に記載したものを、年度ごとに作成されている。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 10. 私費会計

### (1) 生徒会会計

#### 1) 概要（平成 30 年度実績）

##### ① 主な収入項目

- ・会費 3,955 千円  
生徒から月額 1,200 円を徴収

##### ② 主な支出項目

- ・総務費/高体連費 669 千円  
総体バス代等
- ・総務費/参加・登録費 579 千円
- ・総務費/遠征費 361 千円
- ・総務費/体育祭費 342 千円
- ・体育部費 1,495 千円  
野球 320 千円、卓球 269 千円等
- ・文化部費 217 千円

太鼓 147 千円等

③ 決算の報告

PTA総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 体育・文化クラブ振興会会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

・会費 2,570 千円 生徒から月額 650 円を徴収

② 主な支出項目

・クラブ活動費 2,529 千円

・県外派遣費 1,780 千円

県代表出場費

③ 決算の報告

PTA総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(3) PTA 会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

・会費 2,261 千円 生徒から月額 600 円、職員から月額 500 円を徴収

・雑入 4,717 千円

体育文化クラブ後援会会費、購買部会計等を PTA 会計に統合

② 主な支出項目

・運営活動費/旅費 782 千円

県、九州、全国 PTA 大会、役員旅費

・運営活動費/会議費 421 千円

- ・運営活動費/諸費 383 千円  
「穂の実」印刷代、表彰用額縁、通信費
- ・運営活動費/負担金 257 千円  
PTA 各種負担金
- ・事業費/負担金 298 千円  
各種研究会負担金、参加費等
- ・事業費/手当 230 千円  
茶華道部・太鼓部外部講師謝礼

③ 決算の報告

P T A 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(4) 特別活動振興費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・会費 1,977 千円 生徒から月額 600 円を徴収

② 主な支出項目

- ・クラブ強化費 827 千円  
強化部活動用品
- ・学校充実推進費 733 千円  
ハイエース車検代、保険料、修理代等
- ・特別活動費 238 千円  
総体等出場激励費等

③ 決算の報告

P T A 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(5) 農業クラブ会計

1) 概要 (平成 30 年度実績)

① 主な収入項目

・年間会費 1,197 千円

② 主な支出項目

・派遣費/大会 656 千円

交通費、参加費

・事業費/研究部費 400 千円

③ 決算の報告

P T A 総会 (令和元年 5 月開催) にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(6) 親農会館会計

1) 概要 (平成 30 年度実績)

① 主な収入項目

・会費 791 千円

・雑入 1,268 千円 火災共済 (エアコン修理) 1,262 千円

② 主な支出項目

・修繕費 1,480 千円

エアコン落雷取替工事等

・水道光熱費 271 千円

③ 決算の報告

親農会館運営委員会総会 (令和元年 6 月開催) にて報告している。(親農会館運営委員会総会には同窓会・P T A の両役員と学校管理職及び担当職員が出席し開催。会計の監査はP T A の監査委員にお願いしている)

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## V 佐賀県立鳥栖工業高等学校

### 1. 学校の概要

- ・所在地 佐賀県鳥栖市元町 1918 番地
- ・創立日 〈全日制〉昭和 14 年 3 月 25 日  
〈定時制〉昭和 27 年 4 月 1 日
- ・学科 〈全日制〉機械科 電気科 電子機械科 土木科 建築科  
〈定時制〉普通科 機械科 電気科

※全日制の電子機械科及び定時制の普通科は佐賀県立高校の中で、唯一の学科である。

#### ・特色・教育方針

##### 〈全日制〉

広い視野と豊かな創造性を持ち、自ら学ぶ意欲と自らを律する力を備え、心身共にたくましく、個性豊かで人間愛に満ちた、社会に貢献できる工業技術人の育成を図るため、以下の項目を教育目標に掲げている。

- ① 基本的生活習慣の確立
- ② 基礎学力の向上
- ③ 資格取得・コンテストへの参加奨励
- ④ 部活動・学校行事の活性化
- ⑤ 朝の読書の定着
- ⑥ ICT 利活用教育の推進
- ⑦ 志を高める教育の推進

##### 〈定時制〉

働きながら学ぶという基盤に立ち、広い視野と豊かな想像力を持ち、自ら学ぶ意欲と自ら律する力を備え、心身共にたくましく、個性豊かで人間愛に満ち、社会に貢献できる人材を育成するため、以下の項目を教育目標に掲げている。

- ① 基本的生活習慣の確立
- ② 学習意欲を向上させ、主体的・自主的な学習態度の育成

- ③ 進路指導の充実
- ④ 健康管理とスポーツの振興
- ⑤ 志を高める教育の推進

・施設の概要

1) 敷地面積

(単位：㎡)

	面積
校舎敷地	29,898.00
運動場	21,117.00
その他	-
合計	51,015.00

2) 建物延床面積

	面積
一般、産振校舎	16,672.37
屋内運動場	2,055.41
部室	280.00
合計	19,007.78

・生徒数

〈全日制〉

(単位：人)

学年	大学科名	小学科名	H28			H29			H30		
			男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
1年	工業科	機械科	77	4	81	80	0	80	79	0	79
		電気科	40	0	40	40	0	40	38	2	40
		電子機械科	40	0	40	38	0	38	40	0	40
		土木科	38	2	40	36	4	40	37	3	40
		建築科	33	7	40	26	14	40	24	16	40
		計	228	13	241	220	18	238	218	21	239
2年	工業科	機械科	77	3	80	76	4	80	80	0	80
		電気科	40	0	40	40	0	40	39	0	39
		電子機械科	38	2	40	40	0	40	38	0	38
		土木科	40	0	40	36	1	37	36	4	40

		建築科	29	10	39	32	6	38	24	13	37
		計	224	15	239	224	11	235	217	17	234
3年	工業科	機械科	75	1	76	77	3	80	74	4	78
		電気科	39	0	39	40	0	40	39	0	39
		電子機械科	38	2	40	38	2	40	40	0	40
		土木科	34	1	35	37	0	37	35	1	36
		建築科	29	9	38	29	10	39	32	5	37
		計	215	13	228	221	15	236	220	10	230
総合計			667	41	708	665	44	709	655	48	703

〈定時制〉

(単位：人)

学年	大学科名	小学科名	H28			H29			H30		
			男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
1年	普通科 工業科	普通科	2	4	6	3	3	6	0	3	3
		機械科	0	0	0	7	0	7	7	0	7
		電気科	0	0	0	6	0	6	2	1	3
		機械・電気科	8	0	8	0	0	0	0	0	0
	計	10	4	14	16	3	19	9	4	13	
2年	普通科 工業科	普通科	3	4	7	2	2	4	3	2	5
		機械科	0	0	0	5	0	5	6	0	6
		電気科	0	0	0	2	0	2	5	0	5
		機械・電気科	9	0	9	0	0	0	0	0	0
	計	12	4	16	9	2	11	14	2	16	
3年	普通科 工業科	普通科	1	2	3	3	5	8	2	3	5
		機械科	0	0	0	5	0	5	5	0	5
		電気科	0	0	0	3	0	3	2	0	2
		機械・電気科	10	1	11	0	0	0	0	0	0
	計	11	3	14	11	5	16	9	3	12	
4年	普通科 工業科	普通科	2	3	5	1	3	4	3	4	7
		機械科	0	0	0	6	0	6	5	0	5
		電気科	0	0	0	4	1	5	3	0	3
		機械・電気科	8	0	8	0	0	0	0	0	0
	計	10	3	13	11	4	15	11	4	15	
総合計			43	14	57	47	14	61	43	13	56

・教職員数

〈全日制〉

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
校長	1	1	1
教頭	1	1	1
主幹教諭	1	1	1
指導教諭	1	1	1
教諭	46	46	47
養護教諭	1	1	1
養護助教諭	1	1	1
講師	10	9	10
本務教員計	62	61	63
事務職員	5	5	5
実習助手	14	14	14
用務員	1	1	1
本務職員計	20	20	20
教職員合計①	82	81	83
生徒合計 ②	708	709	703
生徒 1 人に対する 教職員の数 ①/②	0.12	0.11	0.12

〈定時制〉

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
教頭	1	1	1
教諭	15	16	17
養護教諭	1	1	1
講師	9	7	7
本務教員計	26	25	26
事務職員	2	2	2
実習助手	6	6	6
技術職員	1	1	1
用務員	1	1	1
本務職員計	10	10	10
教職員合計①	36	35	36
生徒合計 ②	57	61	56
生徒 1 人に対する 教職員の数 ①/②	0.63	0.57	0.64



・進路の状況

〈全日制〉

(単位：人)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
進学	40	33	43
就職	186	201	185
家業	1	0	0
その他	1	2	2
計	228	236	230

〈定時制〉

(単位：人)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
進学	1	2	2
就職	8	11	11
家業	0	0	0
その他	4	2	2
計	13	15	15

・収支の状況

	(単位：千円)
科目	金額
給与	461,754
職員手当等	251,417
共済組合負担金	134,502
社会保険料	10,813
賃金	522
費用弁償	186
報酬	8,897
人件費計	868,090
報酬	1,343
共済費	11
賃金	
報償費	150
旅費	47
需用費	33,566
役務費	1,154
委託料	10,755
使用料及び賃借料	260

工事請負費	3,447
原材料費	
備品購入費	8,764
負担金、補助及び交付金	78,456
扶助費	10,516
補償、補填及び賠償金	4,271
償還金、利子及び割引料	
公課費	7
支出合計(A)	1,020,837
使用料及び手数料	88,529
財産収入	5
貸付金返還収入	892
雑入	1,648
収入合計	91,074
除：貸付金返還収入(B)	90,182
差引行政コスト(A-B)	930,655
生徒数(人)	759
生徒1人当たり行政コスト	1,226

## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

なお、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】については、武雄高校と同様。

## 3. 請負・委託契約事務

### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引が

なされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 4. 支出事務

##### (1) 旅費交通費等の支出

###### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

##### (2) 需用費その他支出

###### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 5. 財産の管理事務

##### 1) 監査結果及び意見

###### ① 備品の現物調査について【監査結果】

鳥栖工業高校には、平成 31 年 3 月末時点で 1,172 件の備品が登録されている。これらについて、毎年、物品担当の事務職員が保管場所別に備品のリストを作成し、備品所在ごとに担当する教職員が現物と管理簿との照合を行うことで実地調査を実施している。その際に、4 分の 1 弱の備品が備品台帳上に場所が登録されておらず、通常の実地調査を実施できていなかった。これらについては、物品担当事務職員が調査を続け、判明したものについては場所の登録を進めているが、現物確認ができていない備品が相当数存在していた。

所在不明の備品のリストを閲覧すると「万能製図台」「作業台」「実験台」といった名称で同一日付に多数登録された同一金額の備品が目立った。中には 1969 年に登録されたものなど、相当程度古い備品も含まれ、加えて、備品に添付されている備品札（シール）の記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、備品現物調査が進まない原因となっている。

このような状態では、毎年、備品の実地調査は非効率で、かつ、実効性のあるものであるとは言いがたい。

速やかに現物の特定を行い、所在場所の登録を実施し、存在しないものは

除却手続を進め、備品札を適切に貼付し、備品管理を適切かつ効率的に実施すべきである。

## 6. 薬品等の管理事務

### 1) 薬品等の管理状況

鳥栖工業高校における薬品等は、「佐賀県立鳥栖工業高等学校毒物劇薬危害及び盗難防止規定」に基づき管理を行っている。薬品等の保管は1カ所の鍵のかかる場所になされ、鍵の保管場所も決められている。理科担当実習教職員が保管する薬品の管理簿を作成している。

年3回一斉点検を実施し、重さを量ることで全薬品の現在有高を計測し、管理簿に手書きで記載している。

### 2) 監査結果及び意見

#### ① 不要薬品等の処理について【監査結果】

鳥栖工業高校には、180種超の一般薬品と110種超の劇物・毒物が保管されていた。その中には、他の学校同様、古くなった不要な薬品等がある。「佐賀県立鳥栖工業高等学校毒物劇薬危害及び盗難防止規定」に基づき、今後は速やかに古くて使用しない劇物・毒物の廃棄を進め、事故防止及び管理コストの低減を図る必要がある。

## 7. 図書管理

### 1) 図書室の概要

鳥栖工業高校の図書室の概要は以下の通りである。

(令和元年5月1日現在)

面積	図書室	227 m <sup>2</sup>
	視聴覚室	166 m <sup>2</sup>
蔵書数		17,566 冊
開館時間		平日 8:30~16:30
30年度一人当たり貸出数		4.5 冊
30年度図書購入予算		約 50 万円
蔵書情報のデータベース化		探検隊導入済み

鳥栖工業高校においては、朝読書の定着を教育目標に掲げ、落ち着いた学習環境、活字離れの防止に取り組んでいる。

## 2) 図書管理の状況

鳥栖工業高校における図書は「探検隊」というソフトウェアを使って管理している。図書は原則として探検隊に登録し、探検隊より発行したバーコードを添付している。

### ・図書の購入について

平成 30 年度の図書の購入予算は 50 万円程度である。購入図書は、生徒によるリクエスト、新聞・雑誌等を参考に決定する。

### ・蔵書点検と除籍処理について

蔵書点検は年 1 回年度末に実施している。図書のバーコードを探検隊に読み込ませることで、不在の図書とその理由がリスト化される。

除籍処理は、「図書除籍基準」に基づき、破損、汚損がひどく修理の価値のないもの、紛失して 3 年以上経過するもの等について、蔵書点検時にリストアップし、管理職の承認の上で実施している。

### ・紛失等により未返却となった図書の処理

未返却の図書は年度末に督促状を出し、生徒から紛失の申し出に基づき、除籍処理をしている。

## 3) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## 8. 収納事務

### (1) 使用料及び手数料

#### 1) 概要

使用料及び手数料の歳入状況及びそれぞれの科目の主な内容は下表の通りである。

(単位：千円)

科目名称		H28	H29	H30
使用料及び手数料	総務管理使用料	986	1,003	1,035
	県立学校授業料	84,721	85,479	84,908
	教育施設使用料	15	144	160
	総務手数料	165	154	199

	高等学校手数料	2,272	2,317	2,225
	計	88,161	89,098	88,528

- ① 総務管理使用料は、自家用車で通勤する教職員から徴収している駐車場使用料である。
- ② 県立学校授業料は、高校生の授業料であり、就学支援金支給対象者に関しては国庫から充当されている。
- ③ 教育施設使用料は、九州電力(株)から徴収している電気通信事業等のための土地使用料等である。
- ④ 事務手数料は、卒業生から徴収している各種証明書発行手数料である。
- ⑤ 高等学校手数料は、受験を希望する生徒から在籍する中学校を通じて徴収している入学者選抜手数料や入学者から徴収している入学手数料である。

これらの使用料は、佐賀県行政財産使用料条例第 5 条に従って、一定の条件を満たす場合減免される。鳥栖工業高等学校において平成 30 年度には、鳥栖市体育協会や佐賀県高等学校体育連盟、佐賀県職業能力開発協会で使用料が減免されていた。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## (2) 財産収入及び諸収入

### 1) 概要

財産収入及び諸収入の歳入状況及びそれぞれの科目の主な内容は下表の通りである。

(単位：千円)

科目名称		H28	H29	H30
財産収入	物品売払収入	13	-	4
	計	13	-	4
諸収入	教育費元金	1,492	1,362	892
	雑入	212	980	1,648
	計	1,704	2,342	2,540

- ① 物品売払収入は、金属くず売却に伴う収入である。
- ② 教育費元金は、生徒から受けた学習用 PC のための貸付金返済にかかる収入である。
- ③ 雑入は、教育実習生受入に係る経費相当額や、PTA から徴収した水道光熱費等である。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 9. 現金出納

### 1) 概要

#### ① 現金出納の対象取引

- ・各種証明書発行手数料（1 単位当たり 350 円）
- ・受験希望する生徒が在籍する中学校から徴収している入学者選抜手数料
- ・入学者から徴収している入学手数料
- ・口座引き落としができなかった場合の授業料等（まれに現金で回収することがある）

#### ② 現金出納簿

現金はできるだけ学校に保管しないよう収納した現金は原則として当日中に預金口座に入金している。現金出納簿は、学校に現金として翌日以降まで保管する場合に記載している。

#### ③ 領収書綴り

領収書綴りは、証明書、入学手数料及び入学者選抜手数料のものがある。証明書及び入学選抜者手数料は連番管理がなされている。また、書損じが生じた場合、その旨を明記し破棄せずに領収証書綴りに貼り付けている。また、領収証書綴りは新たな年度から新しい領収証書綴りを使用することとしており、古い年度の未使用分はパンチで穴を開け、使用できないようにされている。入学手数料は必要な枚数を入学者の出席番号ごとにあらかじめ作成して管理している。

#### ④ 領収証書発行番号整理簿

領収証書綴りの使用状況を管理するために、領収書の種類ごと年度ごとに

作成されている。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 10. 私費会計

### (1) PTA 会計（全日制）

#### 1) 概要（平成 30 年度実績）

##### ① 主な収入項目

- ・ 入会金 239 千円  
新入生から 1,000 円を徴収
- ・ 会費 3,271 千円  
生徒から月額 350 円・教職員から月額 350 円を徴収

##### ② 主な支出項目

- ・ 運営費/旅費 846 千円  
役員会及び九州地区高等学校 PTA 連合会大会の出席のための旅費
- ・ 運営費/渉外費 339 千円  
部活動全国大会出場激励
- ・ 運営費/負担金 460 千円  
全国高等学校 PTA 連合会大会及び九州地区高等学校 PTA 連合会大会の会費・参加費、佐賀県高等学校 PTA 連合会会費
- ・ 運営費/諸費 1,187 千円  
鳥栖工祭（文化祭・体育祭）、ロードレース大会
- ・ 事業費/負担金 421 千円  
各種学会、各教科別部会等の会費
- ・ 進路指導費 250 千円  
学力向上対策費会計へ繰入

##### ③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見



手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 空調設備費会計、空調設備費積立金会計（全日制）

1) 概要（平成 30 年度実績）

空調設備費会計

① 主な収入項目

- ・会費 6,340 千円  
全日制生徒から月額 750 円を徴収  
定時制生徒から月額 220 円を 2 か月分徴収

② 主な支出項目

- ・借入返済金 3,270 千円
- ・光熱費 1,341 千円
- ・電気保安業務委託料ほか 397 千円
- ・積立金 843 千円  
空調設備費積立金への積立

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

空調設備費積立金会計

① 主な収入項目

- ・空調設備費会計からの繰入 843 千円

② 主な支出項目

- ・目的使用なし

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(3) クラブ助成費会計、クラブ助成費積立金会計（全日制）

1) 概要（平成 30 年度実績）

クラブ助成費会計

① 主な収入項目

- ・会費 20,212 千円  
生徒から月額 2,400 円を徴収
- ・補助金 427 千円  
全国高校総体派遣費補助金ほか

② 主な支出項目

- ・派遣費 15,938 千円  
県外大会・全国大会の生徒参加旅費・職員引率旅費
- ・振興費 1,416 千円  
外部講師謝金、練習試合旅費
- ・積立金 2,000 千円  
クラブ助成費積立金への積立

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

クラブ助成費積立金会計

① 主な収入項目

- ・クラブ助成費会計からの繰入 2,000 千円

② 主な支出項目

- ・目的使用なし

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(4) 生徒会費会計（全日制）

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・入会金 191 千円  
新入生から 800 円を徴収
- ・会費 7,158 千円  
生徒から月額 850 円を徴収
- ② 主な支出項目
  - ・総務費 210 千円  
印刷費ほか
  - ・派遣費 1,708 千円  
県内大会の生徒参加旅費
  - ・文化祭費 279 千円  
各クラスの企画・各部活動の展示に対する補助
  - ・体育祭費 124 千円  
競技用品等
  - ・文化技術部の消耗品費等 822 千円（各部活動の合計）
  - ・体育部の消耗品費等 3,673 千円（各部活動の合計）
- ③ 決算の報告  
PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (5) 鳥栖工業会館会計、鳥栖工業会館積立金会計、生徒会共用車会計（全日制）

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### 鳥栖工業会館会計

- ① 主な収入項目
  - ・負担金 2,591 千円  
全日制生徒から月額 300 円を徴収、定時制生徒から月額 100 円を徴収
  - ・会館使用料 579 千円  
部活動での宿泊料ほか
  - ・雑収入 378 千円  
自販機販売手数料、自販機電気料ほか

② 主な支出項目

- ・光熱水費 1,457 千円
- ・営繕費 433 千円
- ・消防設備保守点検等委託料 223 千円
- ・改修積立金 1,500 千円  
鳥栖工業会館積立金への積立
- ・共用車拠出金 200 千円  
生徒会共用車会計への積立

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

鳥栖工業会館積立金会計

① 主な収入項目

- ・鳥栖工業会館会計からの繰入 1,500 千円

② 主な支出項目

- ・目的使用 24,814 千円  
改修工事

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

生徒会共用車会計

① 主な収入項目

- ・鳥栖工業会館会計からの繰入 200 千円
- ・自動車使用料 231 千円

② 主な支出項目

- ・自動車保険料 271 千円
- ・自動車税 51 千円

③ 決算の報告

（共用車を管理する）生徒会担当者が平成 30 年度末に校長へ会計報告をしている。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (6) 進路指導費会計（全日制）

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### ① 主な収入項目

- ・会費 1,627 千円  
1 年生・2 年生から年額 1,500 円を徴収  
3 年生から年額 4,000 円を徴収

#### ② 主な支出項目

- ・旅費 401 千円  
企業訪問旅費
- ・印刷費 230 千円  
「進路のしおり」等の制作費
- ・指導費 650 千円  
学力向上対策会計へ繰入

#### ③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (7) 学力向上対策会計（全日制）

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### ① 主な収入項目

- ・PTA 会計からの繰入 250 千円
- ・進路指導費会計からの繰入 650 千円

#### ② 主な支出項目

- ・時間外補習費 914 千円  
職員補習指導料

#### ③ 決算の報告

決算報告はなされていない。

## 2) 監査結果及び意見

### ① 決算報告について【監査結果】

主な収入は、PTA 会計及び進路指導費会計からの繰入れであり、当校が会計を管理していることから、他の私費会計と同様に、PTA 総会にて報告すべきである。

## (8) PTA 会計、PTA 積立金会計（定時制）

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### PTA 会計

#### ① 主な収入項目

- ・会費 562 千円

生徒から月額 500 円・教職員から月額 500 円を徴収

#### ② 主な支出項目

- ・運営費/旅費 25 千円

役員会の出席のための旅費

- ・事業費/負担金 362 千円

高等学校 PTA 連合会会費ほか

- ・事業費/諸費 253 千円

県内の部活動の大会に参加した際の昼食代ほか

- ・積立金 250 千円

PTA 積立金会計へ繰入

#### ③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

#### PTA 積立金会計

#### ① 主な収入項目

- ・PTA 会計からの繰入 250 千円

#### ② 主な支出項目

- ・目的使用 435 千円

部活動の全国大会出場のための旅費

#### ③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (9) 校友会・クラブ会計、校友会・クラブ積立金会計（定時制）

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### 校友会・クラブ会計

##### ① 主な収入項目

・会費 842 千円

生徒から月額 1,300 円を徴収

・協力金 395 千円

全日制・定時制の職員から部活動の全国大会の出場旅費に充てるための寄付金

・雑収入 315 千円

全国大会に出場する生徒の負担金ほか

##### ② 主な支出項目

・総務費 165 千円

部活動の大会参加費・加盟金

・派遣費 1,127 千円

部活動の県内外大会に参加するための生徒・職員の旅費

・定通総体準備費 197 千円

部活動のユニフォーム購入費

・積立金 250 千円

校友会・クラブ積立金会計へ繰入

##### ③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

#### 校友会・クラブ積立金会計

##### ① 主な収入項目

・校友会・クラブ会計からの繰入 250 千円

② 主な支出項目

- ・ 目的使用なし

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(10) 生徒職員給食費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・ 給食費 4,286 千円

生徒から月額 4,700 円を徴収・職員から月額 4,700 円を徴収

② 主な支出項目

- ・ 食材費 4,279 千円

③ 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(11) その他の私費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

上記の私費会計以外に、会計内の残高が精算されてゼロになる私費会計があり、具体的には、下記のとおり。

修学旅行積立金、預かり金、卒業積立金、学級費

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。



## 1 1. 佐賀県立鳥栖工業高等学校/定時制について

### (1) 佐賀県立鳥栖工業高等学校/定時制（以下、「当校」という。）の現状

#### 1) 当校の志願者数

募集定員 80 人に対し、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度の各年度の志願者は 31 人、20 人、16 人となっており、募集定員の 2 割～4 割弱である（なお、入学者数は 19 人、12 人、15 人となっており、2 割弱である）。

#### 2) 当校の生徒が従事する職業

平成 31 年度の在籍生徒数 54 人のうち 37 人が製造業・サービス業・運輸業のアルバイトをしている。

#### 3) 当校の生徒の進路予定

平成 31 年度の在籍生徒数 54 人のうち 12 人が進学を、38 人が就職（家業・公務員を含む）を予定しており、残りの 4 人が未定である。

#### 4) 当校卒業生の進路実績

平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の各年度の卒業生は 13 人、15 人、15 人となっており、就職者が 8 人、10 人、11 人と大半を占めているが、進学も 1 人、2 人、2 人と毎年必ずいる。平成 30 年度は 2 人進学しているが福岡大学と福岡工業大学に進学している。

#### 5) 佐賀県のいじめの認知件数

平成 30 年 10 月 25 日に公表された平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における佐賀県（公立学校）の状況によると、公立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、下記のとおりとなっており、小・中・高等学校ともに年々増加傾向にある。

（単位：件）

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	42	125	190	263	400
中学校	57	81	166	182	286
高等学校	26	49	74	79	97
特別支援学校	0	2	2	1	4
計	125	257	432	525	787

6) 佐賀県の不登校の生徒数、不登校の要因や学校復帰の状況

平成 30 年 10 月 25 日に公表された平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における佐賀県（公立学校）の状況によると、公立の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は、下記のとおり、小学校・中学校は年々増加傾向にある。

(単位：人、(%))

		H25	H26	H27	H28	H29
小学校	佐賀県	129	152	213	201	226
		(0.27)	(0.32)	(0.46)	(0.43)	(0.49)
	全国国公立	(0.36)	(0.39)	(0.42)	(0.47)	(0.54)
中学校	佐賀県	658	690	754	745	788
		(2.61)	(2.76)	(3.08)	(3.15)	(3.44)
	全国国公立	(2.69)	(2.76)	(2.83)	(3.01)	(3.25)
高等学校	佐賀県	280	254	274	263	246
		(1.41)	(1.30)	(1.42)	(1.37)	(1.29)
	全国国公立	(1.67)	(1.59)	(1.49)	(1.46)	(1.51)

注 1：各年度中に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

注 2：( ) 内は、各年度 5 月 1 日現在の在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合

不登校の主たる要因として、小学校、中学校、高等学校ともに一番多かったのは、「不安の傾向がある」（小学校 37.2%、中学校 32.2%、高等学校 36.2%）である。その理由は小学校、中学校ともに一番多かったのは、「家庭に係る状況（家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等）」（小学校 28.6%、中学校 31.1%）であり、高等学校で一番多かったのは「学業の不振」（27.0%）である。

指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の全不登校児童生徒に占める割合は、小学校 14.2%、中学校 14.2%、高等学校 36.6%であった。

7) 高校に進学したい生徒（需要）と定時制高校の募集定員（供給）のアンマッチ

平成 23 年度文部科学省委託事業「高等学校定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」によると、定時制高校に入学した動機は、「高等学校の卒業

資格が必要だから」が最も多く 30.4%で、「全日制高校を合格する自信がなかったから (7.6%)」と「全日制高校の受験で合格しなかったから (12.9%)」を合わせると 50.9%になる。やはり、将来の進学や就職を考えると高校は卒業しておく必要がある、と考えていることがわかる。この傾向は現在も変わらないと思われる。

しかし、当校についてみると、上記のとおり、募集定員 80 人に対し、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度の各年度の志願者は 31 人、20 人、16 人となっており、募集定員の 2 割～4 割弱である。

高校に進学したい生徒や高校に進学したものの問題がある生徒の数は正確には把握できないが、定時制高校や当校のより正確で詳細な情報が伝われば、当校はそういった生徒の受け皿になりうるように思われる。

## (2) 定時制教育の役割の変化と当校の特徴

### 1) 文部科学省による分析結果

文部科学省は、平成 23 年度の各種調査結果に基づき、定時制・通信制教育は、戦後、就業等のために全日制高校に進学できない青年に後期中等教育の機会を提供するものとして制度化され、高校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で、大きな役割を果たしてきたが、経済社会の変化に伴い、働きながら学ぶ勤労青年の数が減少する一方、定時制・通信制高等学校の生徒については、

- ・ 全日制課程からの進路変更等に伴う転入学・編入学者（中途退学経験者）
- ・ 中学校までの不登校経験者など自立に困難を抱える者
- ・ 過去に高等学校教育を受ける機会がなかった者

など、様々な入学動機や学習歴を持つ者が多くなっており、制度発足当初とは著しく異なった様相を生じている、と分析している。

現在も同様の状況にあり、文部科学省が令和元年 7 月 25 日に公表している「高等学校教育の現状について」によると、定時制高校に在籍する生徒の就業状況について、昭和 57 年度が正社員 68.4%、パート 14.3%、無職 17.3%であったのに対し、平成 28 年度は正社員 2.2%、パート 46.2%、無職 50.8%となっている。また、平成 28 年度における生徒の構成割合は、下記のとおりとなっている（一部抜粋）。

- 小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒 39.1%
- ひとり親家庭の生徒 36.9%

非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒 7.7%

## 2) 定時制学校の社会一般的なイメージ

上記1)のような、定時制学校の現在の役割や正確な情報は、世間一般に知られておらず、正確な情報が知られていないが故に一昔前のイメージや先入観だけで中学校から進学する際の選択肢として定時制高校は、保護者の選択肢から除外されているように思われる。

では、定時制高校はどのようなイメージがあるかと言えば、「経済的な事情から日中、正社員として働かなければいけない生徒」や「不良・非行など問題を起こした生徒」が通う学校というものであるように思われる。

### 当校の特徴

しかし、現実はそのようではない。上記1)のとおり、文部科学省が調査した結果によると「小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒」や「ひとり親家庭の生徒」が大半を占めており、「非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒」は極めて少数である。

当校においても同様に、生徒の多くは、①家庭の経済的事情、②家庭内暴力、③親の離婚（①の原因ともなる）、④中学校でのいじめ、⑤中学校の諸条件（朝からの登校、授業時間の長さや集団生活）に適應できない・・・などの様々な理由で中学校時代に登校拒否になった生徒であり、そういった生徒に学びの場を提供する場所となっている。

そして、当校では、こういった生徒の事情を踏まえて、下記のような様々な体制・仕組み・取組みを実施している。

#### 1 教室及び授業

教室は1クラスの生徒数 2人～7人の少人数体制で、（全日制1日の標準授業時間は5時間00分の3年制であるのに対し）1日2時間50分で4年制であり、取得単位数は少ない。なお、後述するとおり、取得単位数は少ないが、高校卒業資格として全日制と定時制に差異はない。

#### 2 学科

佐賀県立定時制高校で、当校だけは普通科があり、普通科からは過去3年間で3人が4年制の大学に進学している。

#### 3 給食から始まる毎日の学校生活

毎日の学校生活は、16時55分から17時20分までの給食から始まる。クラス単位で給食室のテーブルに着き、クラスの担任の先生と一緒に食事

をする。「同じ釜の飯を食う」ことで、コミュニケーションが図られ、生徒一人ひとりの状況も把握でき、生徒同士や先生と生徒で親密な信頼関係を築くことができる。

給食は、いわゆる出来合いの料理を提供するのではなく、給食室で手作りのものを提供し、メニューも生徒からのアンケート結果を反映させたり、冬は鍋物などの季節に応じた料理を提供したりしている。

給食費は月 4,700 円であるが、このうち月 1,200 円（主食費と牛乳の購入費）について、保護者の住民税所得割が非課税の場合には、佐賀県から補助金が交付される（平成 31 年 4 月時点での補助対象者は 18 人）。

#### 4 アルバイト勤務 90 日以上で 1 年間の教科書代が無償

経済的支援や就職体験等の観点から、1 年生から 4 年生の全学年を対象に、アルバイト勤務 90 日以上で 1 年間の教科書代が無償としている。

#### 5 月間皆勤賞、1 カ年皆勤賞、4 カ年皆勤賞

毎年、1 カ年皆勤賞・4 カ年皆勤賞として、所定の遅刻回数・欠席回数以内の生徒には、賞品（図書カード）を渡している。

これに加えて、毎月、無遅刻・無欠席の生徒には、月間皆勤賞として賞品（文房具）を渡している。平成 31 年 4 月から 8 月までの各月の皆勤賞受賞生徒は、54 人中 35 人前後と多い。

#### 6 体育祭、文化祭

スポーツフェスティバル（体育祭）が毎年開催されているが、保護者も観戦に来られており、保護者には好評のようである。

また、全日制の文化祭にも、クラス単位で参加している（催し物を行う）が、これも好評のようである。

#### 7 アルバイトの紹介とその後の勤務状況等のフォロー

社会人として基礎を身に付けるため、生徒一人ひとりに合ったアルバイトを紹介する。そのためにハローワークとは緊密に連携している。アルバイトをしている生徒については、アルバイト先での勤務状況を 3~4 ヶ月に一回の頻度で把握している。

#### 8 就職支援

当校総務部の進路指導担当は、就職先の企業を拓げるため、日頃から多くの企業を訪問し、人的ネットワーク（人脈）を築き、生徒の就職活動に当たっては就職実績のない企業には直談判により交渉し、就職実績を積み

重ねている。就職実績のなかった企業でも当校卒業生を1人だけ採用してもらえたと、その翌年度には求人を出してくれることで就職実績を積み重ねている。卒業生の進路は、平成31年3月卒業生15人のうち大学進学2人、就職11人であり、平成30年3月卒業生及び平成31年3月卒業生の就職先企業等は下記のとおり。

鳥栖倉庫(株)、武井電機工業(株)、豊臣機工(株)、九州ビルウェア(株)、(株)トッパンパッケージプロダクト、(株)神明きっちん、(株)イマムラ、佐賀ワシントンホテルプラザ、(株)佐賀鉄工所、佐賀エレクトロニクス(株)、伊藤ハムウエスト(株)、(株)不二家、(株)トモーク、中尾工業(株)、トヨタ部品福岡共販(株)、(株)戸上デンソー、田口電機工業(株)、藤茂工業(株)、海上自衛隊(一般曹候補生)

そして、将来の就職を見据えて、1年生から4年生までの全学年を通じて、就職に役立つ資格の取得を支援している。

#### 9 いじめ認知件数はゼロ

上記のような教育環境下にあることから、ここ数年、いじめの認知件数はゼロである。

### (3) 保護者のニーズ

#### 1) 文部科学省の調査結果

文部科学省による平成24年度を対象とする調査結果では、今後の高校教育に望むものとして、「コミュニケーション力など、社会的自立に必要な実践的能力の向上」が60.2%と最も高く、次いで「国語や数学などの教科を通じた基礎学力の向上(38.3%)」「学習意欲や学習態度の向上(34.6%)」となっている。これは、全日制・定時制・通信制を含む高校全体での調査結果であるが、定時制においては「コミュニケーション力など、社会的自立に必要な実践的能力の向上」が63.6%と最も多く、次いで「専門的職業人に必要な資質を身に付ける職業教育の充実(42.4%)」「学習意欲や学習態度の向上(39.4%)」となっている。

#### 2) 個別指導塾の急増

ところで、学習塾には、大きな教室で多くの生徒が講師の授業に“ついて行く”集団指導塾タイプと、生徒一人ひとりの学習レベルや目標に合わせ、生徒のペースに合わせマンツーマン指導を行う個別指導塾タイプがある。

現在、個別指導塾タイプが急増しているが、これは、生徒が理解しているかどうかを確認しながら学習を進めていくオーダーメイド方式であるという意味に

おいての「質の高い教育」を望む親のニーズに合致しているからであると思われるが、決してそれだけではないと考える。現在、AI（人工知能）の登場により、単純な製造作業や事務作業はコンピュータに取って代わられているが、さらに10年後・20年後はより複雑な判断業務もコンピュータに取って代わられる可能性がある。このさらにAIが進化した将来において重要と考えられていることは、「既存の知識や情報を詰め込むこと」ではなく「自分で主体的・能動的に考え、新しいものを創造すること」であり、その点において「生徒自身に考えさせ、答えを導き出させる」というステップを踏む個別指導塾タイプは、その基礎を身に付けさせることができると考えられているのではないか。さらには、現在、TVゲームやインターネットへの依存によりコミュニケーション能力が十分でない生徒が増えている中、マンツーマンで進めていく個別指導塾タイプはコミュニケーション能力を向上させると考えられているのではないか。

こういった学習塾の動向は、上記1)の文部科学省の調査結果を裏付けていると言える。

このように、学習塾に対するニーズが変化している現在において、集団指導塾タイプと同じ教育方法である全日制高校に対し、個別指導塾タイプと同じ教育方法である定時制高校は見直されてもいいように思われるが、上記のとおり、一昔前のイメージや先入観により、最初から保護者の選択肢より除外されているように思われる。

### 3) 「無理に学校に行かなくてもいい」という考え方

最近、小中学生の自殺や不登校問題に対して、「(自殺するくらいなら)無理に学校に行かなくてもいい」という考え方が、新聞・雑誌、書籍やテレビで発信されている。これも1つの考え方として問題ないとしても、「学校に行かないで何をするのか」「今後、どうするのか」という問題が、その生徒と保護者に課題として残る。その生徒は(転校しなければ)不登校が長期間に及ぶ可能性もあるため、中学校までは卒業できたとしても、学力的に高等学校での授業にはついていけない可能性が高い。

「無理に学校に行かなくてもいい」という考え方が、一時的なブームで終わってしまうことなく、今後も定着していくと、中学校で不登校となってしまった生徒のための「学びの場」が必要であり、「社会とのつながりの場」が必要である。

定時制高校であれば、どんな生徒でも受け入れて進学・就職されられる、というわけでは決してない(特に、長期間に亘り不登校となった生徒にとっては、

定時制高校でさえも通い続けることは困難なことが予想される。)。しかし、定時制高校は、そういった生徒の受け皿となりうると考える。

#### (4) 定時制高校のデメリットの克服

##### 1) 学歴

定時制高校を卒業しても、全日制高校を卒業した場合と同等の高校卒業資格であり、卒業証明書には全日制・定時制の区分は記載されない。そのため、履歴書等に出身高校を記載する必要がある場合でも、通信制高校や定時制高校であったことを記載する必要はない。

そもそも、社会人になって就職する際に、高校は卒業したかどうかということは重視されるが、それが全日制高校か定時制高校であるかはさほど重要視されないと思われる。また、定時制高校から大学に進学する生徒もおり、その場合、最終学歴は大学になり、卒業した高校がどこの高校で全日制か定時制かということは重要でないと思われる。

しかし、就職活動における企業の面接担当がマイナス・イメージを持っている可能性は否定できない。

そのためにも、定時制のマイナス・イメージを払拭し、世間の認識を変えるための活動が必要となる。

また、仕事に必要な資格を取得することで全日制高校ではないことのマイナス・イメージを補うことも決して不可能ではない。当校においても全日制の生徒でもなかなか取得できない資格（第一種電気工事士など）を取得している生徒もおり、「どこの高校の全日制を卒業したか」ということ以上の強みを身につけることも可能である。

##### 2) 学力

定時制高校は、全日制高校と比べると授業時間が少なく、そして、あらゆる生徒に学ぶ機会を提供するため、学習内容の難易度は全日制高校よりも易しい。そのため、大学受験をする場合、定時制高校の学習内容だけでは十分とは言えない。

しかし、本人の努力次第で、大学入学は可能で、当校においても、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の各年度で進学した卒業生は 1 人、2 人、2 人と毎年必ずいる。平成 30 年度は 2 人進学しているが福岡大学と福岡工業大学に進学している。



また、この授業時間が少ないというデメリットもメリットになりうる。授業時間が少なく、平日の日中が学校に拘束されないため、全日制高校と比べると平日の日中の時間帯に何をすることが生徒本人の意思によって決まる。就職先や仕事といった将来の夢やビジョンが明確になっている生徒にとっては、必要な知識や技術を身につける時間に充てることができる。定時制のマイナス・イメージが払拭されると、就職先や仕事といった将来の夢やビジョンが明確になっているがために、平日の日中の時間帯が学校に拘束される全日制高校だと都合が悪く、敢えて定時制高校を選ぶ生徒が増えても決して不思議ではない。

## (5) 監査結果及び意見

### 1) 定時制高校についての情報発信【監査意見】

定時制高校についての情報発信は、教育の現場から離れている国や佐賀県教育委員会がこれを主導して実施しても、その現場を具体的かつ詳細に伝えることは難しいため、効果的ではないように思われる。他方で、定時制高校がそれぞれの特徴や現場の詳細について情報発信することの方が効果的ではないか（確かに、財政面での制限がある中で、実施できることは限られてくるが、ITの進歩により、アイデア次第で低コストでの情報発信が可能になっているのも事実である。）。そして、1つの定時制高校の成功事例が、佐賀県内の他の定時制高校に採用され、さらには他県の定時制高校に採用され、やがては、定時制高校そのもののイメージを変えていくことができれば、と考える。

当校では、定時制のホームページに、学校行事の写真が掲載されているが、必要に応じて、動画を掲載するなど、今以上に、定時制の魅力を積極的にアピールすべきである。

進学・就職における進路指導での取組みに比べると、生徒募集という意味での取組みはさほどなされていないように思われるが、今回の監査で教員・職員の方にお会いし、説明をお聞きしている限りでは、熱意と使命感を持って校務に取り組まれていると感じられる。

そうであれば、私立学校の生徒募集のように、可能な範囲で積極的な生徒募集もされてはどうかと考える。それにより、一人でも定時制高校または当校の良さに気付くことができ、より良い高校生活をおくれるようになることが当校の使命ではないかと考える。

## VI 佐賀県立唐津商業高等学校

### 1. 学校の概要

・所在地 佐賀県唐津市元石町 235 - 2

・創立日 大正 6 年 8 月 15 日

・学科 全日制 商業科・会計科

定時制 商業科

・特色・教育方針

(全日制・定時制共通)

生徒一人ひとりの能力を伸ばし、ビジネスの知識と技術を習得させて地域や経済社会の発展に寄与しうる、心豊かで心身ともにたくましい人材を育成する。

・施設の概要

#### 1) 敷地面積

(単位：㎡)

	面積
校舎敷地	22,074.00
運動場	24,822.00
その他	9,396.00
職員宿舎敷地	351.00
合計	56,643.00

#### 2) 建物延床面積

(単位：㎡)

	延べ床面積
校舎	7,733.00
部室	305.00
屋内運動場	2,000.00

職員宿舎	130.00
合計	10,168.00

・生徒数

全日制

(単位：人)

	大学科	小学科	H28	H29	H30
1年	商業科	商業科	160	161	160
		会計科	-	-	-
	計		160	161	160
2年	商業科	商業科	119	115	117
		会計科	40	41	40
	計		159	156	157
3年	商業科	商業科	118	118	114
		会計科	40	39	40
	計		158	157	154
合計			477	474	471

定時制

(単位：人)

	大学科	小学科	H28年度	H29年度	H30年度
1年	商業科	商業科	14	12	12
2年			11	13	12
3年			9	10	12
4年			6	5	7
5年			-	-	-
合計			40	40	43

・教職員数

全日制

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
校長	1	1	1
教頭	1	1	1
教諭	30	30	30
養護教諭	1	1	1
講師	5	6	10
本務教員計	38	39	43
事務職員	6	6	7
実習助手	2	2	2
学校図書館事務員	1	1	1
用務員	1	1	1
警備員・その他	0	0	1
本務職員計	10	10	12
教職員合計	48	49	55

・講師には、非常勤講師を含む

・事務職員には、非常勤嘱託（事務）を含む

定時制

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
教頭	1	1	1
教諭	7	9	8
養護教諭	1	1	1
養護助教諭	0	1	1
講師	4	3	3
本務教員計	13	15	14
事務職員	1	1	1
技術職員	1	1	1
用務員	1	1	1
本務職員計	3	3	3
教職員合計	16	18	17

・技術職員に、学校技術職員を記載

・進路の状況

全日制

(単位：人)

	H28	H29	H30
進学	65	81	82
就職	92(4)	76(2)	71(11)
家業	1	-	-

その他	-	-	-
合計	158	157	153

就職欄( )は就職兼進学者、内数

定時制 (単位：人)

	H28年度	H29年度	H30年度
進学	2	1	2
就職	4	4	1
家業	-	-	-
その他	3	1	4
合計	9	6	7

・収支の状況

科目	(単位：千円)
	金額
給与	243,350
職員手当等	129,511
共済組合負担金	68,957
社会保険料	7,057
賃金	572
費用弁償	141
報酬	7,855
人件費計	457,443
報酬	1,522
共済費	24
賃金	
報償費	137
旅費	153
需用費	21,832
役務費	944
委託料	12,587
使用料及び賃借料	186
工事請負費	18,330
原材料費	
備品購入費	1,655

負担金、補助及び交付金	53,541
扶助費	10,379
補償、補填及び賠償金	1,239
償還金、利子及び割引料	
公課費	7
支出合計(A)	579,979
使用料及び手数料	59,060
財産収入	429
貸付金返還収入	782
雑入	73
収入合計	60,344
除：貸付金返還収入(B)	59,562
差引行政コスト(A-B)	520,417
生徒数(人)	514
生徒1人当たり行政コスト	1,012

## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

なお、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】については、武雄高校と同様。

## 3. 請負・委託契約事務

### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 4. 支出事務

##### (1) 旅費交通費等の支出

###### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

##### (2) 需用費その他支出

###### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 5. 財産の管理事務

##### 1) 監査結果及び意見

###### ① 備品の現物照合について

備品出納・管理簿から任意に抽出した備品と現物の照合を行い、全ての一致を確認した。備品札（シール）も定期的に古くなったものを新しく張替えされており、良好な管理状況が確認された。

###### ② 職員宿舎の貸付について【監査意見】

唐津商業は現在、2棟の職員宿舎を有している。基本的に唐津商業の職員のための宿舎であるが、現在は同校職員の借り手がいないため他校の職員と保健福祉事務所の職員に貸し出されている。県有財産の有効活用の観点からは、同校職員の借り手が不在の際には他からの借り手を探すべきであり、実際に実践されている。しかし、2棟のいずれもが他へ貸し出している状況で、同校から宿舎まで2～3キロ離れた場所にあるということから、事務上の管理、物理上の管理が効果的・効率的になされていないようにも思える。2棟いずれもが他へ貸し出されている現状を踏まえ、唐津商業が今後も宿舎の管理をすることが効果的・経済的であるか検討すべきと考える。

#### 6. 薬品等の管理事務

##### 1) 薬品等の管理状況

薬品庫の鍵の管理、薬品等の管理記録や定期的な管理簿と現品の照合等につ

き、概ね適切な管理が実施されていた。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 7. 図書管理

### 1) 図書管理の状況

図書の管理は「探検隊」というソフトウェアを使って行われている。図書を購入した場合はその図書にバーコードを貼り探検隊に読み込ませて登録する。生徒に渡す利用者カードにもバーコードが貼られているので、図書の貸出・返却もこのバーコードを読むだけで処理が行われる。職員が不在の際には、生徒が貸出用の用紙に記載し箱に入れ、返却の際はボックスに本を入れるのみである。図書の除籍も、探検隊から除籍する図書のデータを削除することで行われており、図書の管理は全て探検隊によっている。除籍は、購入後 30 年経過したもの、汚いもの、利用がないといった基準で春休みまでに実施される。

図書館だよりは、毎月（8月を除く）発行されている。

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 8. 収納事務

### (1) 使用料及び手数料

#### 1) 概要

- ① 総務管理使用料
- ② 教育施設使用料
- ③ 事務手数料
- ④ 高等学校手数料
- ⑤ 免除されている使用料

#### 2) 監査結果及び意見



手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (3) 諸収入

#### 1) 概要

- ① 労働保険
- ② 維持管理費
- ③ 教育実習費

#### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 9. 現金出納

### 1) 概要

#### ① 現金出納の対象取引

- ・卒業生から徴収している各種証明書発行手数料
- ・受験希望する生徒が在籍する中学校から徴収している入学者選抜手数料
- ・入学者から徴収している入学手数料

#### ② 現金出納簿

各種証明書発行手数料については、原則として、収納した現金を翌月初めに収納する（残高が3万円を超えると収納する）ため、翌月初まで現金を学校で保管することとなることから、現金出納簿に記載している。

入学者選抜手数料及び入学手数料については、収納した日のうちに預金口座に入金できるよう、納付日及びその時間帯を指定しており、現金を学校に保管することはないため、現金出納簿には記載していない。

#### ③ 領収証書綴り

領収証書綴りは、現金出納の対象取引別に管理されており、いずれも連番管理がなされている。書損じが生じた場合、その旨を明記し破棄せずに

領収証書綴りに残している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 10. 私費会計

### (1) 教育振興会関連の私費会計（平成 30 年度）：教育振興会総会における報告対象

#### 1) 教育振興会総会での決算報告

下記の（1-1）教育振興会費会計～（1-7）購買部会計は、教育振興会（PTA）関連の徴収金であるため、教育振興会総会（令和元年5月）で決算報告されている。

#### 2) 会計事務の委任

教育振興会長から校長に対して、PTA 関連会計事務の委任状が提出され、校長が会計事務を受任している。

### (1-1) 教育振興会会計

#### ① 主な収入項目 収入計 9,055 千円

- ・期首繰越金 5,119 千円
- ・会費 3,668 千円：保護者は年 7,600 円、教職員は年 2,400 円を徴収

#### ② 主な支出項目 支出計 3,782 千円

- ・振興会運営費 2,125 千円：旅費 748 千円（PTA 連盟大会等）、周年事業積立金 500 千円、会議費 233 千円、会報発行費 217 千円、他
- ・振興会事業費 1,657 千円：渉外費 361 千円（周年記念事業資料代、国際交流事業経費等）、学校活性化事業費 347 千円（インターンシップ事業経費等）、賃借料 340 千円（バス借上げ料）、他

### (1-2) 周年記念事業積立会計

#### ① 主な収入項目 収入計 515 千円

- ・期首繰越金 15 千円
- ・積立金 500 千円：教育振興会会計からの繰入
- ・100 周年記念事業を平成 29 年度に実施したため、次回記念事業に向けて、

平成 30 年度から新たな積立が開始されている。

② 主な支出項目 支出計一千万円

(1-3) 振興基金会計

① 主な収入項目 収入計 5,100 千円

・期首繰越金 5,100 千円 : 平成 29 年度に振興基金会計を新規設立し、甲子園出場応援委員会会計等の残高(寄付金残高)を受け入れている。(1-9) 監査結果及び意見を参照。

② 主な支出項目 支出計 1,233 千円

・野球部佐賀県大会の生徒応援バス代 831 千円、生徒入場料 23 千円  
・定時制通信制全国総体出場時の旅費補助 377 千円

(1-4) 部活動後援会会計

① 主な収入項目 収入 7,653 千円

・期首繰越金 413 千円  
・会費 6,706 千円 : 保護者から年額 14,300 円を徴収  
・雑収入 506 千円 : 別途積立金会計からの繰入金

② 主な支出項目 支出計 5,641 千円

・派遣旅費(県内) 1,983 千円、派遣旅費(県外) 1,760 千円  
・引率旅費 1,293 千円

(1-5) 部活動後援会 別途積立金会計

① 主な収入項目 収入計 4,264 千円

・期首繰越金 4,264 千円

② 主な支出項目 支出計 506 千円

・部活動後援会本会計への繰出金 506 千円

(1-6) 全日制進路諸費会計

① 主な収入項目 収入計 5,581 千円

・期首繰越金 1,211 千円  
・進路指導費 235 千円 : 保護者から年額 500 円徴収  
・検定料等 4,076 千円 : 1 年生 874 千円、2 年生 1,561 千円、3 年生 1,640 千円

② 主な支出項目 支出計 4,409 千円

- ・進路指導費 342 千円 : 進路開拓費 153 千円 (企業訪問旅費等)、進学指導費 57 千円 (願書等送付代)、他
- ・検定料等 4,067 千円 : 商業簿記検定料、英語検定料、卒業アルバム (3 年生のみ) 等に係る支出額である。学年別に使用後残金が把握されて精算返金されるため、検定料等は収入額と支出額が同額となっている。

(1-7) 購買部会計

① 主な収入項目 収入計 546 千円

- ・期首繰越金 222 千円
- ・自動販売機手数料 272 千円、牛乳販売手数料 51 千円

② 主な支出項目 支出計 265 千円

- ・開校記念品代 86 千円、自動販売機設置使用料 47 千円、他

(1-8) 監査結果及び意見

① 決算報告について【監査結果】

唐津商業高等学校の硬式野球部が平成 23 年度と平成 28 年度の全国高等学校野球選手権大会 (夏の甲子園) に出場した際に、同窓会組織・PTA 組織・学校が合同で甲子園出場応援委員会 (以下、「委員会」と言う。) を立ち上げて、寄付金を募っている。委員会は、甲子園に出場した年度の単年度組織として立ち上げられているため、平成 23 年度委員会と平成 28 年度委員会は、それぞれの年度で解散し、1 年間のみ決算書を作成し、寄付金収入、選手派遣費・応援費等支出、年度末預金残高が各年度委員会の役員会に報告されていた。

単年度で委員会組織を解散する際には、委員会の年度末預金残高についても清算することが必要となる。そのため、平成 23 年度委員会の年度末預金残高 21,725 千円、平成 28 年度委員会の年度末預金残高 7,783 千円は、翌年度以降は新規設立された PTA 組織の会計単位等にそれぞれ資金振替がなされていたが、両年度委員会からの資金振替に関連して、一部の預金残高、取引が決算報告から漏れているという問題が確認された。

具体的には、まず、平成 23 年度委員会の年度末預金残高 21,725 千円は、平成 24 年度に新規設立された PTA 組織の会計単位 (部活動活性化基金会計) に資金振替がなされ、平成 24 年度及び平成 25 年度は部活動活性化基金会計として決算報告がなされていたが、平成 26 年度～平成 28 年度の 3 年間は、普通預金口座を解約し定期預金口座 2,438 千円に振替えたために、口座残高の変動が利息のみとなったこと等から決算報告がなされていなかった。

また、平成 28 年度委員会の決算書上の年度末預金残高 7,783 千円は、平成 29 年度に新規設立された PTA 組織の会計単位（振興基金会計）に 3,407 千円、同窓会組織の既存の会計単位（100 周年記念事業基金会計）に 3,320 千円として、分割して資金振替がなされていたが、その振替額合計 6,728 千円と委員会の年度預金残高 7,783 千円の間には差異 1,055 千円があった。当該差異額について調査をお願いしたところ、グラウンド整地費用 972 千円（平成 29 年 2 月支払）、その他 83 千円の支出額の決算報告がなされていないという問題が確認された。甲子園大会への選手派遣費・応援費等の支出ではなかったために、平成 28 年度中の支出であったものの平成 28 年度委員会の決算報告から漏れていた様である。

何れにしても、全ての預金口座残高、取引額は、必ず何らかの会計単位に含めて管理・決算報告がなされるべきであり、定期預金残高、グラウンド整地費用等が決算報告から漏れていたことは、望ましくない。甲子園出場応援委員会解散後の預金残高管理、決算報告方針について、今後は改善が必要と考えられる。

#### ② 卒業アルバム制作業務契約書における条項【監査結果】

佐賀県教育委員会が策定している「保護者納付金等取扱マニュアル」の「Ⅱ 運用編 保護者納付金等の取扱い 6 卒業アルバムについて」では、契約締結の際の留意事項として、「履行不能となった場合に備えて完成保証人を付すか、所有ネガの著作権を学校に帰属させる約定をすること」と記載されている。

唐津商業高等学校における卒業アルバム制作業務契約書を確認したが、完成保証人又は所有ネガの著作権帰属に関する約定がなされていなかった。契約業者が履行不能となるリスクに備えて、当該マニュアルに従った約定をすることが必要と考えられる。

#### ③ 空調設備導入に向けた資金計画【監査意見】

佐賀県立高等学校では私費による教室内空調設備導入が図られており、既に大部分の高等学校で設置が完了しているが、唐津商業高等学校では未導入であった。同校 PTA 組織では、現在、導入に向けて資金計画等の検討がなされている状況であった。

県立高等学校の教室空調設備の導入資金は、導入した年度以降の在校生保護者徴収金で賄われることになるが、通常は導入時点では資金が不足するため、金融機関等借入金又はリースの契約により資金を賄うこととなる様である。なお、借入金又はリースの契約名義は、PTA 組織会長の個人名義となる。

新規導入する際は、通常は少なくとも 3 学年の普通教室全室には一括導入されることになるため、導入後の維持・運営費用も考慮すると相当の資金需要が

生じることとなる。また、少子化傾向のなか、クラス数減少や高等学校自体が再編されている現状もあり、導入以降の資金計画に関して不透明さを完全には排除できない実態もあるものと思われる。

導入以降の借入金返済等負担を少しでも軽減するために、既存の私費会計単位の資金を有効活用することの検討も必要かと思われる。高等学校の中には、特別基金や特別積立金を保有しているものの今後の有効な資金活用方針が明確にはない場合もある様に見受けられたが、特別基金や特別積立金の資金を空調設備会計の資金へ会計単位間で貸付けることにより、外部金融機関等からの負債を最小限に留めることができるものと思われる。

唐津商業高等学校においても振興基金会計 3,867 千円、部活動後援会（別途積立金会計）3,758 千円に加えて、教育振興会会計も毎期の支出額に比しては大きい 5,272 千円の資金残高を有していた。この中には部活動の遠方大会遠征費等の資金需要に備えた蓄えもあると思われるが、もし需要見込を大きく超える部分があるのであれば、会計単位間の貸付により外部借入金等による負債額を極力抑えて、財務健全性を維持する様な取組について検討して頂きたい。

## (2) 学年会計

### 1) 概要（平成 30 年度）

学年毎に徴収した副教材費、模擬試験費等を取扱う会計単位である。平成 30 年度では、1 年生は 32 千円、2 年生は 16 千円～24 千円、3 年生は 6 千円～9 千円が選択コース等に応じて徴収され、使用後の学年・選択コース別残高は年度末に精算返金されている。

#### ① 主な収入項目

・1 年生 5,215 千円、2 年生 3,085 千円、3 年生 1,118 千円

#### ② 主な支出項目

・精算返金額は、1 年生は 5,217 千円支出後の 87 千円、2 年生は 2,714 千円支出後の 370 千円、3 年生は 1,098 千円支出後の 20 千円となっている。

#### ③ 決算の報告

保護者に対して、各学年・選択コース別に精算返金額の報告書が提出されている。

### 2) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (3) 修学旅行積立金会計

#### 1) 概要 (平成 30 年度)

2 年生時に行う修学旅行の積立金を取扱う会計単位である。平成 30 年度では、1 年目は 57 千円、2 年目は 29 千円が徴収され、旅行後の残高が精算返金されている。

##### ① 主な収入項目

- ・1 年生 9,035 千円 : 1 年目 9,035 千円
- ・2 年生 13,724 千円 : 1 年目 9,035 千円、2 年目 4,688 千円

##### ② 主な支出項目

- ・1 年生 : なし
- ・2 年生 : 参加生徒旅費 13,228 千円、写真代 201 千円、他

##### ③ 決算の報告

保護者に対して、精算返金額の報告書が提出されている。

#### 2) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (4) 卒業準備金会計

#### 1) 概要 (平成 30 年度)

3 年生の保護者から徴収する同窓会入会金、同窓会年会費、同窓会館改修積立金を取扱う会計単位である。

##### ① 主な収入項目 収入計 3,366 千円

- ・同窓会入会金 306 千円 : 2 千円徴収
- ・同窓会年会費 10 年分 1,530 千円 : 1 千円×10 年
- ・同窓会館改修積立金 1,530 千円 : 10 千円徴収

##### ② 主な支出項目 支出計 3,366 千円

- ・同窓会の各会計口座に振替えられている。

##### ③ 決算の報告

保護者に対して、卒業準備金会計決算書により報告されている。

## 2) 監査結果及び意見

### ① 同窓会年会費の卒業時徴収方法について【監査意見】

唐津商業高等学校の3年生は、同窓会入会金等 22,000 円（卒業準備金会計徴収金）を卒業前に納付し、同窓会組織である若桐同窓会への入会式を卒業式の前日に行うことになっている。納付額内訳は、同窓会入会金 2,000 円、同窓会年会費 10 年分 10,000 円、同窓会館改修積立金 10,000 円である。

昨今では、特に PTA 活動が活発な小中学校に関する事象として、PTA 入退会に関する裁判事例が発生したり、また、PTA への入会任意性・入会意思確認に関する事務連絡等を出している行政機関が存在したりする様である。高等学校同窓会組織は、同窓生間の親睦・懇親、母校・後輩への後援などを目的として組織されたものであり、卒業生からしても重要かつ有益な組織と思われるが、入会任意性等の問題については、上記の小中学校 PTA と同様の問題が生じる恐れがあるものと考えられる。

卒業時における同窓会年会費の徴収年数については、卒業生の同意を前提として、各同窓会組織又は学校の方針により決定され得るものと思われる。また、唐津商業高等学校では、新 3 年生保護者への通知において、卒業準備金会計徴収額の内訳として年会費 10 年分が明示されているため、現状では手続的に特に問題はないと思われるが、今後は入会任意性等の問題が顕在化してくる恐れもあるため、今まで以上に慎重な通知手続き及び徴収手続きを実施して頂きたい。

## (5) 各種負担金会計

### 1) 概要（平成 30 年度）

学年毎に徴収した芸術鑑賞費、日本スポーツ振興センター災害給付掛金、体育連盟加盟金、文化連盟加盟金等を取扱う会計単位である。平成 30 年度では、1 年生は年額 9,800 円、2 年生は同 9,450 円、3 年生は同 8,500 円が徴収され、使用後の学年別残高は年度末に精算返金されている。

#### ① 主な収入項目 収入計 4,349 千円

・1 年生 1,558 千円、2 年生 1,483 千円、3 年生 1,307 千円

#### ② 主な支出項目

・精算返金額は、1 年生は 1,343 千円支出後の 214 千円、2 年生は 1,318 千円支出後の 164 千円、3 年生は 1,152 千円支出後の 155 千円となっている。

#### ③ 決算の報告

保護者に対して、学年別に精算返金額の報告書が提出されている。



## 2) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (6) 生徒会会計

### 1) 概要（平成 30 年度）

#### ① 主な収入項目 収入計 7,299 千円

- ・期首繰越金 1,673 千円
- ・生徒会費 5,625 千円 : 保護者より年額 12 千円徴収

#### ② 主な支出項目 支出計 5,440 千円

- ・部活動費 2,685 千円 : 野球部 650 千円、吹奏楽部 230 千円、他
- ・若桐祭費 932 千円 : 文化祭、体育祭
- ・総体・総文祭 681 千円 : 選手等派遣旅費

#### ③ 決算の報告

生徒総会において、生徒会会計決算書が提出されている。

## 2) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (7) 同窓会関連の私費会計（平成 29 年度） : 同窓会総会における報告対象

### 1) 同窓会総会での決算報告

下記の（7-1）一般会計～（7-7）基金会計は、同窓会関連の徴収金であるため、同窓会総会（平成 30 年 10 月）で決算報告されている。なお、本監査時点では平成 30 年度決算の報告総会はまだ開催されていなかったため、平成 29 年度決算の報告総会資料を確認した。

### 2) 会計事務の委任

同窓会会長から校長に対して、同窓会関連会計事務（同窓会の入会金・年会費・会館維持費・会館改修積立金）の委任状が提出され、校長が会計事務を受任している。

(7-1) 一般会計

① 主な収入項目 収入計 6,506 千円

- ・期首繰越金 3,858 千円
- ・通常会費 2,164 千円 : 3年生(全日及び定時)から徴収した会費10年分を含む。
- ・入会金 326 千円 : 3年生(全日及び定時)からの徴収金

② 主な支出項目 支出計 3,113 千円

- ・事業費 2,598 千円 : 会報費 1,003 千円、運営補助費 548 千円(各地区支部)、旅費 527 千円、他
- ・母校後援費 206 千円 : 全国大会等選別他
- ・一般会計積立金 150 千円

(7-2) 一般会計積立金

① 主な収入項目 収入計 1,610 千円

- ・期首繰越金 1,460 千円
- ・積立金 150 千円 : 一般会計からの繰入

② 主な支出項目 支出計一 千円

(7-3) 同窓会館維持運営費会計

① 主な収入項目 収入計 5,345 千円

- ・期首繰越金 4,758 千円
- ・会費 567 千円 : 在校生保護者より年額 1,200 円徴収

② 主な支出項目 支出計 865 千円

- ・運営費 865 千円 : 水道光熱費 247 千円、修繕費 432 千円、他

(7-4) バス会計

① 主な収入項目 収入 861 千円

- ・期首繰越金 521 千円
- ・賃貸料 340 千円 : 在校生教育振興会会計より入金。

② 主な支出項目 支出計 435 千円

- ・車検 168 千円、修繕費 136 千円、他

(7-5) 100周年記念事業基金会計

- ① 主な収入項目 収入計 15,799 千円
  - ・期首繰越金 4,814 千円
  - ・寄付金 10,980 千円 : 100周年寄付金 7,660 千円、甲子園寄付金残額の受入 3,320 千円。甲子園寄付金残額については、(1) 教育振興会関連の私費会計の(1-9) 監査結果及び意見を参照。
- ② 主な支出項目 支出計 9,740 千円
  - ・事業費 9,740 千円 : 記念碑 6,810 千円、記念品 1,660 千円、他

(7-6) 同窓会館改修費積立金会計

- ① 主な収入項目 収入計 33,574 千円
  - ・期首繰越金 31,967 千円
  - ・徴収金 1,600 千円 : 3年生保護者より年額 10 千円徴収
- ② 主な支出項目 支出計一 千円

(7-7) 基金会計

- ① 主な収入項目 収入計 9,662 千円
  - ・期首繰越金 8,662 千円
  - ・寄付金 1,000 千円 : 同窓生からの寄付金
- ② 主な支出項目 支出計一 千円

(7-8) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続きが実施されているものと認められた。

(8) 定時制教育振興会関連の私費会計(平成 30 年度) : 同会総会における報告対象

1) 定時制教育振興会総会での決算報告

下記の(8-1) 定時制教育振興会会計～(8-3) 定時制部活動特別会計は、定時制教育振興会関連の徴収金であるため、同会総会(令和元年 5 月)で決算報告されている。

2) 会計事務の委任

同会会長から校長に対して、同会関連会計事務の委任状が提出され、校長が

会計事務を受任している。

(8-1) 定時制教育振興会会計

- ① 主な収入項目 収入計 1,406 千円
  - ・期首繰越金 411 千円
  - ・会費 437 千円、戻入 22 千円（平成 29 年度給食費貸付戻り金）
- ② 主な支出項目 支出計 369 千円
  - ・振興会事業費 241 千円、予備費 98 千円、他

(8-2) 定時制部活動後援会会計

- ① 主な収入項目 収入計 456 千円
  - ・期首繰越金 312 千円
  - ・会費 144 千円
- ② 主な支出項目 支出計 116 千円
  - ・部活動充実費 81 千円、他

(8-3) 定時制部活動特別会計

- ① 主な収入項目 収入計 1,485 千円
  - ・期首繰越金 1,047 千円
  - ・部活動後援会費収入 437 千円 : 振興基金より補助金 377 千円、他
- ② 主な支出項目 支出計 763 千円
  - ・選手派遣費 763 千円 : 旅費 697 千円、他

(8-4) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(9) 定時制給食費会計

1) 概要

- ① 主な収入項目 収入計 2,967 千円
  - ・給食費 2,996 千円
  - ・補助 14 千円 : 未納付等による資金不足額を定時制教育振興会会計より補填している。なお、翌年度に入金がなされた際には、前年度補填相当額

は、定時制教育振興会会計に直接収入計上されている。

② 主な支出項目 支出計 2,967 千円

- ・ 物資費 2,967 千円
- ・ 業務委託費等は公費により賄われている。

2) 監査結果及び意見

手続きを実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## VII 佐賀県立うれしの特別支援学校

### 1. 学校の概要

- ・所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲2877番地1
- ・創立日 平成19年4月
- ・対象 知的障害及び肢体不自由
- ・教育方針

知的障害や肢体不自由のある児童生徒が共に学ぶ学校であり、小学部・中学部・高校部の発達段階に応じて児童生徒個々の「身につけておきたい力、育てたい力」を見極め、すべての子供たちの“今”と“将来”の豊かな生活の実現を目指し、また社会的自立・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育てることを目指した「キャリア教育」に取り組んでいる。また、校訓に「明るく、仲良く、誇らしく」を掲げ、児童生徒の健康と安全を第一とし、さらに学校教育活動全体を通して児童生徒、保護者、教職員の満足度の高い学校を目指している。

#### ・特色

1. 知的障害と肢体不自由の児童生徒を受け入れる特別支援学校で、小学部・中学部・高校部の3学部があり、各学部には訪問教育の教育課程がある。
2. 高等部知的障害の学級に、生徒の障害特性や卒業後の進路を見据え、これまで以上に生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育を行うため、コース制（教育課程の類型化）を導入している。
3. 学習指導は、学年別や障害の種類別に行うことを基本としているが、学年や障害の枠を超えた合同学習の機会を設けている。
4. 社会性の発達と社会参加に向けて、地域の学校や地域住民との交流及び共同学習活動を実施している。
5. 中学部と高等部は、社会生活や自立した生活に必要な基礎知識・技能・態度の育成を目指して作業学習や就職・施設体験学習を設けている。
6. 高等部の知的障害通常の学級には、職業に関する教育を一層充実させるために、「サービス技能」という学校設定学科を設けている。
7. 自宅から通学することが困難な児童生徒のために寄宿舎を設けているとともに、スクールバスも運行している。

・施設の概要

1) 敷地面積

(単位: m<sup>2</sup>)

校舎敷地	26,846.00
運動場	3,680.00
農芸実習地	480.00
その他	3,689.00
合計	34,695.00

2) 建物延床面積

(単位: m<sup>2</sup>)

管理棟	1,490.04
中学部棟	677.49
特別教室棟	730.66
高等部棟	808.16
作業実習棟	336.76
寄宿舎棟	1,829.26
小学部棟	1,012.17
プール機械室棟	118.88
機械室棟	90.75
温室棟	50.00
体育館	674.70
合計	7,818.87

・生徒及び児童数

(単位: 人)

	H28			H29			H30		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
小学部	36	19	55	36	12	48	39	15	54
中学部	33	18	51	35	25	60	36	23	59
高等部	49	34	83	49	36	85	47	25	72
合計	118	71	189	120	73	193	122	63	185

・教職員数

(単位: 人)

	H28	H29	H30
校長	1	1	1

副校長	1	1	1
教頭	1	1	1
指導教諭	1	1	1
教諭	78	78	81
養護教諭	2	2	2
養護助教諭	2	2	2
栄養教諭	1	1	1
講師	34	33	26
本務教員計	121	120	116
事務職員	7	7	6
寄宿舎指導員	22	23	24
実習助手	2	2	2
技術職員	1	1	1
介助員	6	6	6
看護師	4	4	4
給食補助員	8	8	6
本務職員計	50	51	49
教職員合計	171	171	165

注1) 講師には、非常勤講師を含む。

注2) 事務職員には、非常勤嘱託（事務）を含む。

注3) 技術職員に、学校技術職員を記載。

・進路の状況

小学部卒業時 (単位：人)

	H28	H29	H30
進学	16	3	12
就職	0	0	0
家業	0	0	0
施設等	0	0	0
その他	0	0	0
計	16	3	12

中学部卒業時 (単位：人)

	H28	H29	H30
進学	18	11	23
就職	0	0	0
家業	0	0	0
施設等	0	0	0
その他	0	0	0
計	18	11	23



高等部卒業時

(単位：人)

	H28	H29	H30
進学	0	0	0
就職	6	12	9
家業	0	0	0
施設等	21	22	11
その他	1	0	0
計	28	34	20

・収支の状況

(単位：千円)	
科目	金額
給与	591,513
職員手当等	282,658
共済組合負担金	135,916
社会保険料	24,546
賃金	3,023
費用弁償	11
報酬	10,595
人件費計	1,048,262
報酬	1,457
共済費	28
賃金	
報償費	1,873
旅費	163
需用費	20,955
役務費	887
委託料	29,898
使用料及び賃借料	218
工事請負費	1,401
原材料費	
備品購入費	1,959
負担金、補助及び交付金	90
扶助費	31,036
補償、補填及び賠償金	40
償還金、利子及び割引料	
公課費	46
支出合計(A)	1,138,314

使用料及び手数料	2,084
財産収入	14
貸付金返還収入	0
雑入	1,189
収入合計	3,286
除：貸付金返還収入(B)	3,286
差引行政コスト(A-B)	1,135,027
生徒数(人)	185
生徒1人当たり行政コスト	6,135

## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

##### ① 舎監宿直命令簿での教頭命令の明確化【監査意見】

上記手続を実施した結果、「舎監宿直命令簿」で教頭の命令が確認できなかった。実際は事前の月間スケジュール報告で教頭が確認しているとのことだが、責任の所在の明確化及び命令が出されていることを客観的に分かるようにするために今後は「舎監宿直命令簿」上に命令を出した証跡を残すことが望ましい。

なお、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】については、武雄高校と同様。

## 3. 請負・委託契約事務

### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 4. 支出事務

##### (1) 旅費交通費等の支出

###### 1) 監査結果及び意見

###### ① 出張の際の手続きについて【監査意見】

出張の際は「出張伺い」と「復命書」が必要であり、「復命書」には「復命事項（内容及び所感）」を記載する欄がある。現状、消耗品の買出し等の外出に対しても「復命書」及び「復命事項（内容及び所感）」が必要という運用となっている。

研修や会議のような今後の教育に資する外出については「内容及び所感」が必要だが、近距離の消耗品の買出し等の外出に関しては「出張伺い」とは別の簡便的な運用（例えば、公用車使用記録簿上だけの管理等）での管理で十分だと思われる。簡便的に運用できる部分は簡便化することで、教職員が本来注力すべき業務に集中できる環境を整えるべきである。

##### (2) 需用費その他支出

###### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

#### 5. 財産の管理事務

###### 1) 監査結果及び意見

###### ① 廃棄処理及び修理が必要な備品について【監査意見】

備品出納・管理簿から任意に抽出した備品と現物を照合した結果、すべて照合できた。学校が実施している備品の現物照合は、単に備品の実在性を確認するだけでなく、備品札（シール）の貼付状況や修理の必要性及び廃棄希望の有無を確認するとともに、廃棄希望の備品については所定の場所に保管しており、管理状況も良好であった。

ただし、廃棄処理及び修理が必要な備品は、速やかに廃棄処理及び修理が必要であると考えられるが、学校の予算都合上、廃棄及び修繕に必要な費用が捻出できなかったため、廃棄又は修理が行われていないままとなっている。予算の優先順位を考慮した結果、廃棄処理及び修繕を後回しにしたものであり、やむを得ない状況ではあるものの、必要な修理が行われていない備品については、授業への支障も懸念されることから、必要な財源を確保して廃棄処理及び必要

な修理を行うことが望ましい。

## 6. 薬品等の管理事務

### 1) 薬品等の管理状況

薬品庫の鍵の管理、薬品等の管理記録や定期的な管理記録簿と現品の照合等につき、概ね適切な管理が実施されていた。

### 2) 監査結果及び意見

#### ① 薬品の実地棚卸について【監査意見】

管理記録簿から任意に抽出した薬品と現物を照合した結果、すべて照合できた。学校が実施している薬品の現物照合は、単に実在性を確認するだけではなく、薬品の保管状況も確認しており、薬品の管理状況も良好であった。

管理記録簿を通査し、劣化のため廃棄と記載された劇物の処分状況を確認したところ、管理記録簿には廃棄のため残量なしと記載されているが、実際には廃棄されずに薬品庫に保管されたままになっている劇物があった。この劇物は廃棄予定であったため、管理記録簿には廃棄済みとして記載したものの、産業廃棄物処理業者への処理依頼が間に合わず、現物は廃棄されずに薬品庫に保管されたままとなっており、その後の現物照合の際にも廃棄されていないことに気づかず、管理記録簿の記載内容が現物と一致していない状態であった。特に、毒物劇物については、現物照合を慎重に行う必要がある。

現物照合の方法は、タグ方式とリスト方式があり、その特徴は下記のとおりである。

【タグ方式】	
方法	担当者が品目及び個数を確認後、棚札という伝票に記入を行い、当該現物に貼付ける。すべての現物に棚札が貼付けされたことを確認した後、棚札を回収し、棚札と管理記録簿の記載内容を確認する方法。
メリット	すべての現物に棚札が貼付けされるため、現物が漏れなくカウントされたことが確認できる。
デメリット	全ての棚札を連番管理し、棚札の回収漏れを確認するため、現物照合作業全体に時間がかかる。
【リスト方式】	
方法	管理記録簿の記載をもとに、実際に保管されている薬品の数量が管理記録簿の数量と一致していることを確認する方法。
メリット	管理記録簿に記載されている数量と薬品の数量が一致していることを確認する手続となるため、比較的短時間で現物照合が完了する。
デメリット	管理記録簿上の数量との一致を確認する作業となるため、現物のカウントもれが発生しやすい。

学校の現物照合はリスト方式によっているため、現物のカウントもれが発生した。タグ方式を採用すれば、より正確に現物照合を行うことが可能であるが、薬物の品目も少ないため、今の現物照合の方法を継続し、より慎重に現物照合を行うことでも差し支えないと考える。

#### ② 不要薬品等の処理について【監査結果】

使用頻度が少ない毒物劇物で、十分な在庫があるにもかかわらず、新規に購入されている毒物劇物が存在する。学校創立初期に追加購入されたものであるが、新規に購入する際には在庫を確認し、購入数量を必要最小限に留める必要がある。

また、保有する毒物劇物の中に長期間未使用のものがある。今後の使用見込みがないものについては、計画的な廃棄処分を検討する必要があると考える。

### 7. 図書管理

#### 1) 図書管理の状況

図書の管理はエクセルで作成した帳簿で行われている。

##### ・図書の購入について

図書の購入予算は数万円程度である。教師に購入希望図書のアンケートを行い、アンケート結果をもとに購入図書を選定している。

##### ・蔵書点検と除籍処理について

蔵書点検は春休みと夏休みの年 2 回実施されている。除籍処理は、蔵書点検時に図書の状況を見ることになるため、概ね蔵書点検時に実施している。

##### ・紛失等により未返却となった図書の処理

生徒に返却を求めることは困難であるため、生徒への請求は行っていない。

##### ・図書の紹介について

新しく購入した図書は、図書室の新書コーナーに開示している。

#### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

### 8. 収納事務

#### (1) 使用料及び手数料

## 1) 概要

### ① 総務管理使用料

- ・教職員から徴収している駐車場使用料

### ② 教育施設使用料

- ・西日本電信電話㈱から徴収している支線柱敷地の使用料

### ③ 事務手数料

- ・卒業生から徴収している各種証明書発行手数料

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## (2) 諸収入

### 1) 概要

#### ① 教室等の使用に係る維持管理費

- ・教室、体育館等の利用者から徴収している水道光熱費相当額

#### ② 教育実習生受入に係る経費相当額

- ・教育実習生から徴収している受入に伴い発生する諸経費相当額

#### ③ スクールバス利用料

- ・生徒、児童の利用者から徴収している利用料相当額

#### ④ 金子財団からの助成金

- ・金子財団から受け取った特別支援学校助成金

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 9. 現金出納

### 1) 概要

#### ① 現金出納の対象取引

- ・卒業生から徴収している各種証明書発行手数料

#### ② 現金出納簿

原則として、収納した現金を翌日に預金口座に入金するため、その日は現金を学校にて保管することとなることから、上記対象取引は全て現金出納簿に記載している。

### ③ 領収証書綴り

領収証書綴りは、現金出納の対象取引別に連番管理がなされている。書損じが生じた場合、その旨を明記し破棄せずに領収証書綴りに貼り付けている。また、領収証書綴りは新たな年度から新しい領収証書綴りを使用することとしており、古い年度の未使用分はパンチで穴を開け、使用できないようにされている。

### ④ 領収証書発行番号整理簿

領収証書綴りの使用状況を管理するために、領収証書の種類ごと、年度ごとに作成されている。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 10. 私費会計

PTA 会計、給舎食費会計、生徒会会計等計 34 の私費会計がある。金額的及び質的重要性の高い PTA 会計及び給舎食費会計について手続きを行った。

### (1) PTA 会計

#### 1) 概要（平成 30 年度実績）

##### ① 主な収入項目

- ・会費 1,359 千円  
生徒及び教職員から月額 350 円を徴収

##### ② 主な支出項目

- ・PTA 活動費/研修費 113 千円  
PTA 施設見学経費等
- ・PTA 活動費/専門部費 225 千円  
PTA 新聞印刷代等
- ・PTA 活動費/負担金 202 千円  
各 PTA 関係団体会費他

- ・PTA 活動費/環境整備費 272 千円  
非常用袋、5 年間保存水、救給カレー他
- ・学校管理運営費/負担金 284 千円  
各研究団体会費及び参加費他

③ 決算の報告

PTA 総会（平成 31 年 4 月 20 日開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 給食・舎食費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

① 主な収入項目

- ・就学奨励費 3,673 千円  
※「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等により特別支援学校への就学の特殊事情を考慮し、児童または生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために国及び県から補助または交付されるもの。
- ・生徒個人負担分 210 千円  
小学生から 1 食 290 円、中学生高校生から 1 食 320 円を徴収  
(就学奨励費及び生徒個人負担分の合計額)
- ・職員分 1,024 千円  
給食を食する教職員から 1 食 320 円を徴収

② 主な支出項目

- ・野菜 3,153 千円
- ・肉 3,482 千円
- ・魚 1,017 千円
- ・牛乳 2,242 千円
- ・米・麺・パン 1,874 千円
- ・佐賀県学校給食会 1,109 千円
- ・その他 2,578 千円  
加工食品 1,155 千円、卵他材料 974 千円等



### ③ 決算の報告

PTA 総会（平成 31 年 4 月 20 日開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

### ① 決算整理手続【監査意見】

平成 30 年度給舎食材料費会計は、給食材料費会計・舎食材料費会計ともに収支差額がゼロとなっている。収入は 1 食当たりいくらかで生徒及び職員から収受しているものであり、支出は、食材ごとに様々な業者から購入している食材代等であり、通常の運営をしていると最後に精算をしない限りは収支差額がゼロになることはないと考えられる。この背景について担当者に確認したところ、毎月収支がバランスするように献立を考えており、年度末には年度の収支差額がゼロになるように購入品・購入量で最終調整をしているとのことである。

ここで、「教委保第 270 号（平成 26 年 5 月 29 日）学校教育費の適正な取り扱いについて（通知）」（学校教育課保険体育室長）で給食費は年度末に精算することとなっている。精算には、①収支差額をゼロにして年度内に消化する方法、②残高を負担者に返金する方法という選択肢がある。

給舎食材料費は私費負担であり、給舎食の提供を受ける個人が負担するもの、つまりは応益負担である。この観点からすると、収支差額がゼロになるよう食材の変更、量の調整等をし、その便益を負担者が享受するのであれば不合理ではない。

但し、収支差額が大きい場合には負担者への返金及び翌年度の給食費の改定を検討する必要がある。一方で収支差額が僅少な場合に負担者への返金を行うと事務手続きの大きな負担を伴うため負担者へ食事という形で還元することが運営上合理的であろう。現状、通常の運営での最終的な収支差額を把握した上で消化か返金かの選択肢の意思決定が行われた形式がない。今後は金額を把握した上での合理的な意思決定をプロセス化し、文書として残すべきである。

## VIII 佐賀県立金立特別支援学校

### 1. 学校の概要

- ・所在地 佐賀県佐賀市金立町大字金立 2339-2
- ・創立日 昭和 35 年 4 月
- ・対象 肢体不自由、発達障害等

教育課程は、障害が肢体不自由のみの生徒を対象とするⅠ課程、肢体不自由以外に障害を併せ有する生徒を対象とするⅡ課程と、より障害の程度が重いⅢ課程がある。

そして、いずれの教育課程においても、一般の学校にはない教科がある。具体的には、「自立活動」、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導」「作業学習」という教科である。「自立活動」はⅠ課程・Ⅱ課程・Ⅲ課程の全てにある教科で、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導」「作業学習」は障害を2以上併せ有する生徒を対象とするⅡ課程とⅢ課程にある教科である。

また、小学部・中学部・高等部の総生徒数にⅠ課程の生徒が占める割合は非常に少なく、10人程度である。言い換えると、生徒のほとんどが、肢体不自由以外に障害を2以上併せ有しているⅡ課程とⅢ課程の生徒である。これは、障害が肢体不自由のみの生徒は、一般の学校の特別支援学級を希望するためである。

#### ・特色

県内唯一の肢体不自由障害種の単一校であり、センター的機能の役割を担っている。

#### ・教育方針

- 1 児童生徒の一人一人の状況（障害の状態や発達段階、特性）に応じた教育を実践する。
- 2 児童生徒が「明るく」「正しく」「たくましく」生きる力を育成する。

#### ・施設の概要

##### 1) 敷地面積

(単位：㎡)

	面積
校舎敷地	11,399.58
運動場	1,739.00
その他	22,206.55
合計	35,345.13

2) 建物延床面積

(単位:㎡)

	面積
校舎	11,156.35
職員宿舎	155.19
その他	88.04
合計	11,399.58

・生徒数

(単位:人)

	H28					H29					H30				
	本校舎		分校舎		計	本校舎		分校舎		計	本校舎		分校舎		計
	男子	女子	男子	女子		男子	女子	男子	女子		男子	女子	男子	女子	
小学部	13	18	12	8	51	16	16	10	8	50	17	10	11	10	48
中学部	14	11	5	5	35	10	8	5	8	31	11	13	5	6	35
高等部	21	14	0	0	35	25	16	0	0	41	24	15	0	0	39
合計	48	43	17	13	121	51	40	15	16	122	52	38	16	16	122

・教職員数

(単位:人)

	H28	H29	H30
校長	1	1	1
副校長	1	1	1
教頭	2	2	2
主幹教諭		1	2
指導教諭	1		1
教諭	83	84	83
助教諭			
養護教諭	2	1	1
養護助教諭	1	1	1
栄養教諭	1	1	1
講師	28	35	36
本務教員計	120	127	129
事務職員	10	8	7
実習助手			1

実習助手（臨任）	2	2	1
寄宿舎指導員	17	17	18
寄宿舎指導員（臨任）	8	9	7
学校図書館事務員			
技術職員	3	3	2
調理員	1	1	1
調理員（臨任）	6	6	6
給食補助員	5	5	5
介助員			1
介助員（臨任）	7	7	6
看護師	9	9	9
本務職員計	68	67	64
教職員合計 ①	188	194	193
生徒合計 ②	121	122	122
生徒 1 人に対する 教職員の数 ①/②	1.55	1.59	1.58

注 1) 講師には、非常勤講師を含む。

注 2) 事務職員には、非常勤嘱託（事務）を含む。

注 3) 技術職員に、学校技術職員を記載。

・進路の状況（単位：人）

小学部卒業時（本校舎）

	H28	H29	H30
進学	5	9	4
就職			
家業			
施設等			
その他			
計	5	9	4

小学部卒業時（分校舎）

	H28	H29	H30
進学	2	1	2
就職			
家業			
施設等			
その他			
計	2	1	2

中学部卒業時（本校舎）

	H28	H29	H30
進学	11	5	10
就職			
家業			
施設等			
その他			
計	11	5	10

中学部卒業時（分校舎）

	H28	H29	H30
進学	3	3	4
就職			
家業			
施設等			
その他			
計	3	3	4

高等部卒業時

	H28	H29	H30
進学			
就職			2
家業			
施設等	10	11	10
その他			
計	10	11	12

・収支の状況

	(単位：千円)
科目	金額
給与	687,586
職員手当等	323,863
共済組合負担金	152,311
社会保険料	35,090
賃金	2,497
費用弁償	19
報酬	21,529
人件費計	1,222,895
報酬	1,348
共済費	60
賃金	14
報償費	367
旅費	80
需用費	30,593
役務費	1,157
委託料	12,506
使用料及び賃借料	254
工事請負費	1,293
原材料費	
備品購入費	1,790
負担金、補助及び交付金	107
扶助費	11,042
補償、補填及び賠償金	789
償還金、利子及び割引料	
公課費	
支出合計(A)	1,284,295

使用料及び手数料	2,308
財産収入	9
貸付金返還収入	0
雑入	576
収入合計	2,892
除：貸付金返還収入(B)	2,892
差引行政コスト(A-B)	1,281,402
生徒数(人)	122
生徒1人当たり行政コスト	10,503

## 2. 勤怠管理・給与計算

### (1) 勤怠管理

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

### (2) 給与計算事務における諸手当の計算

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

なお、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の電子化【監査意見】については、武雄高校と同様。

## 3. 請負・委託契約事務

### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 4. 支出事務

### (1) 旅費交通費等の支出

#### 1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(2) 需用費その他支出

1) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

5. 財産の管理事務

1) 監査結果及び意見

情報関連機器の備品管理について

佐賀県教育委員会のICT教育推進の流れの中で、学校には相当数のパソコンやタブレット、電子黒板等の情報関連機器が配置されている。ここ数十年で急速に普及した情報関連の備品は、一般的に以下の特徴がある。

- ・不具合の発生や修理の頻度が比較的高い
- ・盗難のリスクが比較的高い
- ・情報漏えい防止等セキュリティの観点からの慎重な管理が必要

金立特別支援学校における情報関連機器についての状況を確認したところ、主に以下のようなものが備品管理台帳に登録されていた。

台帳上の品名	登録数
充電保管庫	7
タブレット PC 充電保管庫	2
フロッピーディスク	1
コンピュータ	9
電子黒板操作用 PC	18
ノートパソコン	17
特別支援学校用学習用 PC	16
特別支援学校用学習用 PC (重度重複障害生徒用)	2
学習用 PC	17
サーバ本体	1
電子黒板	19
55 インチ液晶一体型電子黒板	9
70 インチ液晶一体型電子黒板	2
コンピューター式	1
電子計算機	1
学習者用端末一式	1
デスクトップパソコン	2

これらの情報関連機器についての管理状況はおおむね良好であったが、以下の点が検出された。

- ・平成 25 年度に総務課が一括購入した学習者用端末（タブレット P C）197 台等とその他の関連機器について、購入総額 17,115 千円すべてが「学習者用端末一式」としてまとめて備品台帳に記載されていた。（上記とは別に、金立特別支援学校で購入した学習者用端末 35 台が備品台帳に記載されている。金立特別支援学校には、学習者用端末は、本庁から移管されたものと学校予算で購入したものがある）。
- ・情報処理室（児童・生徒用の特別教室）には新しいパソコンと古いパソコンが配置されていた。新しいパソコン 7 台とソフトウェアが「電子計算機」1,503 千円としてまとめて備品台帳に記載されていた。
- ・備品札（シール）が消えたり消えかかったりしていたものがあった。
- ・台帳上の名称について、ソフトウェアを「フロッピーディスク」としているなど実際のもを適切に表現していないものや、「コンピュータ」「電子計算機」など統一されておらずわかりにくいものがあった。
- ・同じく台帳上の名称について、これは情報関連機器に限ったことではないが、同じ名称のものが複数登録されていたため、備品札（シール）が適切に添付されていないものは、どの備品なのか容易に識別できない状況であった。
- ・電子黒板が備品として 30 台登録され、うち 2 台は故障しているとのことであった。入れ替えの時期で学校には 60 台の電子黒板が存在し、新しい電子黒板が使用されていた。台帳上の登録替えは本庁からの連絡待ちであり、未了であった。

#### ① 備品台帳の登録方法について【監査意見】

まず、備品台帳への登録方法について、一度の入札等で同じ物品をまとめて複数購入することはよくあることである。佐賀県でも情報関連機器を本庁が一括調達することで購入単価がかなり低く抑えられている。このように一度に複数台数を購入した場合の備品台帳への登録方法として、1 品ずつ登録する方法（以下「個別登録」と、複数台をまとめて登録する方法（以下「集合登録」とがあるが、集合登録は、将来備品の除却や売却、移管時にまとめて処理を行うとは限らず、また現物確認の際に詳細がわからないため、管理上は、個別登録が望ましい。集合登録する場合には、備品を個別に管理できるようにその内訳表を作成する必要があると考える。

#### ② 情報関連機器登録時の考え方の統一について【監査意見】

その上で考慮しなければならないのが、備品として登録される物品の基準である。備品とは以下のように定義されている（佐賀県財務規則 143 条、佐賀県



財務規則要領 143 条関連)。

- ・ 性質及び形状を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐えられる物品で、一品の取得価額または取得評価額が 10 万円以上のもの
- ・ 10 万円未満のものであっても物品管理員が特に備品として管理することが適当であると認めたもの

この点、例えば金立特別支援学校において集合登録されているものの中には、1 台 6 万 9 千円の学習者用端末 162 台や 1 台 3 千円のヘッドホン 10 台のように、一品では 10 万円に満たないものが含まれている。また、ソフトウェアのように無形のものも存在している。今後は、このような有形・無形の情報関連機器を、消耗品として処理するのか備品として管理するのか、また、登録時の名称などの考え方を整理・統一する必要があると考える。

### ③ 本庁一括購入備品の適切な管理について【監査意見】

次に、本庁一括購入の情報機器について、本庁一括購入の電子黒板は、事務処理が遅れて備品登録の処理が間に合わないまま使用されていた。また、電子黒板や学習者用端末等の具体的な使用場所・使用者の情報は学校の情報システム担当教員が管理し、本庁に報告をしているが、学校の物品管理者に適切に共有されていなかった。このように、本庁、学校の間で、管理が曖昧になっている部分がある。学校に移管された時点で、管理責任は学校にあり、物品管理者が適切な管理をすべきである。

学校現場において、今後はますます I T 化が進む中で、時代に即した備品管理の工夫が望まれる。

## 6. 薬品等の管理事務

### 1) 薬品等の管理状況

金立特別支援学校における薬品等は、「医薬用外毒物劇物管理、危害防止規定」に基づき管理を行っている。薬品等の保管は 1 カ所の鍵のかかる場所になされ、鍵の保管場所も決められている。理科担当実習教員が保管する薬品の管理簿を作成している。

年 3 回「「医薬用外毒・劇物」管理自己点検表」に基づき一斉点検を実施し、重さを量ることで全薬品の現在有高を計測し、管理簿に手書きで記載している。

### 2) 監査結果及び意見

#### ① 不要薬品等の処理について【監査結果】

他の学校同様、金立特別支援学校でも古くなった不要な薬品等が保管されていた。

廃棄予定のリスト化が完了しているので、今後は速やかに廃棄を進め、必要なものだけを保有することとし、事故防止及び管理コストの低減を図る必要がある。

## 7. 図書の管理

### 1) 図書室の概要

金立特別支援学校の図書室の概要は以下の通りである。

(令和元年 5 月 1 日現在)

面積	本校	77.8 m <sup>2</sup>
	分校	62.7 m <sup>2</sup>
蔵書数	本校	4,969 冊
	分校	3,160 冊
開館時間		平日 8 : 30～17:00
蔵書情報のデータベース化		探検隊導入済み

### 2) 図書管理の状況

金立特別支援学校における図書は「探検隊」というソフトウェアを使って管理している。図書は原則として探検隊に登録し、探検隊より発行したバーコードを添付している。

- ・ 図書の購入について

購入図書は、司書教諭がこれを検討して決定する。

- ・ 蔵書点検と除籍処理について

定期的な蔵書点検や除籍処理は重要性の観点から実施していない。

### 3) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## 8. 収納事務

### (1) 使用料及び手数料

#### 1) 概要

使用料及び手数料の歳入状況及びそれぞれの科目の主な内容は下表の通りである。

科目名称		H28	H29	H30
使用料 手数料 及び	総務管理使用料	2,271	2,259	2,293
	教育施設使用料	14	14	14
	事務手数料	-	0	0
	計	2,285	2,274	2,307

(単位：千円)

- ① 総務管理使用料は、自家用車で通勤する教職員から徴収している駐車場使用料である。
- ② 教育施設使用料は、九州電力㈱から徴収している電気通信事業等のための土地使用料等である。
- ③ 事務手数料は、卒業生から徴収している各種証明書発行手数料である。

これらの使用料は、佐賀県行政財産使用料条例第5条に従って、一定の条件を満たす場合減免される。金立特別支援学校において平成30年度には、近隣の福祉団体の作業訓練や、近隣の保育園の行事等で使用料が減免されていた。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、関係法令・規則等に準拠して取引及び内部手続が実施されているものと認められた。

## (2) 財産収入及び諸収入

### 1) 概要

財産収入及び諸収入の歳入状況及びそれぞれの科目の主な内容は下表の通りである。

(単位：千円)

科目名称		H28	H29	H30
財産 収入	土地貸付収入	7	7	7
	建物貸付収入	17	-	-
	物品売払収入	0	8	1
	計	25	16	8

諸 収 入	違約金及び 延滞利子	-	118	-
	雑入	301	1,140	575
	計	301	1,258	575

- ① 土地貸付収入は九州電力㈱から徴収している電柱設置のための土地使用料である。
- ② 物品売払収入は、金属くず売却に伴う収入である。
- ③ 違約金及び延滞利子は、委託契約の違約金である。
- ④ 雑入は、放課後児童クラブの使用に係る施設管理費、教育実習生受入に係る経費相当額や、スクールバス利用料等である。平成 29 年度については下水道料の減免に伴う収入が発生している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 9. 現金出納

### 1) 概要

#### ① 現金出納の対象取引

- ・各種証明書発行手数料（1 単位当たり 350 円）
- ・その他

#### ② 現金出納簿

現金はできるだけ学校に保管しないよう収納した現金は原則として当日中に預金口座に入金している。現金出納簿は、学校に現金として翌日以降まで保管する場合に記載している。

#### ③ 領収書綴り

領収書綴りは、証明書及び一般のものがあり、連番管理がなされている。また、書損じが生じた場合、その旨を明記し破棄せずに領収証書綴りに貼り付ける。また、領収証書綴りは新たな年度から新しい領収証書綴りを使用することとしており、古い年度の未使用分はパンチで穴を開け、使用できないようにする。

#### ④ 領収証書発行番号整理簿

領収証書綴りの使用状況を管理するために、領収書の種類ごと年度ごとに作成されている。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 10. 私費会計

### (1) PTA 会計、50 周年記念事業積立金会計

#### 1) 概要（平成 30 年度実績）

##### PTA 会計

#### 1 主な収入項目

- ・会費 1,352 千円  
生徒から月額 500 円、教職員から月額 500 円を徴収
- ・分校舎負担金 255 千円  
分校舎 PTA 会計より負担金の受入

#### 2 主な支出項目

- ・事務費 273 千円  
PTA 新聞発行費、事務用品ほか
- ・負担金 350 千円  
各種研究会の参加費
- ・専門部費 300 千円  
佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会（金立支部）への活動補助金
- ・旅費 169 千円  
九州地区肢体不自由教育研究大会福岡大会、全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会総会その他イベント参加時の旅費
- ・慶弔費 178 千円  
卒業記念品、卒業証書丸筒、香典、供花、弔電
- ・周年事業費 300 千円  
周年記念事業会計への積立額 300 千円

#### 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

## 周年記念事業会計

### 1 主な収入項目

- ・PTA 会計からの繰入 900 千円（平成 28 年度～平成 30 年度）
- ・OB 親和会会計からの繰入 500 千円（平成 29 年度）

### 2 主な支出項目

- ・記念品費 247 千円
- ・記念誌費 311 千円
- ・講演費 100 千円
- ・予備費の使用 402 千円（パソコン代、航空写真撮影料ほか）

### 3 決算の報告

運営委員会（平成 31 年 3 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (2) PTA 会計（分校舎）

### 1) 概要（平成 30 年度実績）

#### 1 主な収入項目

- ・会費 395 千円  
生徒から月額 500 円、教職員から月額 500 円を徴収

#### 2 主な支出項目

- ・PTA 会計にて発生した支出の 23%（生徒数割合）相当 255 千円
- ・教育活動支援費 119 千円

#### 3 決算の報告

分校舎 PTA 総会（平成 31 年 4 月開催）にて報告している。

## 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (3) 本校舎児童生徒会会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

1 主な収入項目

- ・会費 386 千円  
生徒から年額 4,500 円を徴収

2 主な支出項目

- ・文化際費・体育際費 209 千円
- ・美化費 115 千円  
入学式・卒業式生花代

3 決算の報告

生徒会総会（令和元年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

(4) 寄宿舍舎費会計

1) 概要（平成 30 年度実績）

1 主な収入項目

- ・舎費 170 千円  
生徒から月額 840 円を徴収

2 主な支出項目

- ・行事費 59 千円  
季節行事、舎祭・送る会
- ・保険安全部費 34 千円  
保健衛生用品、施設管理用品

3 決算の報告

寄宿舍の保護者会（令和 31 年 5 月開催）にて報告している。

2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## (5) 給食・舎食材料費会計

### 1) 概要（平成30年度実績）

#### 1 主な収入項目

- ・生徒負担 5,266 千円（うち就学奨励費 3,891 千円）  
給食（昼）：小学生 280 円/食、中学生・高校生 320 円/食  
舎食（朝）：小学生 200 円/食、中学生・高校生 230 円/食  
舎食（軽・夕）：小学生 460 円/食、中学生・高校生 490 円/食
- ・職員負担 8,548 千円  
給食（昼）：320 円/食  
舎食（朝）：230 円/食  
舎食（夕）：410 円/食

#### 2 主な支出項目

- ・食材費 13,841 千円

#### 3 決算の報告

PTA 総会（令和元年 5 月開催）・寄宿舍の保護者会（令和 31 年 5 月開催）にて報告している。

### 2) 監査結果及び意見

決算整理手続【監査意見】については、うれしの特別支援学校と同様。

## (6) その他の私費会計

### 1) 概要（平成30年度実績）

上記の私費会計以外に、会計内の残高が精算されてゼロになる私費会計があり、具体的には、下記のとおり。

修学旅行、学習活動費（個人別に決算している）

### 2) 監査結果及び意見

手続を実施した結果、修正事項はなく、関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

## 7. その他

### (1) 生活環境の整備について【監査意見】



佐賀県立金立特別支援学校（以下、「当校」という。）の教育課程は、障害が肢体不自由のみの生徒を対象とするⅠ課程、肢体不自由以外に障害を併せ有する生徒を対象とするⅡ課程と、より障害の程度の重い生徒を対象とするⅢ課程がある。

そして、いずれの教育課程においても、一般の学校にはない教科がある。具体的には、「自立活動」、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導」「作業学習」という教科である。「自立活動」はⅠ課程・Ⅱ課程・Ⅲ課程の全てにある教科で、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導」「作業学習」は障害を2以上併せ有する生徒を対象とするⅡ課程とⅢ課程にある教科である。

「自立活動」は、障害のある生徒が、生徒が興味関心のある活動を通して、主体的に（「自分で」「自分から」「自分だけで」だけでなく「支援を受けながら」でも、自分の思いを持って）、自立する（生徒が自分の持っている力を可能な限り発揮して、よりよく生きていこうとする）ことをいい、そのために、以下の方針を掲げて指導に当たっていくこととしている。

- ・将来を見通して必要な力（運動機能、視知覚等の認知機能等）を保持・向上を促す。
- ・生徒が自らの障害の状態を把握できるように働きかけ、それに伴う困難さを克服する意欲を育てる。
- ・社会参加に向けて、生活場面での課題を明確にし、QOL（quality of life）の向上を図る。
- ・生徒に応じたコミュニケーションの能力を育み、周囲の働きかけを受け止め自己を表現する力を育てる。

「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導」は、知的障害などにより、単一の教科を1時限通して授業することが困難であることから、複数の教科を組み合わせることで1時限を授業するものである。

このように、障害のある生徒の当校卒業後の生活を想定して、日常生活の指導に重点を置いている。

こういった方針の根底には、障害者に対する差別をなくし、障害者の人権や生存権を保障する、という考え方があると思われ、そういう考え方が世間で浸透することで、障害者が明るく前向きに生きることが可能となると思われる。

そうであれば、教職員の生徒に対する、明るく前向きで、暖かい対応（ソフト面での対応）が必要であるが、それだけではなく、介護問題と同様に、バリアフリーなど生徒が快適に過ごせるようにするための生活環境の整備（ハード面での対応）も非常に重要である。

しかし、現状は、この生活環境の整備（ハード面での対応）において、下記のような対応すべき課題が積み残されている。

本校舎5棟目の女子トイレ：

Ⅲ課程の生徒が主に利用しているが、昭和 46 年に設置されたものであり、50 年近く経過している。Ⅲ課程の生徒が介助員の付き添いが必要であるが、狭く介助が困難な構造となっている。

#### 分校舎のトイレ：

昭和 55 年に設置されたもので、40 年近く前のものであり、入口とトイレ内の男の女の仕切りがカーテンとなっている。カーテンによる仕切りは、介助する側からは便利であり、一見すると問題なさそうであるが、生徒のプライバシー保護の観点からは問題があり、隣接する佐賀整肢学園のトイレを利用している生徒もいる。

#### 建物をつなぐ通路における段差：

僅か 1 cm の段差であっても、車イスで段差を通るときの衝撃により、ボルトを体内に入れている生徒の中には激痛を訴えている、とのことである。

#### スロープの傾斜：

車イスで自力（介助なし）で昇り降りするには傾斜がきつい場所が 2 箇所ある（介助なしでは、昇るときに後ろに転倒する可能性もある）。

##### ① 分校舎前スロープ：

高さ：28cm 長さ：145cm → 勾配：約 1/5

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が定める最低限のレベルである建築物移動等円滑化基準によると、勾配は 1/12 以上が必要とされているため、当該基準を満たしていない。

##### ② 中学部教室棟スロープ

高さ：3 cm 長さ：56cm → 勾配：約 1/18

上記の建築物移動等円滑化基準は満たしているが、生徒には昇るのがかきつい勾配と感じているようである。基準値である勾配 1/12 は傾斜角度にすると 4.76 度なので、スロープそのものの勾配は 1/18 であっても、スロープの土台そのものの傾斜が原因で、傾斜角度は 4.76 度を大きく上回る可能性がある。傾斜計（安いもので数千円で購入可能）で測定することも検討に値する。

#### 吹き曝しの通路：

吹き曝しとなっている通路は、雨ですべるため、車イス転倒などの事故につながりかねない（濡れても滑らないように通路の表面を特殊加工するなどの対応が必要）。

県立の各学校は、教育委員会において全体の予算として編成され、各学校に予算が

配分される。教育委員会においても、生徒に障害がある当校を他の県立学校とは一緒に扱えない点は十分配慮された上で予算配分されていることかと思われるが、結果として、生活環境の整備（ハード面での対応）において、対応すべき課題が積み残されている。

特に、生活環境の充実において、当校のような障害のある生徒が通う学校は、障害のない生徒の通う学校とは全く別の次元での重視・配慮が必要となり、かつ、障害のタイプ（身体障害、知的障害、精神障害）によって学校運営実務上において重視・配慮すべきポイントが異なる。このため、特別支援学校で「一括り（ひとくくり）」にして考えることができず、また、特に特別支援学校の場合、学校運営に必要な情報やノウハウのほとんどは、その現場（学校）に蓄積されている。特別支援学校の場合、限られた予算の範囲内で、各特別支援学校の個別の事情に応じて優先されるべき環境の整備を進める必要がある。

## （２）長期的な施設整備計画における実施希望時期と見積額の表記【監査意見】

上記１のとおり、限られた予算の範囲内で、各特別支援学校の個別の事情に応じて優先されるべき環境の整備を進めるためには、学校が必要と考える施設設備を全て、長期的な施設整備計画として把握し、計画上の施設設備に優先度合と実施希望時期と見積額を明確にすべきである。

現在、「施設整備要望書」「維持修繕・補修要望書」は作成されており、これらに実施希望時期や見積額が記載されているものの、「中長期整備計画」には、実施希望時期や見積額は明記されていないため、書面からは「優先度は高くない」ように思われる。より現場の状況を正確に伝えるためには、実施希望時期（そして、可能な限り見積額）を明記することが望ましく、加えて、優先度の高い項目には、その旨を記載することなども検討してもいいように思われる。当年度の予算配分も、数年後に大規模な修繕・改築・建替えがあるかどうかで、その優先順位が高いかどうかの影響は受けるはずであるため、教育委員会としてもこれらの情報を把握しておく必要があると思われる。